

## 令和7年第6回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示 .....	1
応招・不応招議員 .....	2
9月9日(火)	
○開会 .....	5
○開議 .....	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介 .....	5
○諸般の報告 .....	5
○町長挨拶 .....	8
○議事日程の報告 .....	10
○会議録署名議員の指名 .....	10
○会期の決定 .....	10
○町政に対する一般質問 .....	10
7番 関口雅敬君 .....	11
5番 村田徹也君 .....	18
4番 野原隆男君 .....	29
1番 中川博介君 .....	33
2番 村田武彦君 .....	37
9番 新井利朗君 .....	39
8番 大島瑠美子君 .....	43
○町長提出議案の報告及び一括上程 .....	48
○議案第34号の説明、質疑、討論、採決 .....	48
・議案第34号 長瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第35号の説明、質疑、討論、採決 .....	50
・議案第35号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例	
○議案第36号の説明、質疑、討論、採決 .....	51
・議案第36号 長瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第37号の説明、質疑、討論、採決 .....	52
・議案第37号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第38号～議案第41号の説明 .....	55
・議案第38号 令和6年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第39号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第40号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	

・議案第41号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○会議時間の延長	69
○延会について	73
○次会日程の報告	73
○延 会	74



9月10日（水）

○開 議	77
○議案等の説明のため出席した者の紹介	77
○議事日程の報告	77
○議案第38号～議案第41号の説明、質疑、討論、採決	77
・議案第38号 令和6年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について	
・議案第39号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて	
・議案第40号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
・議案第41号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて	
○議案第42号の説明、質疑、討論、採決	117
・議案第42号 令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）	
○議案第43号の説明、質疑、討論、採決	123
・議案第43号 令和7年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
○議案第44号の説明、質疑、討論、採決	124
・議案第44号 令和7年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）	
○議案第45号の説明、質疑、討論、採決	125
・議案第45号 令和7年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
○議案第46号の説明、質疑、討論、採決	126
・議案第46号 財産の取得について	
○議案第47号の説明、質疑、討論、採決	129
・議案第47号 長瀬町教育委員会委員の任命について	
○議員派遣の件	129
○議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済観光常任委員会の閉会中の継続調査 の件	130
○字句の整理	130
○閉会について	130
○町長挨拶	131

○閉　会 ..... 1 3 1

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第82号

令和7年第6回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年9月2日

長瀬町長 鈴木出男

1 期 日 令和7年9月9日（火）

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（8名）

1番	中	川	博	介	君	2番	村	田	武	彦	君
3番	近	藤	一	美	君	4番	野	原	隆	男	君
5番	村	田	徹	也	君	7番	関	口	雅	敬	君
8番	大	島	瑠	美子	君	9番	新	井	利	朗	君

不応招議員（1名）

6番 野 口 健 二 君

## 令和7年第6回長瀬町議会定例会 第1日

令和7年9月9日（火曜日）

### 議事日程（第1号）

1、開会

1、開議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

7番 関 口 雅 敬 君

5番 村 田 徹 也 君

4番 野 原 隆 男 君

1番 中 川 博 介 君

2番 村 田 武 彦 君

9番 新 井 利 朗 君

8番 大 島 瑠美子 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第34号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第35号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第36号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第37号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第38号～議案第41号の説明

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延会

午前9時開会

出席議員（8名）

1番	中	川	博	介	君	2番	村	田	武	彦	君
3番	近	藤	一	美	君	4番	野	原	隆	男	君
5番	村	田	徹	也	君	7番	関	口	雅	敬	君
8番	大	島	瑠	美子	君	9番	新	井	利	朗	君

欠席議員（1名）

6番 野 口 健 二 君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴 木 日 出 男 君	副 町 長	横 山 和 弘 君
教 育 長	井 深 道 子 君	総務課長	染 野 和 明 君
企 画 財 政 長	橋 本 明 身 君	会 務 計 算 課 理 者 兼 會 計 長	福 嶋 俊 晴 君
町 民 課 長	朽 原 秀 樹 君	福 祉 介 護 講	内 田 千 栄 子 君
健 康 保 健 課 長	福 島 陽 子 君	産 業 觀 光 課 長	常 木 真 人 君
建 設 課 長	村 田 和 也 君	教育次長	熊 谷 昌 史 君

事務局職員出席者

事務局長 前 沢 克 之 書 記 中 故 康 雄

## ◎開会の宣告

(午前9時)

○議長（関口雅敬君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年第6回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和7年第6回長瀬町議会定例会を開会いたします。

なお、本日の会議において、野口健二君から欠席の届出がございましたので、ご報告いたします。



## ◎開議の宣告

○議長（関口雅敬君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由にお願いいたします。

また、議場内にいらっしゃる方につきましては、議場内の水分補給を許可いたします。水分の容器は机の下に置くようにしてください。

今議会において不穏な発言があった場合は、後刻、記録を調査の上、措置いたします。

また、議員及び参与席にご着席の方々につきましては、会議中に席を離れ、やむを得ず議場外へ退出する場合は、挙手の上、議長の許可を得てから行うようお願いいたします。

傍聴席の方にお願いいたします。議場内への通信機器、端末の持込みは禁止しておりませんが、操作はご遠慮願えればと思います。

なお、長瀬町議会傍聴規則第8条第4項の規定により、議長の許可なく録音及び撮影については禁止されておりますので、疑わしい場合は傍聴席より退出していただく場合がございますので、よろしくお願ひいたします。



## ◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（関口雅敬君） 本日の会議において地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のために出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



## ◎諸般の報告

○議長（関口雅敬君） ここで、諸般の報告をいたします。

第3回定例会以降の正副議長の公務及び出張につきましてご報告いたします。

6月13日、長瀬町役場において船玉まつり第一回実行委員会があり、副議長の大島瑠美子君と出席いたしました。なお、同実行委員会には、経済観光常任委員長の野原隆男君も出席しております。

6月20日、東秩父村役場において秩父町村議員クラブ役員会があり、出席いたしました。

6月23日、長瀬町役場において岩手県田野畠村議会行政視察受入れがあり、出席いたしました。なお、視察受入れには、総務教育常任委員長の村田徹也君も出席しております。

6月24日、長瀬町役場において栃木県那珂川町行政視察受入れがあり、出席いたしました。なお、視察受入れには、経済観光常任委員長の野原隆男君も出席しております。

7月1日、秩父市役所において秩父地域議長会第1回定例会があり、副議長の大島瑠美子君と出席いたしました。

7月3日から4日にかけて、埼玉県町村議会議長会主催による町村議会議長県外視察があり、上越市議会等を視察いたしました。

7月4日、長瀬町長生館において秩父地区労働基準協会長瀬支部通常総会・懇談会があり、出席いたしました。

7月11日、秩父宮記念市民会館において西関東道路整備促進期成同盟会総会及び定峰トンネル開削促進期成同盟会総会があり、出席いたしました。

7月17日、長瀬町中央公民館において青少年健全育成長瀬町民会議総会・研修会があり、出席いたしました。

7月22日、秩父地方庁舎において秩父地域基幹道路建設促進議員連盟、水と森林を守る秩父地域議員連盟、秩父地域観光振興議員連盟第2回役員会があり、副議長の大島瑠美子君と出席いたしました。

7月22日、秩父市役所歴史文化伝承館において秩父地区暴力排除推進協議会定期総会があり、出席いたしました。

7月24日、皆野町文化会館において県道長瀬玉淀自然公園線寄居長瀬皆野地内改修促進期成同盟会総会があり、出席いたしました。なお、同総会には、経済観光常任委員会の委員長の野原隆男君も出席しております。

8月1日、秩父市地場産センターにおいて秩父地域基幹道路建設促進議員連盟、水と森林を守る秩父地域議員連盟、秩父地域観光振興議員連盟総会があり、役員として副議長の大島瑠美子君と出席いたしました。なお、同総会には、会員として新井利朗君、野口健二君、村田徹也君、野原隆男君、近藤一美君、村田武彦君、中川博介君も出席しております。

8月4日、長瀬町役場において第60回ちちぶ定住自立圏推進委員会があり、出席いたしました。

8月6日、長瀬町役場において船玉まつり第二回実行委員会があり、副議長の大島瑠美子君と出席いたしました。なお、同実行委員会には、経済観光常任委員長の野原隆男君も出席しております。

8月8日、秩父市役所歴史文化伝承館においてちちぶ定住自立圏現況報告会があり、副議長の大島瑠美子君と出席いたしました。同報告会には、野口健二君、野原隆男君、村田武彦君、中川博介君も出席しております。

8月8日、寄居町「園」において秩父町村議員クラブ総会があり、副議長の大島瑠美子君と出席いたしました。なお、同総会には、会員として新井利朗君、野口健二君、村田徹也君、野原隆男君、近藤一美君、村田武彦君、中川博介君も出席しております。

8月10日、横瀬町民会館ホールにおいて第38回ヨコゼ音楽祭名曲コンサートがあり、副議長の大島瑠美子君が出席いたしました。

8月14日、皆野町において秩父音頭まつりがあり、出席いたしました。

8月15日、長瀬町において船玉まつりがあり、副議長の大島瑠美子君と出席いたしました。船玉まつり

には、新井利朗君、野口健二君、村田徹也君、野原隆男君、近藤一美君、村田武彦君、中川博介君も出席しております。

8月18日、ホテルブリランテ武藏野において地方行政懇談会があり、出席いたしました。

8月26日、さいたま新都心合同庁舎、埼玉県庁、埼玉県議会議事堂において秩父地域議員連盟の県に対する要望活動があり、出席いたしました。

8月28日、国土交通省、総務省、農林水産省、環境省において秩父地域議員連盟の国に対する要望活動があり、出席いたしました。要望活動の中で、長瀬に対し様々なお褒めの言葉を関係省庁、各大臣等から受けたことをご報告いたします。

お褒めをいただいた内容は、皆さんのが極秘で当町に来町し、日本一地盤が固い、そういう安全な町、あるいは風光明媚な長瀬というお言葉をいただきましたので、皆さんに報告しておきます。

9月1日、長瀬町法善寺において長瀬七草寺靈場オープン法要があり、出席いたしました。

次に、秩父広域市町村圏議会議員からの報告をお願いいたします。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君）　おはようございます。それでは、秩父広域市町村圏組合議会から報告させていただきます。

7月16日、全員協議会がありました。

続いて、7月の23日、第2回定例議会が開催されました。内容につきましては、議案第12号 令和6年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定について、これにつきましては総員起立で認定されました。

続いて、議案第13号 秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例及び秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例が上程され、全員起立で可決でございます。

続きまして、議案第14号 令和7年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1号）が上程され、審議の結果、全員起立で可決でございます。

もう一本、議案第15号として財産の取得について提案されました。これは、災害対応特殊救急自動車が納入されるにつきましての財産取得でございます。これも、全員起立で賛成でございます。

なお、水道事業につきまして、10月15日に中央公民館を会場に、令和8年4月から水道料金が値上げされるかもしれないことにつきまして、町民説明会が行われます。10月15日19時から中央公民館でございます。

以上、秩父広域市町村圏組合議会からの報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（関口雅敬君）　次に、皆野・長瀬下水道組合議会議員からの報告をお願いいたします。

4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君）　皆さん、おはようございます。皆野・長瀬下水道組合に関する報告をいたします。

令和7年第1回皆野・長瀬下水道組合議会臨時会が令和7年8月6日に行われ、中川博介議員、近藤一美議員、野口健二議員とともに出席いたしました。

報告事項といしましては、板谷定美議員が辞職し、議長が欠けたことに伴い議長選挙を行いました。その結果、指名推選により、皆野町選出の黒澤廣治副議長が議長になり、副議長が欠けたことに伴う指名推選により、野口健二議員が副議長に当選いたしました。

また、板谷定美議員、鈴木日出男議員が辞職したことに伴い委員会に欠員が生じていたため、下水道常任委員に中川博介議員、総務常任委員に近藤一美議員が就任いたしました。

以上で、皆野・長瀬下水道組合の報告といたします。

○議長（関口雅敬君） なお、監査委員から令和7年5月から令和7年7月における例月出納検査及び前年度工事検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。



### ◎町長挨拶

○議長（関口雅敬君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（鈴木日出男君） おはようございます。

本日ここに、令和7年第6回長瀬町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては公私ともにご多用の中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

また、傍聴にお越しの皆様、町政にご関心をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、9月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、今後の町政運営について所信を述べる機会を得ましたことは、私の大きな喜びとするところでございます。このたび、大勢の町民の皆様から力強い支援と温かいご厚情を賜り、町政運営の重責を担わせていただくことになりました。

私は課せられた使命は、安心安全で豊かな町民生活が実現できるようにすることと考えております。これから4年間、議員の皆様とともに町の両輪となり、将来について議論し合いながら、困難な課題にも果敢に挑戦してまいります。ご指導、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、私たちの町は、歴史、文化、伝統において誇れるものがたくさんございます。国指定名勝及び天然記念物「長瀬」に指定された岩畳を中心とした渓谷、宝登山神社、ライン下り、ハイキングコース、そして桜や紅葉、ロウバイなど、四季の移ろいを感じることができ、訪れる人たちに感動を与える魅力の宝庫であると確信しております。

私は、住んでいる人たちが自分の町に誇りを持ち、自分の町を愛していれば、新しく住みたいという人たちが増えてくるのではないかと考えます。私自身、この町が大好きです。この愛するふるさと長瀬を住んでいてよかった町、住んでみたい町としていくために働き続けることを、とてもありがたく思っています。

しかし、現在長瀬町は、人口減少や少子高齢化社会の進行の中で、財政面も含め大変厳しい状況にあります。そこで、町長就任に当たり、町民の皆様と声と心のキャッチボール、これを大切にし、町民の皆様と膝を交えた対話の中で、当面次の4つの政策に力を入れてまいります。

まず初めに、「すべての町民の皆様を支援する政策」を進めます。

国や県には、様々な市町村への国庫補助、また県費補助があります。財政の厳しい長瀬町では、様々な

補助金や制度を洗い出し、最大限に活用することが急務であります。子供から高齢者まで活用できる支援策を整備し、あらゆる世代の暮らしを支えてまいります。

次に、「教育の充実」を進めてまいります。

修学旅行費の無償化や小中一貫教育の早期実現を目指します。未来を担う子供たちが、長瀬町が大好きだと思えるような教育環境を整えてまいります。

次に、「定住移住促進・企業誘致」を進めてまいります。

地盤が強い、水害に強い長瀬町の特性を生かし、中小企業の移転や倉庫の誘致を進めてまいります。また、住みよい町として定住促進にも積極的に取り組んでまいります。

最後に、「観光地・長瀬のバージョンアップ」を進めてまいります。

観光に関わる皆様のご尽力により、長瀬町は近年多くのメディアに取り上げられております。こうした機会を生かし、天下の勝地「長瀬」をさらにアピールするとともに、長瀬駅周辺をより一層整備していくとともに、旧長瀬第二小学校跡地を中心とした樋口地区の活性化にも努めてまいりたいと思っております。

大澤タキ江前町長は、3期12年、財政、教育、福祉などの分野をはじめとして、大変大きな実績を残されました。しかし、行政運営には終わりはありません。私は、前町長の行政運営を継承しつつも、私、鈴木なりにこれまでの42年間の行政経験、そして4年間の団体職員の経験を生かし、一歩一歩着実に課題を解決していき、大好きな長瀬町が笑顔、元気、挨拶で活気あふれる町になるよう、前向きに取り組んでまいります。

以上、私の町政運営に対する所信を申し述べました。町民の皆様、議員の皆様の町政に対するご理解、一層のご支援を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

またここで、これから私とともに力を合わせ、町政運営の一翼を担っていただく副町長が令和7年8月12日付で就任をいたしましたので、ご紹介をさせていただきます。

横山和弘副町長でございます。

○副町長（横山和弘君） 横山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○町長（鈴木日出男君） 新副町長と協力し合い、今後も町政運営を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、ここで6月定例会以降における主な事業についてご報告を申し上げます。

産業観光課関係について申し上げます。

8月15日の長瀬町の夏を代表するイベントであります長瀬船玉まつり、開催をいたしました。当日は、開始とともに雨が降り始め、一時強い雨となりました。内容の一部変更が生じたものの、大きな混乱もなく、事故もなく、無事に祭りを終了することができました。これもひとえに、ご協賛いただきました皆様方をはじめ、支えてくださった多くの関係者のご支援、ご協力のたまものと、改めて感謝を申し上げます。

また、翌日のボランティア清掃、早朝より企業の皆様をはじめ、一般ボランティアの皆様、さらには子供たちまでご参加をいただき、会場周辺など清掃作業を行っていただきました。ボランティア清掃にご協力いただきました皆様方に、心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上、今定例会までの主な事業報告を終わります。

本定例会でご審議いただきます案件は、条例の改正案4件、令和6年度決算認定4件、令和6年度補正予算案4件、契約の議決案1件、人事案件1件の合わせて14議案でございます。議案の内容につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げます。いずれも町政の進展のため大変重要な案件

でございます。慎重にご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。



### ◎議事日程の報告

○議長（関口雅敬君） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してございますので、よろしくお願ひいたします。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願ひをいたします。



### ◎会議録署名議員の指名

○議長（関口雅敬君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、長瀬町議会会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

4番 野原 隆男 君

5番 村田 徹也 君

以上の2名を指名いたします。



### ◎会期の決定

○議長（関口雅敬君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から11日までの3日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から11日までの3日間に決定いたしました。



### ◎町政に対する一般質問

○議長（関口雅敬君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただき、議事の進行にご協力をいただきますよう、特にお願いを申し上げます。

また、質問時間は1人につき60分以内でお願いいたします。

今回は、7番、関口雅敬君、5番、村田徹也君、4番、野原隆男君、1番、中川博介君、2番、村田武

彦君、9番、新井利朗君、8番、大島瑠美子君、以上7名から通告をされております。

なお、一般質問の順序は、お手元にご配付しております一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたしますが、1番目は私ですので、議長席を大島副議長と交代いたします。

[議長、副議長と交代]

○副議長（大島瑠美子君） 議長を交代いたしました。

7番、関口雅敬君、質問を許します。

○7番（関口雅敬君） それでは、通告に沿って質問をいたします。

初めに、安全で生きがいを持って暮らせるまちづくり実現について町長に伺います。長瀬中学校の生徒の悲しい事案を受け、私は深い悲しみと責任を感じています。政治家として、また町の一員として、自分が関わってつくられてきた社会において起きた現実です。長瀬町の政治家の一人として、子供たちの未来に対する責任を痛感しております。また、長瀬町を構成する全ての人がその責任を共有していると考えています。特に高齢者層は、現在の町の形をつくる政治選択、つまり多くの投票を行ったことを考えれば、今回の悲しい事案に直面して逃げることなく、町として何か行動を起こすべきだと考えています。

私は、教育現場や家庭の努力がある一方で、個人の力では限界がある現実を認識し、長瀬町に希望があることを示すことが必要だと提案いたします。商工会が掲げる日本一安全な町宣言のような取組が一つの方法であり、若者を失わないための対策を優先すべきです。

さらに、役場がその宣言に対し消極的だったことを深く憂慮し、町としてこの問題とどう向き合うのか伺います。

○副議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 関口議員の安全で生きがいを持って暮らせるまちづくりの実現についてのご質問にお答えをいたします。

私も今回の事案につきましては、深い悲しみを抱いたところであります。未成年の将来ある児童生徒に、我々大人たちが生きる希望を与えることなどは絶対に必要なことです。

関口議員のおっしゃるとおり、日本一安全な町宣言については商工会が、長瀬町が自然災害などの被害が大変起こりにくい地域であることを長年検討し、宣言をしていただきました。私も議員時代に、もっと町のほうがこの宣言についてはPRしたほうがよいのではないかとの一般質問をした関係上、この宣言については、今後町がどのように取組をして、町でできることは何なのかを再検討してまいります。

私としては、商工会が言う自然災害などの被害が大変起こりにくい地域であること以外に、町民の皆様の生活に密接する項目、例えば福祉、ライフライン、環境等も加えた内容を今後考えていくべきだと思っております。

以上でございます。

○副議長（大島瑠美子君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 再質問を行います。

この事案は大変デリケートでありますので、私も原稿を読み上げるように今回用意いたしました。今の答弁で、理由や原因は何であろうとも、一人の若者を失うことは、家族や関係皆様のみならず町民全ての悲しみであり、その喪失感はこうして言葉にすることさえ、無意味にさえ感じてしまいます。

今、我が長瀬町にとって代え難い人を失ったとき、何を考えるべきか、何を行うべきか、冷静に皆で考えることが大切だと思います。忘れなければ耐えられないほどのことであり、向き合うことのつらさは誰

しも感じるところでしょう。しかし、長瀬町の住民代表である町長をはじめ、議会議員や町執行部がそこから目を背けてはなりません。なぜなら、次に同じことを起こさないためです。今回のことでのてくる言葉が、いじめはなかったかというものです。次には、学校生活に問題はなかったのかなど、ある意味ありきたりの反応です。自分の知り得る限り、誰も原因を捉え切れていないようです。

一方、彼の行動は、大きく強いメッセージです。しかし、今その本当の意味を知るすべがありません。であるなら、逆の視点に立ち、どうあれば生き続けられるのか、どうあれば生きる力が湧いてくるのか、どうあれば希望が持てるのか、原因を考えるのではなく、生きる力を社会が今示せるかが重要です。長瀬はいいところだよ、長瀬はすばらしいところなのだよと子供たちや町民にメッセージを送ることが政治の使命です。さりとて、どのようによいのか、すばらしいのか、具体的に見える形やものにしなければなりません。将来、昨年来商工会が示してくれた日本一安全な町宣言などは、そのよい端緒になり得るものだと思います。しかし、役場では、看板を作ろうとした商工会に協力をしなかったと聞き及んでいます。議員の一人として、この対応に疑問を抱かずにはいられません。

本日ここで質疑を続けても、浅薄なことになるでしょう。人口減少対策にどれほど予算をつぎ込むことより、我が長瀬町の子供をいかに大切に育んでいくことが大事か、突きつけられた事象でございます。早急に対策を考えるため、垣根を越えて集まりをつくるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

この質問を最後として、町長の考え方を伺いたいと思います。

○副議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 関口議員の再質問についてお答えいたします。

議員のおっしゃる内容については、もっともなことだと思っております。長瀬中学校の生徒も、中学校卒業後はそれぞれが希望する進路に進み、その後県内外の大学へ進学したり就職したりして、そのままふるさと長瀬に帰ってこない、離れる方が多いのが現状でございます。その方々が、長瀬はいいところだ、また長瀬はいいところだった、そしてやっぱり長瀬町に住んでみたいと思っていただけるまちづくりが我々の任務であると思っております。

今私から言えることとしましては、関口議員の機関紙の題名である夢、希望という言葉を児童生徒にはもとより、全町民の皆様に与えられるよう、町といたしても対応してまいります。

以上です。

○副議長（大島瑠美子君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の問題は、先ほども言ったように大変デリケートな話が入っておりますので、ここですんなり次に移りたいと思います。

今後の町の施策について、企画財政課長に伺います。町は、総合振興計画を策定して施策の方針を定め、様々な事業を展開していると思います。この総合振興計画は、持続可能なまちづくりを実現するために、町が抱える様々な問題を解決し、いつまでも暮らしたいまち、活力のありいつまでも輝き続けるまちを実現するために策定しており、今年度次期計画に向けたアンケート調査を予定しているところでありますが、次期計画策定に当たり、現行計画の成果や達成率の検証をどのように行うのか。また、鈴木町長が町内各所で実施する予定の町民対話集会で提案された内容についても計画に反映していくのか伺います。

○副議長（大島瑠美子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 関口議員の今後の町の施策についてとのご質問にお答えいたします。

まず、現行計画の成果及び達成率の検証についてでございますが、第5次長瀬町総合振興計画後期基本

計画では、施策ごとに成果指標を設定し、計画終了年度である令和8年度における目標値を設定しております。第6次総合振興計画を策定する際は、目標値の達成度といった観点から、各指標における進捗状況の分析及び評価を行うことで、計画策定におけるP D C Aサイクルを進めてまいります。

次に、鈴木町長が町内各所で実施する予定の町民対話集会で提案された内容についても計画に反映していくのかについてでございますが、現在実施に向けて検討しております地域ミーティングでは、特定のテーマについて町から説明を行った後、町民の皆様との意見交換を行う形を検討しております。地域ミーティングにおいて町民の皆様からいただいたご提案につきましては、今年度実施する町民アンケートと同様、計画策定における資料として活用してまいります。

○副議長（大島瑠美子君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 新町長になり、初めて的一般質問になりました。ここで今必要なことは、過去を検証し、現在置かれた立ち位置を確認することが必要です。過去と現在の2点を結ぶことにより、将来に向かうべき場所が定まってくると思います。

そこで伺います。過去の中長期ビジョンの成果と達成率を、中学生でも分かるように説明をお願いいたします。

こうしてよく用いられる方法が、先ほど企画財政課長も言っていたP D C A、計画（プラン）、実行（ドゥ）、検証（チェック）、行動（アクション）のP D C Aの検証（チェック）を町民の代弁者たる議会がやらなければならないので、ここで質問をいたします。言わば過去の町政の総括であり、議会の反省と自己評価のための重要なデータですので、はっきりとお答えをいただきたいと思います。

また、今年アンケートを実施するということで600万、振興計画を実施するのに経費の見直しはするのか。町民との対話で、夢や希望の実現は反映されるのか。また、町職員でいろいろな資料作成は無理なのか。今の中学生が卒業してから関係する計画でありますので、今の中学生にも分かるように簡単に答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（大島瑠美子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） それでは、関口議員の再質問にお答えいたします。

まず、振興計画の過去の検証及び確認についてでございますけれども、生活指標の分析及び評価につきましては、第6次長瀬町総合振興計画を策定する際に、町内部での施策や事業の進捗状況を把握する目的で行っております。そのため、現段階ではその結果を、中学生を含め町民の皆様に公表するということは現状考えてはおりませんが、町民の皆様の意見を取り入れるに当たりましては、第5次総合振興計画後期基本計画を策定したときと同様、町民アンケートや関係団体のヒアリング、原案に対するパブリックコメントの実施を考えているところでございます。

また、地域ミーティングにおける対話内容について反映をされるのかについてでございますけれども、こちらは先ほど答弁させていただいたとおり、町民アンケートと同様、計画策定における資料として活用させていただきたいと考えております。

また、策定における経費の見直しについてでございますけれども、今年度は町民アンケートを実施するために予算を計上しております。予算の内容につきましては、アンケートを実施するに当たり必要な経費を盛り込んでおります。また、その中で委託をさせていただく部分につきましても、できる限り内容を絞った上で経費を計上させていただいておりますので、ご理解賜ればと考えております。

以上でございます。

○副議長（大島瑠美子君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の答弁で、先ほど私、特に今回中学生でも分かるように答弁をいただきたいと2度入れて質問したのだけれども、今ので中学生に言って本当に理解ができるかどうか。先ほど課長も、私が質問する前にP D C Aを出したということは、このP D C Aが全然私たちにはどうなっているかが分からぬ、特に計画、実行、検証、行動、こういうことが。もう中学生はこれから卒業して、今度の計画は特にそういう子供たちが関係するビジョンになってくる計画書なので、分かりやすく子供にやってやらないと、全然今までどおりだったら、ただ予算を使って立派な計画策定して、それで済ませる。これでは同じことで、さっきの1番の本当に住んでみたいとか、そういう町をつくっていくためには、この中長期計画から本当に見直さないと、この町、夢や希望が感じられない、私はそう思います。企財課長は県から来ているのだから、もっと簡単に私は説明できるのかと思うので、もう一度、申し訳ないけれども、答弁をお願いしたいと思います。

それと、アンケートに関わる費用も、アンケートだけで600万。これからそういう計画書をつくっていくために、予算が相当かかっていくと思うのです。中学生にも分かりやすいようになっていれば、みんなが本気で見るかもしれませんけれども、今までのようく業者が作成するようなので計画書を立てても、私はこれ意味ないと思うのですが、もう一度お願ひいたします。

○副議長（大島瑠美子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） それでは、関口議員の再々質問にお答えをいたします。

総合振興計画におけるP D C Aサイクルがどうなっているのか、分かりにくいのではないかという点でございますけれども、総合振興計画におけるP D C Aサイクルにおかれましては、先ほども答弁させていただきましたとおり、過去5年間の実施内容について、目標値の達成度といった観点ですとか、各指標における進捗状況の分析及び評価を行うことで、P D C Aサイクルを進めているところでございます。

また、毎年度の分析も実施しております、こちらにつきましては後期基本計画における重点プロジェクトとして、第2期長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。この総合戦略につきましては、その実効性を高めるため、毎年度まち・ひと・しごと創生総合戦略効果検証委員会を開催し、各施策の進行状況と効果について、専門的知見及び住民目線から検証を行っているところでございます。委員会での効果検証を踏まえた上で、予算編成を通じて事業ごとの評価、検証をしっかり行っているところでございます。また、この内容につきましては、町のホームページ等でも公表しているところでございます。今後も引き続き、効果検証委員会及び予算編成を通じたP D C Aサイクルを実施してまいります。

また、アンケートにおける予算の内容ということでご質問もあったかと思いますけれども、こちらにつきましては先ほども答弁したとおり、アンケートを実施するのに真に必要な費用ということで計上しております。

また、来年度に向けた計画の策定につきましては、こちらの業者選定につきましては現在プロポーザルの実施に向けて進めているところでございますので、プロポーザルにおいて、関口議員のおっしゃっていただいた中学生にも分かりやすい内容という点についても、プロポーザル審査における評価の一つとして検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（大島瑠美子君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 質問したら余計分かりにくくなってしまったので、次に行きたいと思います。

○副議長（大島瑠美子君） では、次の質問に移ってください。

○7番（関口雅敬君） さっきまではよく分かったのだけれども、説明を受けたら分からなくなってしまつたので、3番に行きます。

秩父鉄道との関係強化について町長に伺います。秩父鉄道と長瀬は、古くから観光を中心にして協力関係を築いており、長瀬を非常に重要視しているためか、宝登山山頂に新たな観光施設をオープンするなどの様々な事業を展開して、長瀬観光の一翼を担っていただいております。長瀬が社業の起点になる、ある程度の投資を長瀬していくと代表取締役社長も発言され、観光関連の事業展開を長瀬町で積極的に推進していくものと考えられることから、町は鉄道に社屋や本社機能移転等の打診を企業誘致の観点から実施する考えがあるのか。また、観光以外の連携も視野に入れ、今後秩父鉄道とどのような関係を築いていくのか伺います。

○副議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 秩父鉄道との関係強化についてのご質問にお答えをいたします。

長瀬町と秩父鉄道は、鉄道業や観光業をはじめとして大変深い関係にあります。町内には秩父鉄道の駅が4駅あり、長瀬ライン下りや宝登山小動物公園、関連会社では県内唯一の宝登山ロープウエーを運行するなど、長瀬地域を代表する観光施設を運営していただいております。

秩父鉄道のロゴマークについては、「秩父鉄道は荒川とともに。荒川と並走し、橋を渡り、人々を観光地へ。その川の流れと水しぶき、長瀬の岩畳。それらをシンプルな図案・色合いで「秩父の表情」として表現しました」と説明があります。

また、令和5年の11月から長瀬の観光に力を入れるために、NAGATOROサクラビジョン室を設置し、そのメンバーが企画の中心となりまして、令和7年7月の7日、宝登山山頂にSUSABINOテラスを開設され、新たな観光の名所となるものと期待をしております。そのテラスの開設時には、秩父鉄道の牧野社長からも、秩父鉄道グループ全体で、観光事業を営んでいるこの長瀬の地である程度の投資をして、お客様にお越しいただけるようなことをしていかなければ駄目なのだとおっしゃっていました。また、これを契機に、今日ここにお越しの皆様のご協力もいただきながら、一緒にこの長瀬地域を盛り上げていきたいと思いますというお言葉もいただきました。非常にありがたいと感じているところでございます。

私は、町長選後に1度、また町長に就任後にも1度、秩父鉄道の牧野社長と面会してお話をされる機会がございました。社長との会話の中で、グループ会社の営業拠点の見直し、また旧有隣俱楽部も9月で閉鎖をしまして、解体も視野に今後検討したいというお話を聞きました。そこで私は、ぜひ本社移転等を長瀬へ考えてくださいと直談判したところでございます。社長も、熊谷本社は大変老朽化をしていると、今後本社所在地については柔軟に考えてみたいと、そのようなことありましたので、企業誘致の観点からも今後さらにプッシュしていきたい、そのように思っております。

今後もさらに秩父鉄道との関係をより強化していただけるよう密に連携を図ってまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○副議長（大島瑠美子君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今の答弁を聞いて少し安心しました。鉄道の社長が、長瀬町とは運命共同体とまで言葉に出して挨拶をしたと、隣町の町長もうらやましい挨拶を私も聞いて、えっ、議会で今度飛びつくの

ですかという話までしました。隣町では、本当に長瀬町を秩父鉄道が運命共同体とまで言葉に出してあの席上で挨拶をしたというのは、あの会場にいた人も、たまげた人も多いというようなニュアンスで私は話ををしてもらいました。その挨拶を受け、企業誘致を公約にしている町長ですので、今答弁もありましたけれども、絶好の機会なのです。ぜひ秩父鉄道の本社をこの長瀬に持ってくるように。私心配していたのは、前の町長と鈴木新町長が、2人その場に出ていてその挨拶を聞いたと、私はユーチューブで見ました。鈴木町長が、ぽやあっと挨拶を聞いたというのではなく、今私の質問で企業誘致という話まで、本社移転という話まで出してくれているので、今後の成り行き期待しますので、いろんな挨拶をぽやあっと聞いて終わるのではなく、ぜひ企業誘致だの、もう若いのだからどんどん率先して切り込んでいってもらいたいと思います。この質問はこれで終わりにしたいと思います。

4番目行きます。今日のメインイベントで、ここまで来るか心配だったので、4番行きます。長瀬駅周辺の道路改良について町長に伺います。長瀬駅に隣接する主要幹線2号線と交差する踏切部分は、安全面の観点から長らく懸案となっている場所ですが、道路を拡幅するにも商店が隣接し、道路用地の確保が難しい場所もあります。町道として町が管理している以上、町民及び観光客の安全確保のため、危機的な箇所の改善と解消は重要案件と考えます。停止線等の設置を含め、危険箇所の解消に向けて今後どのように着手していくのか、事故防止の対策を実施する考えはあるのか伺います。

○副議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 関口議員の長瀬駅周辺の道路改良についてお答えをいたします。

ご質問の踏切の付近、本当に多くの観光客が通行する一方、大型バスの車両の通行もあり、大変混雑している状況であります。以前から、踏切の拡幅が大きな課題とされてきました。町としても、これまで何度も秩父鉄道と相談してきているところでございますが、費用面、工事の工法など様々な課題があるため、踏切の拡幅や周辺道路の改良事業着手には至っておりません。

そのため、他の方法を検討したところ、踏切周辺の混雑は観光バスなどの大型車両の擦れ違い、駐車場の不足が原因の一つと考えられ、車両の動線を変えることが踏切周辺の混雑緩和につながるとの結論に至り、はつらつパーク南側の国道140号に隣接します場所に、大型バスを中心とした町営駐車場の整備を進めているところでございます。令和7年度は、6月の定例会で町営駐車場の測量設計業務委託料をお認めいただき、現在は町営駐車場の設計を行っております。

今後は、令和8年度をめどに整備工事を行い、令和9年度に駐車場事業を開始できるよう進めていく予定でございます。駐車場の整備につきましては、補助金が活用できるように国、また県の補助金をうちのほうで研究をしながら、町の限られた財源を有効に使っていきたいと思っております。

一方で、踏切付近の安全対策ということでございますが、これについても進めていきたいと考えております。踏切周辺の安全、現状は、今通行車両と歩行者が混在しているという状況が見られます。車両と歩行者を明確に分けることにより、安全が確保できると考えておりますが、まず歩行者は幹線2号線の歩道を利用して、踏切内も上長瀬側を通行するように誘導するため道路標識や区画線の設置を検討し、踏切内の管理を行う秩父鉄道とともに対策については協議を進めてまいります。

また、一時停止や横断歩道の設置につきましては、所管の秩父警察に引き続いでこちらからもどんどん相談に行きたい、そのように思っております。

以上でございます。

○副議長（大島瑠美子君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） ごもっともな答弁だと思いましたが、この問題については、私は議員になって1年生のときから何回か同じ踏切問題を質問しておりました。町の最終的な答弁は、今町長が最後に申し上げたとおりの文言でした。秩父警察に行ってお伺いをして、道路標識等の設置を考えるという答弁で、私は長年その答えを待っている状況で、前の町長が12年も町長をやったのだとしたら、12年以上私は答えを待っているのです。バスがどうこうだけではなくて、町長、あの長瀬の踏切を乗用車でもいいですよ、渡っていくと、南桜通り、北桜通りのほうから車や人が押し寄せて3方向からの突っ込みっこになって、結局気の強い人の方向が勝っていくと、気の強い人が先頭にいたところが流れるという状況なのです。私も何回か散歩に行って、あそこで危ないから、ちょっとここ止まっていてと言つて向こう側を通してあげていると、30分、40分帰れなくなるのです。あの近くの人から、関口さん、あそこ手出さないほうがいいよ、うつかり手出すともう30分、40分途切れまるまで帰れないよって言われて、もう私はそこ手出さないようにしています。

一般的に考えれば、長瀬の国道側から長瀬の踏切を渡っていく方向は踏切で一旦停止をして、左右どっちかに行くのは優先するのではないのかな、博物館のほうから、あるいは北桜通りから来るほうは一旦停止が必要なのではないのかなと私は思つて前も発言して、名前を出してはいけないかもしれませんけれども、当時の建設課長、坂上建設課長でした。公安委員会に問合せをして、止まれの標識を立てるように秩父警察に今後行ってお伺いをしてきますで、まだ返事が返つてこない。私気が長いから、ずっと待っているのです。

あの踏切、バスがどうのこうのではなくて、乗用車も突っ込みっこするので、どっちか止まれにしないと、あれ3方とも止まれがないから、両方とも踏切で一旦停止して用意ドンで出てくるのだけれども、非常に危険なので、この際新町長になったので、町長、ここでもういい加減にしろで、あそこに止まれという標識、秩父警察の署長でも何でも、町長だったら道路管理者なのだから話ができるのだと思うので、もう一度いかがでしょうか。

○副議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 関口議員の再質問にお答えします。

ちょっと頭に描いていただくとあれなのですけれども、長瀬駅前信号からずっと来て、議員がおっしゃるのはその踏切、上から来た踏切に一時停止もない。それで、うちのほうで考えているのが、上から下りてきた車が昔の長生館側のほうへ曲がれるような、ちょっと道路にも色をつけたい、逆に。道路を少し塗るような工法を、今建設課長とも考えております。下から来たのが、左に曲がるのが優先というような感じになります。それで、できればこっちが一時停止、止まるように考えております。

それで、さっき言ったように停止線や横断歩道は道路標示となりまして、県の公安委員会の設置となるため町ではできませんが、何年も何年も言つてはいることありますので、何とか私もまた秩父警察等へ行って交渉していきたいと思います。よろしくお願ひします。

○副議長（大島瑠美子君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、返事を待つため、これで質問を終了したいと思います。

○副議長（大島瑠美子君） それでは、7番、関口雅敬君の質問を終了いたします。

議長を関口雅敬君と交代いたします。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（関口雅敬君） 議長をここで交代いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時30分

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（関口雅敬君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

○5番（村田徹也君） それでは、町長公約の実現について町長に伺います。

住んでいてよかった、住んでみたい長瀬町にするとの公約を掲げましたが、それを実現させるために具体的にどのような構想を持っているのか、次の点について伺います。

- 1、市民とのキャッチボールとはどのような内容なのか。
- 2、効果を生み出す移住定住策をどのように進めていくのか。
- 3、企業誘致の構想と目標をどのように考えているのか。
- 4、観光のバージョンアップ策とはどのような内容なのか。
- 5、教育の充実とはどのような内容なのか。
- 6、財政基盤の強化をどのように図っていくのか。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 村田議員の町長公約の実現についてのご質問にお答えいたします。

まず、（1）の市民とのキャッチボールとはどのような内容なのかについてですが、これは私は町議員に立候補したときから「市民の皆様と、声と心のキャッチボール」をキャッチフレーズとして挙げてまいりました。このキャッチボールというのは、市民の皆様と膝を交え、市民の皆様の声を聞きたい、市民の皆様と意見交換をしたい、そういう私の思いから、昔から私が親しんできた野球競技に例えたものでございまして、町議会議員のときには個々の市民と話合いを持ちましたが、今回については全市民とのキャッチボールということで、地域ミーティングの開催を市民の皆様にお約束をさせていただきます。

内容については、私の公約を説明した後に、市民の皆様のご意見をいただきたいというものでございます。開催については、10月の下旬から開催を目指して、現在準備を進めているところでございます。

（2）の効果を生み出す移住定住策と（3）、企業誘致の構想と目標をどのように考えているかについては、一括してお答えをさせていただきます。長瀬町で人口増を目指すには、定住移住策を力強く推進していくことを考えなければなりません。さらに、税収を少しでも上げるには、企業誘致に力を入れなければなりません。

長瀬町商工会が、先ほど言った日本一安全な町宣言をしました。私も町議時代は、衝撃的な宣言をしたなど、画期的な宣言をしたなど驚いたところであります、この長瀬町が自然災害が起こりにくい地域であるということをPRしながら、企業誘致や移住促進に町ぐるみで展開をしていきたいと思っております。

今回、私町長という立場になりまして、8月には国交省、また防災庁、または県のほうへ出向き様々な

要望に行く中で、霞ヶ関の官僚の方々も長瀬の地盤の硬さ、強さをご存じであります。地元小泉代議士においても日本一安全な町の宣言は、町としてももっとPRすべきだということを言わされました。私としても、議員質問の定住移住策をどのように進めていくかについては、この宣言を生かしつつ、今後速やかに検討していきたい、そのように思っております。

大きな企業というのは、なかなか土地も小さな町でございます。まずは地盤の強さを売り物に、重要な機密書類の保管庫、データセンター等を誘致はしたいなと考えております。

続いて、(4) の観光バージョンアップ策についてでございます。大変、先ほども申し上げましたが、8月は夏休みということもありました。多くの若者たちが商店街を散策しておられました。今回もメディアにも数回取り上げられ、本当に長瀬をPRしていただいたわけでございますが、令和5年度が300万人の観光客入り込み数を数えたものであります、今年はもっと増えるかなと思っております。

そのような中で、観光長瀬においては、先ほども質問がありましたが、危険な長瀬駅前の交通対策、それについて今後本当に慎重に練っていきたいと、それとともににはつらつパーク南側に町営駐車場の整備を、今測量設計等をしておりますが、そのことについては早急に進めてまいりたいと思っております。

あと、桜並木をはじめとした桜についてですが、クビアカツヤカミキリの被害、大変な深刻になっている状況を考え、対策を強化してまいりたいと思います。

また、旧長瀬第二小学校活用検討委員会から意見が出てからになりますが、樋口地区の活性化にも力を入れ、長瀬地区の岩畠付近から宝登山だけではなく、町内全域に観光客が足を運べるよう検討してまいりたいと思っております。

次に、(5) の教育の充実についてでございますが、小中学校の教育については、教育委員会を中心としておののの学校長に教育現場を任せ、充実した小学校時代、中学校時代が送れるように見守ってまいりたい、そのように思います。また、小中一貫教育については、現在検討委員会で委員の方々が熱心に検討中でありますので、答申が出てきましたら、答申の内容を踏まえ町としてどのような小中一貫教育に取り組んでいか判断してまいります。また、私の公約でもあります小学生、中学生の修学旅行費の無償化については、必要な予算措置とその財源について慎重に検討を行い、予算化につなげてまいります。

最後に、(6) の財政基盤の強化をどのように図っていくかでございますが、私が町議会議員の間2年間、町の監査役を務めさせていただき、大変この町の財政の厳しさ、改めて理解したところではございます。そのような中で、私も公約に掲げましたが、国や県から市町村には様々な補助制度があります。こうした財政補助を洗い出し、最大限に活用したいと考えております。

一方で、国、県から補助があるからといって、無駄な事業を実施しては町の財政負担をむやみに膨らませてしまうことにつながります。そのため、町にとって必要な事業は何かしっかり検討して、予算化する場合、補助率の高い補助金の獲得に乗り出していくたいと私は考えております。

以上、私の公約に対する思いでございます。私は、住んでいてよかったです長瀬町、住んでみたい長瀬町を公約に挙げて当選させていただきましたが、これらのご質問の(1)から(6)については、実現に向けて私も力を入れたいと思っております。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、まず1つずつ再質問いたします。

まず地域ミーティング、これはタウンミーティングと言われているようなことですよね。ということは、

このタウンミーティングというのは、1977年にアメリカのカーター大統領が要するに行ったと、それが踏襲いろいろされたりしているというふうなこと、日本の総理大臣もそれらしきことをやったことはあるのですが、総理大臣だと国民とのということになるので、なかなかうまく続かなかつたようですが、まずこのタウンミーティングというのは、非公式な対等の立場で発言できる会見、会合だというようなことになっております。これは新町長が、私は前町長に行政説明会、または町民との行政の説明、どういうふうにするのだと、やりなさいよと言っていたのだが、開かれなかつたということに関しては、非常に前進したと思います。ただ、これを6地区でやるということで、そうするとそういう会場選定、今もコロナもはやっているというところで、より多くの町民が参加するような方法を取ってもらうのがいいと思うのですが、例えば私の住んでいる上宿中宿の公会堂、これは30人、40人入ればもう目いっぱいですから、それを何地区か一緒にしてやるということは、これ実際やるとき人集まるのかなと。要はある場所を指定して、例えば中央公民館をして、そこに来てもらうとか、何らかの方法、そうすると足が不便だとかいろいろあると思うのですが、やるのだったら人が集まるような方法でやってもらわなければ困るのではないかと。やつた場合に、出された意見をどのようにフィードバックして行政に反映させるのかと、いろんな意見が出ると思うのです。先ほど行政に反映させていくと企財課長の説明にもありましたけれども、最初からそれをうたってやつた場合に、いろんな意見よりも、要するに要望とか、そういうのが出る可能性があると。それを一々フィードバックしていたら、これとても成り立たないのではないかなどと思ひますので、もう10月だから日がないような気がしますが、相当煮詰めてやっていただかないとい、その意見を行政に反映すると、本当に反映するのと、だからそこのところはしっかり明確にしてやってもらわないと効果がないのではないかなど思ひますので、まずその点について。

それから、横瀬町で現町長が、日本一のまちづくりをするというふうなことで公約に掲げて日本一の町というのでうたっていましたが、申し訳ないのだけれども、何が日本一なのだろうと、それ尺度が非常に曖昧だと。だから、何を言いたいかというと、住みやすい町というふうなことで言われたけれども、では地盤が強固で安全だと、これは長瀬だけではないです。皆野にしても横瀬にしても秩父にしても、同じような条件です。だから、長瀬町だけが日本一安全な町なのかどうか。やっぱりそれに付随するのが、住民の足がどうだとか、買物がどうだとか、そんなふうなことが付隨していなければ日本一安全な、不自由をするということは、その安全がどうかということも含めて、これからどうに考えているのかというふうなことについてお伺いします。

さて、次に効果を生み出す移住定住について。長瀬町では、岩田地区に農村地域工業等導入地区があります。あそこに企業誘致といつても、全然この頃進んでいないですよね、企業誘致が。だから、要するにあの指定地域、あれどうするのかと。細かいことは抜きにします。あそこ税金のほうも、何か雑種地になつたりといふうなこともあるようですが、あれを活用するのか。それとも、先ほど秩父鉄道の本社をとかいうことも出ていますけれども、小規模な企業誘致だと雇用につながらないと。ということは、人口増にもつながらないというようなことがありますので、本当に企業誘致どういうふうにやっていくのかと。

それから、総務省のほうで、これ長瀬のような、内容は抜きにすれば、生活に不便すると、家が点在していると、これは散居村状態といつています。住居が散在している村、散居村状態と。ある意味では、長瀬は散居村状態だと私は思います。買物するには、例えば矢那瀬の人はどういうふうに買物に行くかとか、では訪問販売、移動販売がウエルシアさんのはありますけれども、整っているのかどうか。役場に行く、医療、病院に行く、その足はどうなつているのか。お助け隊があるとか、福祉タクシーがあるとか、そ

いうようなものをどうに拡大していくのか。

それから、移住について。移住については、空き家の活用というのもあります。それから空き家バンク、それから移住説明会、要するに移住関心層への広報や、そういう希望者の動向調査、そういうのはやるのですか。それをやらないと話にならない、データがないところで進められないですから。そういうものをどういうふうにやっていくのかということについて。それから、移住プロモーションサイトというのは長瀬は開設しているのですか。移住プロモーションサイト、これやっていないのなら早急にやっていただいたほうがいいと思うのですけれども。

ちょっと重複しますが、企業誘致については、現在長瀬の観光は若者中心になってきたような気がします、以前と比べて。こんな暑いところでも、暑さに負けず岩畳に行ったりいろいろなことをやっていると。アウトドアアクティビティに恵まれていると。この7月、8月は、ライン下りとかラフティング業者にちょっと聞いてみました。非常に多かったと、この7、8月は。ところが、5月、6月あたりは大分、例年の半分だったと。これから秋に向かいますが、そういう時期に集中したものであるとなかなか難しいような気がしますので、このアウトドア関係の企業、なかなかこれから誘致しても難しいですが、撤退したところもありますけれども、どういうふうにやっていくのかと。

それから、観光のバージョンアップ、これ今のもつながると思うのですが、長瀬町は、もう以前から言っているのですが、観光における税収、これについて公表がないと。いいですか、箱根町では年間2,000万人の観光客が来ています。1,500万人は日帰りです。500万人は宿泊です。これ長瀬と大きく違うところです。熱海市もそうです。温泉地は、どちらかというと宿泊客が多いと。長瀬は宿泊客が少ないと。箱根町では、入湯税が税収の1割です。約56億ぐらいの税収があるのですが、その5億から6億辺りが入湯税だそうです。そのほかに、今度は建物に入るのに、要するに入場税というのを取ると。これは6つの施設に限っているようですけれども、100円から250円ぐらい、これ実施に目指していると。それから、宿泊税についても100円ぐらいを目指していると。長瀬町では、要するに法定外目的税の新設を考えていかなければ、税収は上がらないだろうと。ですから、観光振興するには、観光に関わる法定外目的税、では何をと。難しいけれども、それをやっていかないと観光にお金をかけることができなくなるというような気がしますが、そのことについて。

なお、300万人の入り込み観光客数があったと言っていますが、箱根町では年4回、春、夏、秋、冬、場所を6か所限って観光客の動向調査をやっています。それから那須塩原、あそこもやっています。あそこは5月の連休にやっています。ということは、町独自である程度の同じ時期に同じところでデータを取ると。これ長瀬は実際問題として、町としてやっているのは見たことない。データがないところに施策はないでしょうということについて。

あと、先ほど全町観光地化と言われましたよね。全町観光地化、これ前町長もそれを言っていましたが、実現していないのではないかなど。これを周遊するようなコースをつくるとか、これ観光協会に任せておかないで、町で何とかやっていかないと達成できないのではないかなどと思いますので、その方向性について。

あと、たくさんありますので、教育の充実、どこの町でもうたっています。言うは易し行うは難し。教育というのは、評価をするのは非常に難しいと。では、充実させるにはどういうのをやるかと。まず、町長に1点、修学旅行費の無償化、これは教育の充実ではないと私は思います。これは財政問題です。修学旅行費を全額補助、これ確かに教育を受けている生徒、児童に対することで、実現すればいいと思います

が、ではこれは教育の充実になるのかと、これ財政問題です。やるなと言っているのではないです。では、これやる場合には、財源をどうするのだというふうなことも関わってくると。

言葉としてシビックプライドという、住民が自分たちの町に誇りを、愛着を持つと、これシビックプライドというのだそうです。これを子供たちに、教育の中でどうに取り入れていくのだと。今総合学習も大分以前と異なって、やや方向性が変わってきたと思うのですが、長瀬町でも郷土学習とかをやっていますよね、だからそういうものについて。それから、子ども議会も開いたけれども、何か途切れ途切れで継続性がないというふうなところもあって、そういうところを本当に子供たちの意見を聞いたりとか、そういうものをぜひ進めていくべきかなと思います。

あと、たくさんあるのですが、不登校とかいじめとか、こういう問題について、今秩父市の太田でフリースクールるびなすというのが開設されました。ご存じでしょうか。私も行ってみたのですけれども、今9人ぐらいの子供たちが通っているのです。これ画期的なところだと思うのですが、やはり学校へ行けないというような子供たちに、1回行くと100円だったかな、500円かな、ちょっと忘れましたが、そんなふうなのを紹介していくとか、全ての子供たちに平等に教育を受けさせるような、そんな町としての、例えばフリースクールに通うお金を援助するとか、その前にPRするとかいうことがぜひ必要なのではないかなど。

あと、小中一貫教育について。これについては今検討委員会で検討していますが、今までの流れだと学校のあり方検討委員会、それから小学校の統合に関する検討委員会で、大体そういうふうに回ってきたと。今度は小中一貫教育。いいですよ、一貫教育はどうにやるのだと。新たに校舎を造る、これ何十億お金がかかりますか。小学校と中学校分離型ができるのかどうか、それから先を考えてもいいのではないか。答申を受けて、ではやりましょうと、その予算。文科省のほうでは、4割ぐらいを補助するということですが、実際やっているとそんな甘いものではありませんから。横瀬の小学校新たに造りましたが、1割ぐらいしか来ていないですから、補助金は。しっかりそのところを見極めていただきたいと。

あと、最後に財政基盤なのですが、長瀬町の財政力指数はここ0.41ぐらいだったのですが、多分昨年0.36かな、何か3か年の平均取つたりするからなかなか難しい問題なのですが、これ全国順位でいくと0.41だと、区も入れて1,841あるのです。その中で965位なのです。かなり半分より下にあると、財政力ということについては。そんなところを考えての小中一貫教育をどう進めるかということについてお伺いします。

たくさんあったので、答えられる範囲でお願いします。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 村田議員の再質問にお答えをします。

本当にたくさんありましたので、抜けていましたらご容赦いただきたい。また、私もまだ勉強不足な部分があります。説明できない部分については、担当部署のほうでも追加で説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

地域ミーティングにつきましては、先ほど言われたとおり町内6か所を、10月のたしか26日頃を最初に始めていきたいと思います。6か所につきましては、井戸の公会堂、岩田の公会堂、それで樋口地区は、樋口地区と小坂、滝の上と矢那瀬を一緒にして樋口で行う予定であります。もう一つは長瀬のコミュニティセンターだったかな、そこのほうで長瀬地区は行い、中野上と上三区のほうを中央公民館を予定しております。そして本野上地区と、今まで参加したくても出られなかったという人を対象に、役場3階大会議

室辺りを使用して、最後行っていきたいと考えております。

今は、本当にコロナ等も少し患者が増えているような状況でありますので、いろいろ状況を見ながら開催をしたいと思いますが、このことについては多くの方々に、どのくらい人が出るかという予測も立たないわけでございます。何人でも来たら、まずは私の公約の説明をして、それからもちろん町民の方々と同じ立場で、いろいろ意見を聞きながらいきたいと思います。多分要望、意見、中には苦情等も、それぞれで90%以上なるとは思いますが、地域ミーティングは必ず開催をしていきたいと思っております。

また、企業について、岩田の工業団地のほうに、何か1区画まだ利用できるようなところがあるという話を聞いておりますので、その区画を何とか活用を進めていきたいと思っております。また、先ほど私も違う議員に答弁しましたが、大きい企業がなかなか設置ができるような面積等もございません。そのような中から、中小の小さい企業でも本当にすばらしい企業はありますので、そういうようなところの保管庫、データセンター等を設置できればなということで私は公約を挙げさせていただきました。何しろデータセンターというのは、税収等も案外いいというお話を聞いておりますので、そちらのほうを目指していきたいと思っております。

移住については、過去の空き家等の説明会についてはしていないと思いますが、ぜひ私はその説明会等も行っていきたいということと、私も前議員のときに申し上げました。長瀬に多くの人が来ます。できれば長瀬駅前の観光情報館辺りに空き家等の情報等も設置して、多くの方々に長瀬町に住んでみたいなというような感じになっていたければなと思っており、その情報等の設置場所もこれから考えていきたいなと思っております。

あとは、観光についてなのですが、先ほど言われたアウトドアの関係であります。時期的には、本当に多くの方々に来ていただいている。本当に冬とか5月、6月になると、ぐっと人が減ってしまうということになっております。そこを何とか一年中長瀬に来て楽しめるアウトドア等何かないか、サイクリング等を利用してもいいし、そっちの丘のほうで何かできないかということも、このような協会があるかと思いますので、地元の一生懸命やっている団体の方々とも今後話合いを持っていきたいと、そのように思っております。

また、これも税の話ですが、観光の箱根辺りは本当にすごい多くの方々が来ていただき、いろいろな税金をいただいて潤っているかどうかは分かりませんが、豊富な財源になっているとは思います。長瀬にしましても、入湯税については既にいただいておりますが、法定外目的税いろいろあると思いますので、そちらについては税担当者とも協議をして、町の幹部といろいろ本当に検討はしていきたいと思っております。

あと、樋口地区の観光を含め、町全体が観光地、周遊できるようにということは、本当に難しいと思います。長瀬町、この小さい町に4つの秩父鉄道の駅があります。その駅の利用を含めまして鉄道で移動して、私がちょっと思ったのは、長瀬駅、あるいは上長瀬駅から、樋口地区を幾らか活性化するためには、樋口の第二小学校跡地等、今後どのようになるかはまだ本当に先が見えておりませんが、その第二小学校跡地等も含めて樋口地区の周遊ができるように、鉄道を利用して長瀬から樋口に行くとか、そのような感じで町全体を周遊できるコース等も検討をしていきたいと思っております。

教育の修学旅行費については、これは財政問題だということでございますが、一応小学生、中学生をお持ちの親御さんは本当に大変なお金がかかる時期でありますので、私はあえて教育のところに入れてしまつたわけでございますが、大体計算すると約500万以下の支出になろうかと思います。このことについて

は何とか念出をして、こぎ着けたいと思っております。

そして、教育委員会でも子供たちに何とか愛着がある長瀬町にしてもらいたいということで、いろいろな事業をしております。まずは、本当に長瀬町大好きだ、長瀬町に住んでそのままいたい、先ほど答弁で言ったように一回長瀬から出ても、また長瀬に戻ってみたい、そのような子供たちが増えるように、今からいろいろ子供たちの意見を聞く場を今後検討していきたいと思っております。

小中一貫についても、本当に財政面についても、あと建物の中身についても大変厳しいところがあります。これについても、実はまだ答申も受けておりませんので、これは本当に教育委員会とともに、その答申が来ましたら、財政面も含めて協議をして議員皆様にもお示ししたいと考えております。

一応私がメモしているのは以上でございますが、また何かありましたら、あと補足がありましたら各担当課のほうをお願いしたい。よろしくお願ひします。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、今度は手短に幾つか。

地域ミーティング、分かりました。どれだけ人が参加して意見が出るかと、楽しみにしています。それとともに、やはりパネルディスカッションや交換フォーラム、これは専門家がある程度専門的な見地に立って、まちづくりとかこうに討論し合うと、それに対して住民が意見を言ったりできると。だから、こういう方法だともっと具体的に、内容的に専門的なことを町民も理解できるのではないかなど、そういう方向性もぜひ考えていただきたいと思います。

それから、現在高齢者の27.3%が認知症だと、軽度も含めて。結構重度の人が12.3%だそうです。今や27.3%で、認知症検査、精密検査というのをこの間ニュースでやっていたのですけれども、検査する人が7.8%。要するに住民の27.3%のうち、そのうち検査しているのが7.8%。だから、どんどん認知症が進行してしまうと。なぜかと、いろんな問題がある。予算的な問題とかプライドの問題とか。神戸市では、この検査料を全て市で負担するというようなことをやりました。そうしたら、ちょっとパーセントは覚えていないのですが、かなりの人が検査を行ったと、認知症の進行を遅らせることができると、神戸市のほうで調べてもらえば分かりますので。こんなことも、住みやすい町、高齢者も40%以上いるのですから、そんなことも考えていただきたいと。

それから、企業誘致でデータセンターというふうなお話が出たのですが、データセンターは非常に電力が必要なのです。長瀬町の電力、大丈夫ですか。今の状況ではとても無理だと思いますけれども、要するにそういうデータセンターを行うには、相当数の電力がないとできないということです。そういう確保に、またこれはお金がかかります。企業誘致は非常に難しいと思いますが、できる限りで進めていただきたいと。

それから、飛びますけれども、長瀬の踏切、これも先ほど来ていますけれども、私もあれは何回も言いました。この夏休みの一番混雑しているとき、2回ばかり行ったのです。一番いいのは、いずれにしても電車を乗ってくる人と、あそこの要するに宝登山から上がったり下ったり、それから電車から降りる人、一方通行化は難しいだろうけれども、電車を降りた人は大体左側を渡っていく、そうすると河原から来た人は向こう左から来ると、それで渡ったりとか交差していくと。いっそのこと、若松さんのところの間に細い道がありますよね、あの先行くとちょっとした、踏切はないのだけれども、渡れるというのかな、ある。だから、動線を向こうに持つていて、歩く人を向こうに持つていく。そのためには、あの商店街、駅から上のほうですか、商売に関係あってはまずいのだけれども、行きはこっち帰りはこっちみたいなと

ところでうまく、一方通行はできないだろうけれども、そんなふうなことをして渡るような方法も一つかなというふうな感じがします。

あと1点、財政に関して、財政力指数を上げるには2つの方法しかないと。1つは、人口を増大させ基準財政需要額を高めると。人口増大、または特定産業の誘致。もう一つが、基準財政収入額に算定されない目的税によって収入を増やす。これは、日本観光研究学会の機関誌で発表されています。そんなことから、法定外目的税の導入も慎重によく検討していただければと。

最後に、観光のところで、観光経済から市町村財政がどれだけのリターンを得るか、そしてそこからどれだけ再投資していくのか、これは観光地経営の基幹をなす部分である。要するに、観光からどれだけリターンを得るか、そしてそこに再投資するか。長瀬の場合にはそのデータ、P D C Aと言っていますが、データがないのではないのかなど。では町民も納得しない、そのところをぜひ進めていただきたいと。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 村田議員の再々質問にお答えをいたします。

認知症については27.2%ですか、多くの方々がいて、検査は本当に少数、7.8%ということあります。神戸市のほうで、市のほうで負担をしているということでございますが、これから福祉介護課ですか、そちらのほうともいろいろ相談をしながら、どのようなお金がかかるかということも検討していきたい、そのように思います。

データセンターについては、本当に電力と水が結構重要であるということも聞いております。その点については、私もそちらのほうの関係で知っている方がちょっと今いたものですから、その方と今後詰めながら、いろいろ本当に少しでも税収になるように考えていきたい、そのように思っております。

踏切の件については、確かにあそこの若松さんと線路の間の道路だと思います。50メートル行くと、あそこは危ないという声が出るだけのあれだと思うのですが、あそこも含めてうまくできれば、あっちのほうへ人の流れ等も行ければ結構な混雑が緩和できるかなとは思っております。

あと、財政で重要なことは人口増、特定の産業の誘致と、または目的税をやるということでございます。前の議員のときにも私言いました、本当にこのことについては慎重に考えていきます。また、目的税については、いろいろ私も知らない部分の税金がありますので、それについては検討していきたいと思います。

観光におけるいろいろなデータを集めたりするということでございます。様々なデータ、統計を見ますとあります。長瀬町の観光については、どのようなことを分析したらいいのか、また長瀬の観光はどのようなことなのかということについては、産業観光課とも一緒に進めまして、長瀬町観光協会の協力を得ながら、こういうデータ集めを今後していきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、地域おこし協力隊の活用について、課が分散しているので、町長に質問を出しました。

地域おこし協力隊制度を活用する場合、国から自治体に対して特別交付税措置が講じられており、秩父地域のほかの自治体では隊員の人数が急増傾向にあるようですが、長瀬に現在隊員はいないようです。以前も感じましたが、住民にとっては、誰が来て何をしているのかなど、その周知が不足しているように感じられ、協力隊の活動や地域を活性化する隊員の貢献が見えておらず、その目的が達成されている状況と

は言い難いのではないかでしょうか。そこで、当町の今までの実績と今後の方向性について伺います。

1、長瀬での活動人数等の状況と経費、定住者数について。

2、効果の検証結果や町民への周知について。

3、採用の予定や取り組んでいただく業務内容について。

以上についてお伺いします。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 村田議員の質問について順次お答えをいたします。

まず、（1）の長瀬での活動人数等の状況と経費、定住者数についてでございますが、令和元年度に初めて地域おこし協力隊導入して以降、長瀬町では4名の方々に地域おこし協力隊として活動していただきました。そのうち3名の方には、隊員卒業後も町に定住していただいております。

経費につきましては、令和元年度から令和5年度までの間に、地域おこし協力隊の給与に相当する報償費、合計が2,722万4,000円でございました。また、その他隊員のミッション達成のために必要な経費、家賃等の活動経費が合計で2,113万1,756円、また隊員の方が起業しようとする際に交付する起業支援補助金が合計300万円となっております。

次に、（2）の効果の検証結果と町民への周知についてでございますが、地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域、条件不利地域に移動しまして、地域ブランドや地場産の開発、販売、PRなどを行っていただいております。その中で、これまで活動していただいた4名の隊員は、長瀬町の食材を生かしたお土産の開発、また長瀬町の魅力発信、長瀬町のPRといった町からのミッションの達成を目標に活動をしてきました。活動の結果、隊員が開発した商品が町のふるさと納税の返礼品となったこともあります。任期終了後も町に定住して、隊員としての経験を生かして新たな地域おこし活動に取り組む方などが生まれたなど、一定の効果があったものと確信しております。

また、隊員の活動等なかなか分からぬという部分があります。「広報ながとろ」内に隊員自らが執筆した、地域おこし協力隊活動レポートを掲載しまして、町民の周知を図っておりました。

最後に、（3）の今後の採用の予定、取り組んでいただく業務内容についてでございますが、今年度産業観光課で地域おこし協力隊の募集を予定しております。スケジュール的には、9月から募集を開始しますので、10月中旬には書類選考を行い、選考通過者につきましては、その後面接等を実施して、12月の上旬までには採用者を決定したいと考えております。業務の開始につきましては、居住等の問題もありますので、年明けからの活動を予定しております。

次に、今年度募集する地域おこし協力隊の業務内容ですが、主には観光全般に関するプロモーション等の実施をお願いしたいと考えております。また、広く長瀬町に対する理解も深めていただくために、地域住民や観光協会及び商工会、各種事業者などと積極的に関わっていただきたい、町のボランティア作業などにも携わってもらえたならなと考えております。また、農林業における分野においても、地域活性化につながる活動に携わっていただきたいなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、概略分かりましたので、簡単に再質問ということで、まず長瀬は地域おこし協力隊、大分少ないかなと思いますけれども、これ全額国からの国庫補助なので、いいと言えばいい、悪いと言えば悪い。これだけで5,100万円、長瀬町に定住してくれたと。5,100万円ですよ。では、要するに

特産品といつても、町内的人が知っていますか。では、うちで作ったものが数名でしょう、実際問題として。だから、町全体に寄与ということをもう少し考えて、ぜひ。今回も何か観光と言っているのですが、観光プロモーション、もう観光はいいのではないですか、アドバイザーの人もいたりとかいろいろありますけれども。

では町長、これから皆野町が4人だったのを10人に増やしたとか、横瀬が22人いたのが20人になったとか、そうに大量に採用する予定というのではないといふことでいいですね。そこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 地域おこし協力隊につきましては、先ほど言ったように4名で、3名の方がまだ長瀬にて頑張っていただいているということで、本当に長瀬は、私もちよつと少ないかなとは思っておりました。横瀬町も、どんどんこのような協力隊を募集して、様々な分野で活躍しているわけなのですが、いろいろ話を聞くと、やっぱり面接時でもっと深く入った話、あるいはなかなか採用しても、こんな話はあれですが、ちょっと駄目だったという方も結構いるそうです。私たち長瀬についても、むやみに増員とは現在は考えておりません。本当にやる気があり、性格もよく、長瀬町のために頑張っていただくという方を、まずそれを1名ずつでもいいから増やしていきたいなと考えております。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、地域おこし協力隊については、それほど増やす意向はないということで確認でよろしいですね。

通学路整備について教育長に伺います。小学校が統合して1年が経過し、児童の登下校の安全確保には万全を期していると思いますが、通学路周辺が雑草で覆われていたり歩道の確保がされていないなど、危険箇所も多いのではないかでしょうか。また、旧第二小学校の通学バスの昇降時の安全確保や、児童が1人で帰宅する場合の安全確保など、懸念される点もあるように伺っております。そこで、通学路安全確保の点から、次の点について伺います。

- 1、学校職員による通学路の安全点検をどのように行っているのか。
- 2、国道140号から総持寺に向かう町道の右側に50センチ程度の段差があり危険が想定されるが、このような危険箇所の洗い出しと改善計画はどのようにになっているのか。
- 3、小学校から石原区の間は、徒歩で登下校する児童と通学バスが競合しているが、見直しが必要なのではないか。

以上についてお伺いします。

○議長（関口雅敬君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、学校職員による通学路の安全点検をどのように行っているのかについてですが、学期に1度は通学路の安全点検を行っております。特に年度初めの点検実施に当たっては、教職員が児童の下校時に合わせて一緒に通学路を歩き、歩行者目線での通学路の安全点検を行っております。

次に、国道140号から総持寺に向かう町道の右側に50センチ程度の段差があり危険が想定されるが、このような危険箇所の洗い出しと改善計画はどのようにになっているのかについてですが、ご指摘いただきました箇所につきましては、地域住民からの要望もあり、建設課において路肩注意のポールを設置し、注意

喚起をさせていただいております。

また、危険箇所の洗い出しと改善計画につきましては、5年に1度埼玉県で実施している通学路安全総点検を行い、国、県、町、警察等の関係機関にて対策が必要な箇所を抽出し、安全対策を取りまとめた埼玉県通学路整備計画を策定しております。現在、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする第5期埼玉県通学路整備計画に基づき、危険箇所の改善に取り組んでいるところでございます。

次に、小学校から石原区の間は、徒歩で登下校する児童と通学バスが競合しているが、見直しが必要なのではないかについてですが、通学バスのルートにつきましては導入時にシミュレーションを行い、小学校に向かう際には国道から石原区内の道路を通るルートを、小学校から国道に出る際にはプール北側の道路から国道に出るルートを設定し、走行してまいりました。しかしながら、プール北側の道路から国道に出るルートについては、バス会社から国道に出る際に見通しが悪いため、石原区内の道路を通過して国道に出るルートのほうが安全であるとの意見があつたため、小学校から国道に出る際にも、石原区内の道路を通るルートに変更いたしました。バス会社に確認しましたところ、登校時は児童が通る時間帯とバスの通過時刻がずれているため問題はなく、下校時はバスが数名の児童を追い抜くことはあるものの、安全上の問題は特にないとのことでした。

このため、現時点では通学バスのルートを変更する予定はありませんが、バス会社との協議等により安全性の確保につながると判断される場合には、ルートの変更を検討してまいります。引き続き、児童が通学時に事故に遭わないよう、学校、教育委員会、その他の関係機関が連携し、通学路の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、時間がありませんので、幾つか本当に何点かに絞って。

グリーンベルト、今後も設置予定あるのかどうか。グリーンベルトがあるから安全だとは言えないのですけれども、拡大する予定があるのかどうかということ。

それから、夏休み、4月と違うのですよね、大分草が増えるのです。個別になりますけれども、特に第一小学校の歩道橋を下りてきますよね、あそここのところは比較的車が通らないからいいのだけれども、車でもあそこは出入りが非常にしにくい。下から出てくると歩道橋が入ってしまって、車が来るかどうか見えない。特に下校時なんか子供がいたりすると、あそこは絶対通らない。通った場合に、もしもそっちに、車に注意をして子供に当たったりしたら大変なことなので。あそこは、結構交通の指導員さんが下りてくるときいるから、まあと思うのですが、あそこ自体の歩道橋の位置を国にでも申請して、これは教育委員会ではないかも知れないけれども、歩道橋をもっとこっちにしてというのをやらないと、いつか事故が起こるのではないかなと思っていますので。

あと、そのままあの道路を下に下りてきます。そうすると北桜通りに当たります。北桜通りに当たったところ見たことがあります。今どうなっているか分かります。桜の木はあるし、草は生えているしで見えない。だから、車で長瀬方面から小学校のところに曲がろうとすると、子供が全く見えない。ただし、あそこは以前は元気だったのです、そこの持ち主の方が。今はちょっと除草もできない状況だと思います。ですから、俺も知っている人だから勝手にやってもいいかなと思うのだけれども、うっかりすると困るので、ああいうのをほかの他課と連携してどうにか、要望するなり何か。先生方も、夏休みにやはり歩いて、ここは草が多いのではないかとか、前も言いましたけれども、見るべきだと思います、通学路。草だけではな

いですけれども。文科省のほうで、通学路の安全確保について5つ出ていますが、要するに防犯カメラ設置だとか、そんなふうなことについてぜひ安全確保をしていただきたいと。

あと最後、バスについて。どうもおかしいと思ったのです。途中からあそこを通るようになったのです。これは地元の人の声ですよ、危ないと、何でバスが下校の子供と一緒に通っているのだと。これは検討委員会で、要するに確認したわけですよね、それは十分想定されたことですよね。だったら、プールを使わないのならプールを壊して、そこで車を乗り降りするとか、早急にそういう予算を取ってもらって何とか改善しないと、通学バスが下校児童に当たってしまったなんていうことがないように、ぜひ。

あともう一点は、もう時間になりましたけれども、通学バスから降りてからの安全確認というところが、非常に散ってしまって1人になったりするので、やはりこれも課題だと思いますので、考えをお伺いします。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 教育長。

では、時間になっていますので、短く。

○教育長（井深道子君） 分かりました。

では、村田議員の再質問にお答えいたします。私の分かる範囲のところで大変申し訳ございませんが、ご回答させていただきます。通学路の点検につきましては、校長も面談の中で、毎日のように通っているということです。

それから、歩道につきましても今年は草刈りを随分させていただいているというのは事実ですが、歩道橋から下に下りていったところはできなかったという回答を得ております。

それから、バスの回転については難しい点もありますので、今後検討していく一つの課題かと思います。

それから、子供たちの安全確保については、今後また十分いろんなところと、他課とも連携をしながら進めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 建設課長。

時間が来ているので、短く。

○建設課長（村田和也君） 村田議員の再質問の中で、グリーンベルトの設置が今後予定あるのかということご質問があったかと思うのですが、グリーンベルトの設置につきましては、地域からの要望等がございましたら、建設課のほうで場所を確認させていただきまして、また設置のほうは進めていきたいと考えております。

以上でございます。

---

○議長（関口雅敬君） 次に、4番、野原隆男君の質問を許します。

4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） 質問します。クビアカツヤカミキリの被害状況と対策について町民課長にお伺いいたします。

令和6年9月開催の第3回長瀬町議会定例会において、クビアカツヤカミキリに関して質問し、被害や

生息域拡大を防止するための対策等の実施について回答をいただきましたが、昨年に比べ町のシンボルである桜の被害がより深刻になっているように感じられるので、次の点について伺います。

(1)、北桜通りの桜に飛散防止用の青いネットが設置された木を多く見かけますが、補殺も含め樹幹への薬剤注入等は実施しているのか。また、ネットの設置基準はどのように判定し行っているのか。

(2)、町内の被害状況はどのようにになっているのか。町民からの情報提供の有無や被害樹種等の統計は取っているのか。

(3)、昨年から町民課、産業観光課、建設課で開催している庁内の桜に関する検討会議について、どのような内容を検討したのか。また、会議の回数や、どのような問題点や課題が検討されたのかお伺いいたします。

○議長（関口雅敬君） 町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） 野原議員のクビアカツヤカミキリの被害状況と対策についてのご質問にお答えいたします。

まず（1）、捕殺も含め樹幹への薬剤注入等は実施しているのか、ネットの設置基準はどのように判定し行っているのかについてお答えいたします。野原議員のおっしゃるとおり、昨年に比べ町内のクビアカツヤカミキリによる被害はさらに深刻になっております。令和7年6月から8月までの3か月間、職員が町内を巡回し、668匹のクビアカツヤカミキリの成虫を捕殺しました。このような被害状況の下、北桜通りの桜4本に薬剤の樹幹注入を実施いたしました。なお、使用した薬剤はウッドスターでございます。

また、飛散防止ネットの設置につきましては、町では特に設置基準を定めておりませんが、県の事例を参考にクビアカツヤカミキリの成虫が幹から出そうな樹木を選定し、本野上地内に15本、矢那瀬地内に1本、計16本設置しております。

次に、（2）、町内の被害状況はどのようにになっているのか、町民からの情報提供の有無や被害樹木等の統計は取っているのかについてお答えいたします。町で把握している被害木の本数は、令和7年9月2日現在358本で、その内訳は桜336本、プラム15本、スモモ3本、ハナモモ3本、梅1本となっております。また、町民からの情報提供の件数は、令和7年度におきましては14件、15か所となっております。

次に、（3）、庁内の桜に関する検討会議について、どのような内容を検討したのか、会議の回数や、どのような問題点や課題が検討されたのかについてお答えいたします。庁内の桜に関する検討会議は、クビアカツヤカミキリ対策を含め、老朽化した桜の管理を今後どうしていくのか、桜の今後の在り方を検討する場として、関係する3つの課、町民課、産業観光課、建設課の課長、主幹、担当者が集まり、令和6年9月と11月に実施いたしました。

まず、現状の把握と各課の課題の情報共有を話し合い、町民課ではクビアカツヤカミキリの被害状況と被害木の処分方法など、産業観光課では北桜通りの全線を桜の名所とすることの限界など、建設課では幹線道路沿いの老朽化した桜の状況と歩道整備など、様々な意見がございました。

これらの意見を基に、今後桜の在り方といたしましては、中長期的な計画を立てて管理していくことが望ましいが、計画を立てるにはそれなりの根拠が必要となることから、令和7年度の1年間をかけまして計画に関する情報と根拠資料を収集することとし、今後の方向性を模索していくことといたしました。このほか、安全面を考慮して、老朽化により枝が折れたり倒れる可能性のある危険木につきましては、早急に対応することといたしました。この検討結果を踏まえ、桜の衰退度を調査する診断費、枯損木や危険木の伐採処理費用を令和7年度当初予算に計上しております。

○議長（関口雅敬君） 4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） それでは、朽原課長の答弁に対して、重複する部分があるかもしれません、確認の意味も含めて再質問をさせていただきます。

私は今、長瀬町のクビアカツヤカミキリの被害実態は、尋常ならざる状況拡大となっていると強く感じています。埼玉県環境科学国際センターによると、クビアカツヤカミキリの雌1頭で約1,000個の卵を産むとのことです。

そこで、1つ目の質問です。埼玉県環境科学国際センターのサクラの外来害虫クビアカツヤカミキリの被害防止手引書では、成虫飛散防止ネット装着の実例が紹介されています。ネット装着前に、樹体の幹や分枝部分に登録農薬のバイオリサカミキリスリムの昆虫寄生性糸状の菌製剤を巻きつけておくと、より効果的であると紹介しています。クビアカツヤカミキリの被害に詳しい人と現地を確認しても、バイオリサカミキリスリムの確認はできませんでした。なぜ効果が期待されている同農薬を使用した対策を実施していないのか伺います。同製剤に成虫が触れると、カビが生えて死ぬようです。

2つ目の質問です。前記の被害防止手引では、成虫飛散防止ネットを巻きつけた後は定期的に見回り、羽化した成虫がネット内にいれば捕殺するとしています。北桜通りの成虫飛散防止ネットにも、住民への成虫捕殺のお願い文が掲示されています。北桜通り付近の何人かの住民の皆さんに確認しましたが、確認した皆さん全員が成虫を発見したことないし、捕殺したことないと言っていました。クビアカツヤカミキリの被害に詳しい人によると、同所で10匹以上の成虫を捕殺したそうです。しかし、成虫飛散防止ネット装着中でも、見ている間にもネットの隙間から飛散していったそうです。被害樹でネット未装着の木は、見るべきもない状態とのことでした。役場職員は、どの程度の頻度で北桜通りのクビアカツヤカミキリの成虫見回り、捕殺を実施しているのか、また成虫捕殺数は何頭なのか伺います。北桜通りの被害率は何%なのかも伺います。

3つ目の質問です。2022年8月23日に実施された秩父環境管理事務所主催の矢那瀬下郷区での被害樹への薬剤注入後の経過について伺います。被害樹の総数何本に薬剤を注入して、その後何本に再被害が確認され、その後何本が伐採されたのか、薬剤注入効果は何本にあったのかお伺いいたします。

○議長（関口雅敬君） 町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） それでは、野原議員の再質問にお答えいたします。

まず、バイオリサカミキリスリムにつきましては、1箱50メートル入りで約1万5,000円と比較的高い微生物農薬であること、直射日光で効果が低下すること、薬剤に触れるとかぶれるおそれがあることなどの理由から、職員の安全と負担を踏まえ使用には至っておりません。

次に、北桜通りについてでございますが、6月は2日間、7月は20日間、8月は4日間、計26日間職員が見回りを実施し、349匹のクビアカツヤカミキリの成虫を捕殺しました。北桜通りの桜は、補植による若い木も含めまして385本で、そのうち188本が被害を受けております。したがいまして、被害率は約50%となっております。

次に、矢那瀬下郷区での被害樹への薬剤注入後の経過につきましてでございますが、令和4年8月23日に実施した秩父環境管理事務所主催のクビアカツヤカミキリ防除研修の際、10本の桜に薬剤を注入いたしました。その後、枝落ちの危険があったことから、令和5年に6本を伐採しております。現在そのほかの桜4本全てから被害があり、薬剤の注入の時期が適当であったかも踏まえまして、矢那瀬下郷区の桜においては効果が薄かったのではないかと感じております。

○議長（関口雅敬君） 4番、野原隆男君。

○4番（野原隆男君） 再々質問をいたします。

1つ目の質問です。私が令和6年第3回長瀬町議会定例会で質問した、樋口駅付近の清水屋食堂の前の通りにある桜や、長瀬町中央公民館敷地内にある桜などに対する被害対策が、私には未実施のように見えます。なぜ現在も対策が未実施なのか伺います。また、今後の被害対策計画についても伺います。

2つ目の質問です。私が令和6年第3回長瀬町議会定例会で質問した、個人の方の様々な理由で被害樹の対応ができない場合については今後検討していくとの回答でしたが、検討結果について伺います。その後の対応結果等についても伺います。

3つ目の質問です。私の経験から、クビアカツヤカミキリ対策の根源は、早期発見による早期伐採、焼却だと私は思っています。成虫飛散防止ネットや薬剤対処では、被害拡大防止はできないと感じていますが、町としての見解について伺います。情報提供ですが、宝登山の梅百花園の梅にも被害が広がっているようです。

最後に、府内の桜に関する検討会議のスピード感のある実行成果に期待して、私の質問は終わります。

○議長（関口雅敬君） 町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） 野原議員の再々質問にお答えいたします。

まず、被害対策の未実施についてでございますが、樋口駅付近や中央公民館に限らず、ほかの場所につきましても飛散防止ネットの設置等、目に見える対策が不十分であるのは事実でございます。しかしながら、限られた人員と予算の範囲内で対応せざるを得ない状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

また、今後の被害対策計画におきましては、今年度職員が6月から8月までの3か月間、町内を巡回し、668匹を捕殺した実績を踏まえまして、今後クビアカツヤカミキリの成虫が多く出てきそうな樹木を選定し、被害対策を図ってまいります。

次に、個人の方が対応できない場合についてでございますが、そういった問合せがありましたのは、現在のところ令和6年度に1件あったのみでございます。その際は、職員が個人宅へ訪問し、飛散防止ネットの設置等対応をいたしました。課内で話し合った結果、被害状況にもよりますが、ご高齢の方やお体が不自由な方など、個人で対応できないといった問合せが年間数件程度であれば、個人ができる限り対応することとし、今後問合せが増加したり、職員では対応できない被害等が発生した場合につきましては、その都度改めて検討してまいります。

次に、町としての見解でございますが、今年度の実績を見ると、残念ながらクビアカツヤカミキリによる被害が予想以上に拡大し、深刻な状況になっていると言わざるを得ません。そのため、本定例会でご審議いただきます令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）におきまして県の補助金を活用し、必要な薬剤や物品の購入費用や被害樹木の伐倒処分に要する費用を計上しております。町といたしましても強い危機感を持ち、クビアカツヤカミキリ対策を強化してまいります。

なお、宝登山山頂の梅百花園につきましては、住民の方から情報提供がありまして、9月2日に職員が現地で桜6本、梅1本にプラスを確認いたしました。こちらの被害につきましては、管理している会社に情報提供させていただきました。

○議長（関口雅敬君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○議長（関口雅敬君） 次に、1番、中川博介君の質問を許します。

1番、中川博介君。

○1番（中川博介君） 旧第二小学校活用検討支援業務について企画財政課長にお伺いします。

令和7年度当初予算において、旧第二小学校活用検討支援業務委託を新規事業として予算化しましたが、次の点について伺います。

（1）、東日本総合計画株式会社本店が業務委託を受注したようだが、検討支援業務の内容はどのようなものか。

（2）、委託料の内訳はどのようなものか。

（3）、業務委託は令和7年度で終了するのか。次年度以降も同等の委託料が必要なのかお伺いします。

○議長（関口雅敬君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 中川議員の旧第二小学校活用検討支援業務委託についてとのご質問に順次お答えいたします。

まず（1）、東日本総合計画株式会社本店が業務委託を受注したようだが、検討支援業務の内容はどのようなものかについてでございますが、ご質問にある業務委託は、旧長瀬第二小学校活用検討委員会の運営補助を中心に、旧瀬第二小学校の活用検討に関する伴走支援をいただく内容となっております。

活用検討委員会の運営補助につきましては、委員会で使用する資料の作成、委員18名の発言等の取りまとめ、議事録の作成等を実施しているほか、今後の委員会で実施を予定しておりますワークショップの運営支援等が含まれてございます。なお、活用検討委員会で提示する資料等につきましては、町や委員の考え方等がきちんと反映されているか、事前に町側で十分確認をしているところでございます。また、旧長瀬第二小学校の活用検討につきましては、活用における諸条件やコンセプト、想定される事業形態等について、町と一緒に検討していく内容となってございます。

続いて（2）、委託料の内訳はどのようなものかについてでございますが、本事業はいわゆるコンサルティング業務となっておりますので、人件費が大半を占めております。具体的には、先ほどお答えした委員会で使用する資料を作成するに当たり、旧長瀬第二小学校の現状及び概要、活用における課題等の整理、分析を行っていただいております。また、委員会が円滑に開催できるよう、会場の設営、資料の配付、プロジェクト等の必要な機器の手配などに対応いただいております。こうした経費の合計額を委託料として予算化させていただいております。

最後に、（3）、業務委託は令和7年度で終了するのか。次年度以降も同等の委託料が必要なのかについてお答えいたします。本業務委託は、旧長瀬第二小学校活用検討委員会の運営支援であることから、活用検討委員会が意見を町長へ報告し、委員の所掌事務が終了した後に本業務委託は終了となります。

そして、令和7年3月に実施した第1回の活用検討委員会において、委員の皆様には委員会の実施スケジュールとして、令和8年3月中に町長への報告を行っていただく案を提示しております。そのため、本業務委託は令和7年度で終了する見込みであり、令和8年度以降、活用検討委員会の運営に係る委託料の発生は見込んでいないところでございます。

○議長（関口雅敬君） 1番、中川博介君。

○1番（中川博介君） 他の自治体や同様の業務に対する相場と比較して、妥当な金額であればいいと思いますけれども、町民の方から高過ぎるという話を聞いて、私も今質問をしているわけでありまして、私自身もさっきの総合振興計画のアンケートを取るだけで600万円とか、町道の工事なんかも結構1,000万いかない何百万台とかあって、あれだけこの暑い中大変な作業をして、高い材料を買って何百万で工事をやっている皆さんと比べて、何かパソコンをかたかたやって500万も600万も持っていくってどうなのかなと思うのですけれども、妥当であればいいかと思いますので、私もそう町民の人から伺ったので、そのように答えたいと思います。

続きまして、小中学校における秩父音頭の指導について教育長にお伺いします。秩父音頭は埼玉県を代表する民謡で、小中学校の運動会の締めくくりで必ず踊っていた記憶があります。運動会の前には必ず練習もあり、以前は様々な場面で秩父音頭に触れる機会がありましたが、現在は秩父音頭に触れる機会が少なくなっているためか、踊れない子が増えてきております。

令和7年度長瀬町教育行政重点施策の中に「地域の歴史や文化の保存・継承」とありますが、秩父音頭を学ぶことは郷土愛を醸成し、地域の歴史や文化の保存、継承することになると私は考えており、授業等の中で秩父音頭を指導する機会を設けていただきたいと思いますが、今後どのように進めていくのか伺いたいと思います。

○議長（関口雅敬君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 中川議員のご質問にお答えいたします。

秩父音頭につきましては、令和元年度まで小学校の運動会、中学校の体育祭のプログラムの一つとして実施しておりました。しかしながら、令和2年度以降に新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、運動会等の実施プログラムを縮小したことや、ここ数年は猛暑の影響により運動会等の練習時間を縮小せざるを得ない状況でございました。そのため、秩父音頭を運動会等のプログラムとして実施することを見合わせてきたところでございます。

なお、運動会等での秩父音頭は行いませんでしたが、昨年度は日赤奉仕団の皆様にご協力をいただき、小学5年生の総合的な学習の時間に秩父音頭のご指導をいただきました。今年度も、昨年度と同様に実施できるよう計画していると伺っております。

議員にご指摘いただきましたとおり、県を代表する民謡であり、長瀬を含む秩父地域の情景や人々の暮らし、心情や文化等を歌詞に盛り込んでいる秩父音頭を児童生徒に指導することは、地域の伝統文化の継承及びふるさと教育の一環として必要なことであると考えております。引き続き、小中学校において秩父音頭について学習できる機会を設けられるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 1番、中川博介君。

○1番（中川博介君） ありがとうございます。引き続きやっていただけるとのことですが、行われたのは5年生のみということなので、1年生から6年生まで、また中学生にも踊れるようになってほしいのです。

何でかというと、今度10月の26日日曜日なのですけれども、上長瀬駅ではつらつ長瀬商店会主催の秩父音頭まつりが開催されます。そういうところで子供たちが踊れないというのは、何とも寂しい話でありますし、今年の春頃、皆野町出身の方の結婚式に出席したのです。そのときに秩父屋台囃子があって、その後秩父音頭をおじいちゃんもおばあちゃんも子供たちも、みんな輪になって結婚式場で踊るわけです。昔は、私なんかも上長瀬区で、行政区で秩父音頭まつりなんかやっていて、もう年配の人から子供までみんなやっぱり輪になって踊れるという文化があったわけなので、そういうわけなので、みんな踊れるのです。県外出身の方が隣の席にいたのですけれども、その方は、いいなと、羨ましいなと、みんな地域の人たちと同じ踊りが踊れるとか、そういうのって羨ましいと言っていたので、そういう文化はずつとずっと残してほしい。たった1年間だけではなくて、体に染みつくようにやっていただきたいというところです。お願いします。

地域の歴史や文化の保存、継承ということが重点施策にありますので、これはもう子供たち、さっきの話でも、何か巣立っていってもまた戻ってくるなんて話がありましたけれども、そういったところでも必要なことだと思いますので、よろしくお願ひします。

次に3番、岩畳リフレッシュ大作戦について町長にお伺いします。6月3日に、長瀬を代表する岩畳の美しい景観や文化的価値、関東有数の観光地としての魅力を次世代へ継承していくために、雨の中の開催にもかかわらず、県議や県土整備事務所長等の県の出先機関の職員をはじめ、多くのボランティア、町及び船頭組合などの関係機関、関係団体、200名近くの方に参加していただき、実施することができました。非常にすばらしい活動であり、参加者及び関係職員の皆様の労をねぎらうとともに、感謝いたします。

第1回リフレッシュ大作戦の評価と今後の実施予定について、町の考え方を伺います。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） では、中川議員の第1回岩畳リフレッシュ大作戦の評価と今後の実施予定についてのご質問にお答えいたします。

まず、岩畳リフレッシュ大作戦の開催に当たりましては、町内の観光団体、商工団体、また地元企業、金融機関、県関係機関、そして一般のボランティアの方々など、多くの関係者の方々のご協力をいただきました。そして、当日はあいにくの天候だったわけでございますが、約200名の方にご参加をいただき、無事に実施することができました。この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

ご質問の第1回岩畳リフレッシュ大作戦の評価と今後の実施予定についてでございますが、今回、当日は約1時間の作業時間で880キロ、2トントラック約5台分の草木を除去することができました。岩畳の表面に見える面積が、目に見えて広がるなどの成果がございました。

また、本事業の実施に向けて、昨年度から文化庁の文化財調査官及び県の文化財、博物館の担当者と文化財保護法の解釈や事業内容について調整を重ねてまいりました。その結果、雑草または雑木の除去に対する許可をいただくことができました。その一方で、優れた自然の風景地の保護を目的としました埼玉県立自然公園条例を所管する埼玉県秩父環境管理事務所にも、本事業の趣旨をご理解いただいたところでございます。

本事業の実施を通じて、岩畳の草木は文化財を適切に維持管理する目的の下、文化庁をはじめとした関係機関の許可を得て、自然環境に配慮した範囲において除去が可能であるという実例をつくることができたことに、大きな意義があったと考えております。

長瀬町が誇る長瀬岩畳の美しい景観、また学術的価値、そして関東有数の観光地としての魅力を次世代

へ継承するためには、継続した管理作業が必要となります。そのためには、岩畳全体を3区画に分割し、3年にわたって1区画ごと清掃するという計画の下で、第1回岩畳リフレッシュ大作戦を実施した次第でございます。つきましては、開催時期、また前日の事前準備、当日の運営体制及び方法、その後の除去した草あるいは木の処分の方法など必要な見直しを図り、令和8年度以降の実施につなげてまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 1番、中川博介君。

○1番（中川博介君） ありがとうございます。近頃SNS上では、自然界隈というハッシュタグで岩畠が大変注目されて、9月になっても、さっき7月、8月とおっしゃっていましたけれども、9月もまだまだ若い人たちで大変にぎわっています。

長瀬町の象徴の一つである岩畠は、自然景観と地質的な価値に加え、観光、文化、地域の誇りとして長年にわたり町の発展を支えてきました。それなので、ただ継続するとか、あと3年過ぎたらまた、草であったり木なので、どんどん、どんどんやってもやっても生えてくるのが草とか木なので、これはただ3年間継続するということではなく、もうずっと続けていかなくてはならないことですし、ただ継続していくというよりも、観光、文化、教育、環境の複合政策としてどんどん拡大していくことで、県などの複数の予算を横断的に活用することもできるかと思いますので、その辺も伺いたいと思います。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 中川議員の再質問にお答えします。

岩畠もそうですが、どこのご家庭も畑があつたり山があつたりします。本当に今この時期は、すごく草木が伸びる時期でございまして、特に広大な岩畠周辺、先ほど言ったように3年間で3区画といいますが、私にとりましてはずっと今後も継続してやっていきたい、やっていきます。

それと、時期的に今回6月ということだったのですけれども、ちょっといろいろ相談をしながら、秋の紅葉が落ちたときとか、いつがいいのだろうかというのは今後またこちらのほうで検討して、もっと多くの方々に出ていただければなと思っております。

1個、小中学校の課外授業ではないですけれども、そういう平日にもしてきて、子供たちにも少しでもごみを拾ったり、ちょっとした草をむしる、そういうようなこともいいかなと私は考えたところでございます。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 1番、中川博介君。

○1番（中川博介君） すみません。いろいろ言ってしまったので、あれだったのですけれども、私が最後聞きたかったのは、子供たちを入れていくというのは当然のことなのですけれども、子供たちがごみ拾いとかして意識を高めるのは当然だし、大変いいことだとは思うのですけれども、町単独でやっていても、人も予算も限られているので、さっき言ったとおり観光、文化、教育とか環境の複合的なものとして、町単独ではなくて県も巻き込んで、県の人たちも来てくれましたけれども、県の予算とかを使って、もっとやっぱり大規模にできればいいなと思いますので、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 中川議員の再々質問でございますが、私もよく県の予算とか国の予算とか補助をいっぱい活用してやると言っていますので、そのことも含めて本当に活用については検討していきます。

先ほどのもっと多くの方々に出ていただく、それについても今後慎重に検討して、実現できるようにや  
っていきたいと思います。

以上です。

---

○議長（関口雅敬君） 次に、2番、村田武彦君の質問を許します。

2番、村田武彦君。

○2番（村田武彦君） では、2番、村田より質問させていただきます。

幹線27号線の道路改修工事について質問いたします。本野上、中野上地内の幹線27号線は、道路幅が2.8メートルと幅員が狭く、相互通行が困難であり、地域住民の生活道路としての機能や高砂保育園の通園者、またこの道路を利用している歩行者の安全確保にも支障を来していると話を聞きます。

このため、町に道路改修の計画について確認したところ、令和7年度に用地測量のための予算を計上し、幹線27号線用地測量業務を委託契約して業務を進めているようですが、今後どのように改修を進めていくのか、早期に実現するために積極的な対応と予算措置について町はどのように考えているのか伺います。

○議長（関口雅敬君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 村田議員の幹線27号線の道路改修についてのご質問にお答えいたします。

幹線27号線道路改良事業は、平成30年度に路線測量、道路詳細設計を行い、一時休止期間がありました  
が、令和6年度に事業を再開いたしました。令和6年度は、再開に当たり県道長瀬児玉線との交差部まで  
拡幅することとし、追加部分の道路詳細設計を行いました。令和7年度は、用地測量を行うため5月28日  
に入札を実施し、契約の締結をしております。令和8年度以降は、用地取得、電柱の移転を予定しており、  
その後に工事着手してまいります。

なお、改良予定区間は、県道長瀬児玉線との交差部から町道本中42号線との交差部までの延長117メー  
トルの区間になります。道路幅員は、現在2.6メートルから3.2メートル程度となっておりますが、側溝を  
含め4.57メートルに拡幅する計画でございます。

次に、早期に実現するために積極的な対応と予算措置についてどのように考えているのかでございます  
が、狭隘道路解消のための道路改良事業は、町の厳しい財政状況の中でも計画的に事業が実施できるよう、  
国庫補助金の社会資本整備総合交付金（狭い道路整備等促進事業）を活用し、事業を進めております。  
本路線につきましてもこの補助金を活用し、早期の完了を目指し事業を進めてまいります。

○議長（関口雅敬君） 2番、村田武彦君。

○2番（村田武彦君） 今ご説明がありましたが、もともとは昭和30年頃から実施予定の路線だということ  
なのですが、実際の利用者は、もうその頃からこの道については何とかならないかということで要望等も  
あったかと思われるのですが、厳しい財政事情は分かるのですが、ぜひともできるだけ早期の、役場の担  
当者のほうも業務多忙で大変だとは思うのですが、地域の皆さんのために努力していただきたいと思いま  
す。よろしくお願ひします。

○議長（関口雅敬君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

早期の完成を目指していただきたいということでございますが、幹線27号線の今後の予定についてでご

ざいますが、町の予算や国の補助金の状況にもよりますが、令和10年度の完了を目指しまして、今後用地の取得ですとか工事のほうを進めてまいる予定でございます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 2番、村田武彦君。

○2番（村田武彦君） それでは、次の質問です。主要幹線2号線の長瀬N.O. 1踏切の安全確保について質問します。

主要幹線2号線の長瀬N.O. 1踏切は、町内にある踏切の中で歩行者や車両通行量が最も多い踏切にもかかわらず、歩車道分離がされておらず、見通しが悪いことから非常に危険な箇所であると考えます。また、車両の通行が多いことから道路の傷みも顕著で凹凸が激しく、歩行者の転倒にもつながりかねない状況であります。道路を常時良好な状態に保つように、維持、修繕をしなければならない旨を定めた道路法42条の道路管理者の責務が若干不足していると思われること、観光地長瀬の中心地でもあることも考慮して、早急な改善が必要であると考えますが、道路管理者である町と秩父鉄道が今後どのように協議して改善を進めるのか、道路改良をするに当たり国、県の補助制度を活用することができるのか伺います。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） では、村田議員の主要幹線2号線の長瀬N.O. 1踏切の安全確保についてのご質問にお答えいたします。

関口議員の一般質問の長瀬駅周辺の道路改良についての答弁と繰り返しになってしまふ部分もあるかと思いますが、長瀬N.O. 1の踏切、以前から本当に踏切の拡幅が大きな課題とされてきております。様々な課題があり、事業の着手には至っておりません。そのため、他の方法を検討し、車両の動線を変えることが踏切周辺の混雑緩和につながるかとの結論に至りまして、まずはつらつパーク南側の国道140号に隣接する場所に、大型観光バスを中心とした町営駐車場の整備を進めているところでございます。

また、町でも通行車両と歩行者が混在している状況を把握しており、車両と歩行者を明確に分けることにより安全が確保できると考えており、歩行者は幹線2号線の歩道を利用し、踏切内も上長瀬側を通行するように誘導するため、道路標示や区画線の設置を検討し、踏切内の管理を行う秩父鉄道とも対策について協議を進めてまいります。一部踏切内の枕木等も拡幅等を、先ほど言ったようにしたいなと考えておりますが、これが上長瀬側がいいのか、長瀬側がいいのかという面についても検討していきたいと思っております。

また、踏切内の道路の凹凸についてですが、踏切道は道路法第20条に、道路と鉄道の兼用工作物と定められています。国交省で定められている道路と鉄道との交差する協議等に係る要綱第13条において、踏切道の管理は鉄道側が行うものとされています。そのため、踏切内の管理を行う秩父鉄道に対策を依頼してまいります。

次に、道路改良をするに当たり、国、県の補助制度を活用することができるかでございますが、現在町で検討している道路標示や区画線の設置につきましては、町単独の実施を想定しております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 2番、村田武彦君。

○2番（村田武彦君） 今の町長の答弁、踏切の枕木の拡幅というか、広くするということも今あったのですが、何しろここ、今現在線路を歩いて渡っている観光客の人が非常に多いのです。ですから、両方がいいのか、長瀬側、上長瀬側、どっちがいいのかよく分かりませんが、枕木をきちんともう少し延ばすこと

が一つはできないのか。そして枕木自体も、大分通行量も多いことから、私なんか毎日のように利用しているのですが、すごく滑るのです、木の部分が。それと、枕木の間に舗装が一部あるのですが、それもうんと盛り上がっていまして、ここを通るたびに車が非常に上下に揺れるというか、不安定になるのです。ですから、最近はレンタカーの利用者も非常に多いのですが、私が何度か見ているのは、ハンドルを取られてしまったり、そういうような危険な状態もあるので、一見フラットに見えるのですが、実際現場に行ってみると大分凹凸というか、起伏が激しいものですから、その辺もぜひ町として、秩父鉄道とも協議しながら早めの改善をしていただければありがたいと思うのです。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 村田議員の再質問でございますが、先ほど言ったように踏切内については、管理を行う秩父鉄道に対策を、こちらのほうからも何回もこれからいろいろ伝えて、お互いに協議し合いながら解決していきたいと、そのように思います。

先ほど言った枕木についても、ちょっと滑る部分があるかなと思いますが、そういうことについてもまた検討していきたいと思います。

○議長（関口雅敬君） 2番、村田武彦君。

○2番（村田武彦君） では、私の質問は以上で終わります。

---

○議長（関口雅敬君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 質問いたします。観光資源の保全と管理運営について町長にお尋ねいたします。

長瀞宝登山にて森づくり事業を実施しているNPO法人百年の森づくりの会は、平成19年に855本の苗木を植えて、年5回下草刈り等の育樹に励み、追加植樹や補植をするなど、観光地長瀞の景勝、景観づくりに貢献していただいております。宝登山には、多くの企業、団体が緑地事業に協力してくださったこともあり、四季折々の木々の移ろいが心を和ませてくれます。森林を長期に保全するには、下草刈りを含めて継続した長期間の管理作業が必要ですが、植樹から時間が経過したこともあり、協定の打切りから管理不足によって、樹木の育成に支障が出ている箇所があるようと思われる所以、次の点について伺います。

（1）、宝登山森づくり事業に参加した企業等団体の総数と、現在協定や管理を継続している団体数は幾つあるか。

（2）、協定等の打切りによって、景観や育成に支障が出ている箇所を町は把握しているのか。支障が出ているなら、何か策を講じる予定はあるのか。

（3）、植樹を実施し、現在協定等が締結されていない箇所の維持管理について、町は何か考えを持っているのか。

以上、お伺いいたします。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 新井議員のご質問にお答えをいたします。

まず、3つありました（1）、宝登山森づくり事業に参加した企業等団体の総数と、現在協定や管理を継続している団体数は幾つあるのかについてですが、過去に協定書を取り交わした企業は7団体でござい

ます。そのうち、協定期限を更新して継続している団体は4団体、協定期限の切れている団体が3団体でございます。また、協定書の取り交わしはしておりませんが、2つの団体が企業の森で活動を行っていただいております。

次に、(2)の協定等の打切りによって、景観や育成に支障が出ている箇所を町は把握しているのか。また、支障が出ているならば、何か策を講じる予定はあるのかについてでございますが、既に協定切れのしている3か所につきましては、町の管理となります。下草刈りが必要な場所もありますので、シルバー人材センターに委託したり、職員等ができる範囲で管理している状況でございます。

次に、(3)、植樹を実施し、現在協定等が締結されていない箇所の維持管理について、町は何か考えを持っているのかについてでございますが、昨年度協定の切れていた場所について、久喜市と長瀬町との森林整備に関する連携協定を結び、約1.05ヘクタールの森林において下草刈りなどの実施をすることとなりました。また、啓発イベントとして、この区域内において植樹活動や既存木に巻きついたる切り、また丸太切りなどの体験を久喜市民に実施していただく予定でございます。

町としては、管理する山林の下草刈りや植樹により、森林の環境が改善できるとともに、久喜市が埼玉県森林CO<sub>2</sub>吸収量認定制度に登録することでカーボンオフセットにも貢献でき、また環境学習等の地域交流により、町を訪れる方の増加が期待できるものでございます。

なお、現在協定が切れてしまった企業、団体にも再締結をしていただけないか問合せをしているところでございます。再締結ができればありがたいことではありますが、難しいようなら、また新たな企業、団体を探したいと考えております。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 先日、令和6年度の決算報告書が出まして、行政報告書等を見ていた中に、宝登山四季の丘公園事業という項目がありまして、これがなかったから質問に出してしまったところなのですけれども、この中で今年の3月31日付で協定期限が切れた3か所、あとこの中で残っているのは熊高の森の9年3月31日までの1つしか残っていないので、先ほどの答弁では4団体ですか、更新されているというふうに言わっていましたけれども、その中で4団体の中の3団体が期限切れに今年の3月になっているというふうに見受けるのですけれども、これも含めて継続していただけるのか、いただいているのか。また、その方向に行っているのかも回答をいただきたいのです。

それで、実は一昨日、9月の7日に、表題のところで言いましたNPO法人百年の森づくりの会という方が18人長瀬に訪れて、中腹の下草刈り、それから10月にツツジの補植を20株するのだというふうなことで、穴掘りに来てくれました。そんなので約半日、あの暑い中、骨折りしてくれました。その団体の長が、たまたま鈴木町長と昔、秩父の課長時代に一緒にちょっと事業をしたことがあるので、協力をお願いできたというふうなことも言っていましたけれども、そういうふうな形でこの団体、長瀬町と協定はしていないけれども、独自でそれを続けてやってくれている。ましてや、先ほど申し上げましたけれども、年に5回も続けて入ってくれている。8月は暑いからというので、9月にやったことなのですけれども、ちょっとまだ補植が足りないというか、木が足りないからといって補植も含めて。だから、いろんな形で長瀬の山が、彩りが時々ある情景に見えているわけだし、今はクロキが少なくなってきて、非常に緑が豊かな見やすい、心の和む状況の山になってきていると感じております。いろんな面で、ひとつ観光客が来て歩く中にも、心が和んでいるのだなというのを感じながら見ているのですけれども、ただ単にいろんな

もので、食べ物だとかだけで来るのではなくて、やっぱり自然の豊かさというか、楽しさを体験に来ているというふうに見受けているところなのです。

それなものですから、先ほど申し上げましたけれども、その4つが更新してもらってあるけれども、4つのうちの3つはもう期限が切れていますけれども、これは更新可能になったのでしょうか。それを一つお聞きします。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 新井議員の再質問にお答えします。

協定期限の切れている団体3つとも、今後また締結をする予定です。

〔「更新しました」と言う人あり〕

○町長（鈴木日出男君） 更新したそうです。失礼しました。

そんなわけで、先ほど出たNPO法人の百年の森づくりの会ですか、1週間前に面会に来まして、あしたちょうど行くという日がありました。下草刈りとかいろいろやっていたので、できればあそこへコースをつくっていろんな方に見ていただきたいなという話もしておりましたので、町でもいろいろ協力をしていくかと思います。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 順次切れてしまったところにも、また再契約をお願いし、またそれができない場合には新たに探すというふうなこともお答えいただきましたけれども、それを継続していかないことには、あの膨大な広さの山ですので、いろんなところで手入れ、ぜひ一つでも多くやっていただきたいと思いますし、職員だけでも大変だと思うのですけれども、建設課だけとか、産業課だけでもなかなか大変なので、職員の中にも若い人いますので、そういう人も時には半日ぐらい連れて、町長お元気ですので、募集して、ちょっと今日山へ行こうという形で長瀬を散策しながら、いろいろとそういう作業を見つけたり、またやったりとかしてほしいなということを思っております。ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、2番の今後の岩畳リフレッシュ大作戦について、同じく町長にお伺いいたします。先ほど1番議員が質問したのとちょっとかぶりりますけれども、通告してありましたので、読ませていただきます。6月3日に実施された岩畳リフレッシュ大作戦は、雨天の中での開催だったにもかかわらず、町及び関係機関、関係団体、一般参加者のボランティアをはじめ、多くの方に参加していただき実施することができました。岩畳の美しい景観や文化的価値、魅力を次世代へ継承していく作業の必要性と重要性について、一石を投じた非常に重要な事業であったと考えます。

準備や当日の運営について反省点があったのか、また今後どのように改善し、次年度以降の取組に生かしていくのか伺います。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 新井議員の岩畳リフレッシュ大作戦の運営等における反省点と今後どのように改善をし、次年度以降に取組を生かしていくかの質問にお答えします。

まず、今回の岩畳リフレッシュ大作戦、大きな事故、体調不良者の発生もなく、無事に終了できました。安堵しております。前日には、新井議員が会長を務めておられます長瀬町桜と松等を守る会などの団体にもご協力をいただき、しっかりと事前準備を行うことができました。また、当日は参加していただいた方全員のご協力をいただいたことで、大きなトラブルもなく、おおむね順調に終了することができたと、私

も議員の一人として参加をしまして、本当にきれいになったなと思いました。

その一方で、実施時期や作業時間など、改善できる点もあったと考えております。作業時期でございますが、岩畳リフレッシュ大作戦を実施した6月3日は、関東甲信越地方の梅雨入り前であったにもかかわらず、雨天となってしまいました。天候は、予想が大変難しいものでございますが、屋外での作業ということになりますので、作業をいただく方への影響を考慮し、日程を今後検討してまいりたいと思っております。

作業時間につきましては、雨天だったこともありまして、当初の予定よりも短縮する対応をさせていただきました。短縮した約30分間の作業時間で、伐採した草木の量880キログラムであり、それを全て岩畠からとろみん広場へ搬出するために約30分間を要したということになります。そのため、伐採から搬出までの作業全体に必要な時間や、より効果的な搬出方法の検討を今後進めてまいります。

そのほか、詳細において改善が可能な点はないか、作業に当たった課を中心に、今後また振り返っていろいろ検討をしてみたいと思っております。改善点をきちんと踏まえ、令和8年度以降、先ほど1番議員にも申し上げました、このことについては継続して、できる限りずっとできればと、開催したいと思っております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 3年間で3区画をやるということですけれども、大体6月にやった部分の半分ぐらいの状態は、結構草木伸びたり何かして、元に戻りつつあるような状況で、1区画やったから大丈夫というのではなくて、やっぱりそのまま残りますので、時々入らないことには、常時というほど入って、結局草取りであったり、木の枝が伸びているのを刈ったりとかということをしていかないと、なかなかきれいにならないかというのが現状かと思うのです。ですから、1年に1回でつかい規模でやるからいいというのではなくて、ああいうものに関しては週1に10人ぐらい何か入るというか、そういうふうな形ぐらいでも、とにかく重ねていかないことには、きれいになっていくことってないかと思います。

この間行われた後に、役場の職員の中の有志が一生懸命に作業をしている姿に会いました。それは、716MAKERSという独自のグループをつくって、その人たちが活躍しているところで、職員を中心であるし、また一般の観光業者も何人か入っているのですけれども、そういうふうな形の716MAKERSの方が骨を折って、桐の木残してしまったところ、また危険木といいますか、とげのあるような木、そういうふうなものも切っておいたりとか、いろんなことで、その予定区域内でやり損なったことについて一生懸命にやっていました。何か716MAKERSは、勤務時間内にやることはやっぱりよろしくないから、休暇を取ってやっているのだというのを前に聞いたこともあるのですけれども、ぜひいろんな面で、そういうことで職員の有志がいいことをしようとしていることでもありましたときには、何か考慮してあげられるか。また、休み時間、休業というか、休暇を取らなくても、2時間だけ勤務時間内の作業として出てもいいよというような形で出すとかいうような形で、少し考慮することも必要ではないかと思います。また、一生懸命桜の木を切ったりとか竹を切ったりとか、いろんなことに活躍してくれて、長瀬の観光資源を守つていこうというふうな立派な志を持った人たちですので、大変感心して見ているところなのですけれども、そういうふうなこともありますので、ぜひ何回かというよりも、毎週10人ぐらいずつ行ってみるぐらいの、町長どこ行った、いや、町長は何かいないから、きっと岩畠行って片づけしているのではないの、草取りしているのではないと言われてしまうぐらいに有名になつてほしいなと。みんなでいろんな面で協力

し合いながらやつていかないことには、とにかくあの広大な岩畳が元に戻ってくるような、みんなに感心されるようなものにならないかと思うので、その辺をお骨折りいただけたらなと思うところであります。

6月3日にみんなで奉仕した、雨の中やった後の6月4日は、ものすごくいい天気でした、朝っぱら。それで、私も5時頃に目が覚めたものですから、昨日のところへ行ってみようと思って、すぐすっ飛んで行ったら、岩肌が非常にその雨で洗われたといいますか、あれで砂や何かも落ちたり流れたりした関係で、岩肌がとてもきれいに見えたのを覚えています。そういうふうな形で、観光客なんかでも、もしたまたまた来たときに、そういう結果に行き会ったときには喜ばれることになると思いますので、この事業は3か年だけで終わらないと思います。ぜひいろんな面で続けながらやっていって、本当に長瀬、町長も替わって町も変わってきたな、岩畳も変わってきたなというような実績をつくっていっていただきたいと思うところなのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 新井議員の再質問にお答えします。

先ほど1番議員のときにもお話ししましたけれども、あそこの草木、本当に岩畳以外でも、そこら辺の畑を見てもすごい草の伸びでございます。多分今年6月にあのように皆さんで清掃した以降も、恥ずかしながら私は8月の15日にちょっと確認をしたぐらいで、まだ最近はしていないのですが、ぜひ早急に現地を私のほうから確認をしてみたいと思っております。

また、区画については、今回御成橋から下をやりましたけれども、次回は一応中心は御成橋から上のほうをやっていくということでございます。職員もあそこへ行って清掃したり、いろいろな活動をしているというお話を聞いております。自分の休暇を取りながら行っているということも聞いておりますので、その点が勤務中で職務の免除等もできるかどうかということについても確認していきたい、検討していきたいと思います。

岩畳にしおちゅう私が行けるような状況になりましたら、岩畳へ行ってみようと職員を連れて、長瀬の顔である岩畳を私が先頭に立ってきれいにしていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） よろしくお願ひします。

以上で終わります。

---

○議長（関口雅敬君） 次に、8番、大島瑠美子君の質問を許します。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、質問いたします。

まず、一番最初です。ハザードマップについて総務課長にお願いします。地球温暖化による影響で局所的な集中豪雨が日本各地で発生し、土砂災害等の甚大な被害が発生しております。九州地方を襲った線状降水帯の被害は記憶に新しいところです。

令和3年1月に長瀬町ハザードマップを作成し、全世帯に配布しましたが、更新されないまま現在に至っており、配布されたことも忘れている町民もいるのではないかと推察します。配布したハザードマップ

を再認識してもらう意味から、ハザードマップを活用した実践的な講習等の実施と、万が一にも発生した災害の際に町が考える避難指示の周知方法について伺います。

○議長（関口雅敬君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） 大島議員のハザードマップについてのご質問にお答えいたします。

長瀬町で作成して、配布しました長瀬町災害対応ガイドブックに掲載している土砂災害ハザードマップ及び水害ハザードマップは、埼玉県が指定した土砂災害警戒区域や水害リスク情報図に基づき作成をしております。令和3年1月以降、埼玉県の調査により新たに指定された地域はございませんので、現在のところ更新の必要はございません。今後、指定された地域の変更等があった際には、適宜ハザードマップについても見直しを行ってまいります。また、毎年「広報ながとろ」7月号、または8月号で防災特集のページを設けており、その記事の中において長瀬町災害対応ガイドブックについても掲載し、その内容の周知にも努めているところでございます。

配布したハザードマップを再認識してもらう意味から、ハザードマップを活用した実践的な講習等を実施したほうがよいのではとのご質問でございますが、町では令和2年より毎年6月の土砂災害防止月間に合わせて、令和元年東日本台風のときに実際に避難指示が発令となった風布地区を対象として、情報伝達訓練または避難所への避難訓練を実施しております。また、先日9月3日に開催しました区長会議において、埼玉県秩父県土整備事務所職員を講師に招き、土砂災害防止対策についての講演をいただき、土砂災害に対する意識の醸成や啓発を行いました。今後も、このような各種取組をさらに充実させてまいりたいと考えております。

次に、万が一にも発生した災害の際に、町が考える避難指示の周知方法についてのご質問にお答えいたします。災害が発生した際には、町の防災行政無線やJアラートによる情報伝達を行うことはもちろんのこと、安心・安全メールの送信、消防団による巡回広報による呼びかけ、Jアラートを活用した各種メディアを通じた情報提供を行うよう、体制の整備をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） ハザードマップを令和3年1月に配りまして、それからよく考えるともう3年5ヶ月、3年半を過ぎております。そろそろ、埼玉県、埼玉県ってそうだから、うちのほうはという考え方とかと思いますけれども、それで地形で、この間の3日の区長会のときに、杉郷でしたっけか、あそこに若林区長がちょっと、俺んちのところはそうではないのだと何とか何とかという話も聞きました。町長はよくご存じかと思うのですけれども、そのようなこともありますので、町で、向こうから来た場合には広報に入れて、そして周知を図っておりますというのですけれども、もしそういう場合に県のほうから来ましたら、良質な紙でハザードマップのところに何か入れるなり、電話機のところにも貼つておけるような、もう少し良質の紙で作って配布したらいかがなものかと思いますので、それをお聞きしたいと思います。

○議長（関口雅敬君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、大島議員の再質問にお答えさせていただきます。

ハザードマップの更新ではなく、それに代わるような周知をするチラシなどを作ったらどうかということでおろしいのでしょうか。

[「新しいのができたら。埼玉県から来たときに、ただするだけではなく  
て紙の上質な……」と言う人あり]

○総務課長（染野和明君） 先ほど申し上げたとおりハザードマップにつきましては、すみません、県のほうの調査の指定地域は変わっていないので、更新はしていないということなのですけれども、そのガイドマップに載っている防災の情報ですとか、それについては適宜更新は必要だとは思いますので、内容につきましては、水害の指定地域ですか土砂災害の指定地域が変わっていなかつたとしても、何年かに一度は見直しはしていかないといけないかなというふうには思っております。

また、広報のほうの周知では足りないのでないかということなのですが、やはり住民の方が一番御覧になるのは広報だと思いますので、また防災特集のページも確かにマンネリ化しているようなところもあるかと思いますので、その辺については住民の方が分かりやすいような特集ページにできるよう、こちらのほうも心がけていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） ですから、原区だとか何とかというのはそんなことないのですけれども、山間と言ってはあれですが、全部山間ですから、杉郷とか辻だとか、あと井戸だとか何かという場所には、崖崩れとか何かというのが起きることもあると思いますので、その地域だけでもいいと思うのです。だから、そういうときには連絡を区長さんからでも、お宅のほうの地域はここのことでもうなったから気をつけてくださいという、全町に配ることはなくていいと思いますので、行政区ごとにでもそれすれば、町の職員のほうの手間も省けますからいいと思うのですけれども、それについて総務課長のご意向を1回お聞きしたいと思います。

○議長（関口雅敬君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） 大島議員の再々質問についてお答えさせていただきます。

地域ごとの特性に応じた、そういう情報周知ができないかというご質問かと思います。そちらにつきましては、またこちらの防災担当者のほうともひとつ相談させていただきながら、各区長さんを通じて、そういう周知ができないかということは検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） では、次に行ってください。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 次に参ります。2の熱中症対策について健康こども課長にお願いいたします。

本年は、昨年に増して記録的な暑さが全国で続き、日本各地で最高気温を更新する異常な事態もありました。熱中症警戒アラートも連日のように発表され、当町でも熱中症予防を呼びかける放送が毎日のようにあり、注意喚起に従い、おのおのが水分補給や適度な冷房の使用、不要不急の外出を控えるなど、熱中症予防対策をされているようです。

不要不急の外出だけでなく、高齢者世帯等で日常生活に支障が生じる懸念が予想されますが、町は食料等の支援について実施する考えはあるのか伺います。お願ひします。

○議長（関口雅敬君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

暑さによる不要不急の外出を控えることで、日常生活に支障が生じる懸念があるため、高齢者への食料等の支援の考えがあるかというご質問ですが、近年の夏の気温は酷暑というほどの高温になる日が多く、高齢者だけではなく、誰もが外出する際には十分に熱中症への対策をすることが必要となっております。

食料の調達は、生活を営む上で必要な行為です。不要不急の外出ではないと認識しており、食料などの調達をしなければ生命の維持に支障が出てしまいます。支援が必要な高齢者については、介護保険のサービスのヘルパーによる買物支援を受けたり、お助け隊の外出援助や福祉有償運送サービスを利用したり、自分に合ったサービスを利用して食料品を調整する方もおります。また、自立した高齢者で移動手段がある方は、涼しい時間帯での買物を勧めたり、移動販売のうえたん号が町内44か所に運行していますので、そこに出向いて購入している方も多くおります。

町としては、食料を届けるなどの支援は考えておりませんが、食料を調達しやすいよう移動販売などの支援をしておりますので、活用していただきたいと考えております。また、高齢者の個別訪問をしている地域包括支援センターでは、暑さや喉の渇きを感じにくいなど、熱中症になりやすい高齢者の特性を踏まえ、暑さを視覚的に理解してもらう熱中症指数モニターを持参して、冷房の使用を呼びかけるなど個別の熱中症予防の支援を行っております。

今年度の町の熱中症対策としては、酷暑に備えた段階的な熱中症予防を呼びかけてきました。6月には暑くなる前の体づくり、7月には梅雨明け直後のエアコンの活用について、8月には盛夏以降の予防の取組について、3種類のポスターを作成いたしました。介護予防事業や健康教室に参加する方、子育て支援事業の際にも、熱中症予防の内容を盛り込んだ健康だより、ふれ愛ベースだよりの配布を行っています。さらに今年は、熱中症予防声かけプロジェクト事務局から提供のあったウォーターサーバーを役場とふれ愛ベースに設置したほか、健診等の際に飲料の配布も行いました。

今年は、災害級の暑さという表現も出ているほど厳しい暑さが続いています。国からも、熱中症対策のための高齢者への見守り、声かけについて再度周知の依頼が来ているほどです。引き続き、熱中症弱者と言われる高齢者や子供を含めた熱中症の注意喚起や支援について取り組んでまいります。

○議長（関口雅敬君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） ちょっと町は食料等の支援についてというのを、本当は飲料水だけにと思ったのですけれども、ここに書いてありますので、飲料水の支援について町は、これからはやる気があるかどうか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（関口雅敬君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

飲料の支援をするかどうかということについてですけれども、今年度たしか東京の品川区が、高齢者の熱中症対策ということで飲料配達を業者の方が行って、見守りと熱中症対策の両面からの支援をしたということは確認をしております。

今年度については、飲料の支援ということでは今のところ考えておりません。今年度いろいろ補助金なども調べたところ、熱中症対策についての補助金もあることが分かりましたので、次年度また担当者と、あと包括支援センターのほうとも相談をしながら、高齢者に対してのそういう支援ができるかどうかの検討は行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 8番、大島瑠美子君。

次に行ってください。

○8番（大島瑠美子君） 3、夏休み中における中央公民館の図書の貸出しと読書の状況について教育次長にお願いします。

読書することは、考える力、感じる力、表す力等を育てるとともに、豊かな情操を育み、全ての活動の基盤ともなる価値、教養、感性等を生涯を通じて涵養していく上でも、極めて重要であると文部科学省では説明しております。

小中学生にも情報通信端末が普及しつつある今、読書の時間と量が大幅に減少していると考えますが、夏休み期間における公民館の図書の貸出しはどのように推移したのか。学校における読書感想文の提出や学校に寄贈された本の貸出しと利用状況、第79回読書週間をどのように推進するのか伺います。

○議長（関口雅敬君） 教育次長。

○教育次長（熊谷昌史君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

まず、夏休み期間における公民館の図書の貸出しの推移についてでございますが、令和4年度は254人に738冊、令和5年度は258人に645冊、令和6年度は187人に516冊と推移しており、利用者数、貸出数は減少している状況でございます。

次に、学校における読書感想文の提出や、学校に寄贈された本の貸出しと利用状況、第79回読書週間をどのように推進するのかについてですが、読書感想文は、小学校では1年生を除いて夏休みの必須課題として、中学校では任意課題として取り組んでいるところです。また、学校に寄贈された本につきましては、毎年各学年の推薦図書などを寄贈いただいていることから、ご紹介させていただいた上で、学級文庫等に配架させていただいております。各学級において、休み時間に読んだり、必要に応じて貸出しするなど、有効に活用させていただいております。

続いて、読書週間の推進ですが、小学校では児童の読書意欲を盛んにし、豊かな心情や知識を育てることや学校図書館の活用を啓発し、望ましい利用態度を身につけることなどを目的に、10月下旬から11月下旬までを読書月間として位置づけております。期間中の朝学習に担任と一緒に読書をする、給食時の校内放送で夏休みの課題として提出された読書感想文を発表する、様々なジャンルの本に触れる目的とした読書bingoを実施することなどを予定しております。

中学校におきましては、読書週間としての取組は予定しておりませんが、年間を通して週3回、朝読書の時間を10分程度設け、読書の習慣づけに取り組んでおります。そのほか、小中学校とともに町内のボランティア団体のご協力をいただき、月に1回読み聞かせを行っていただいております。

小中学生にとりまして、読書は国語力や思考力、想像力を育み、豊かな知識や教養を身につける上で不可欠なものであり、読書の重要性は、情報化社会においてより一層高まっていると考えております。読書の大切さや楽しさを伝えるとともに、本に触れる機会を増やす、幅広いジャンルや形式の本をそろえるなど、読書に親しみやすい環境を整えてまいります。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 図書の貸出しと読書の状況についてというのを懇切丁寧に、再質問がないような文章を作成して発表していただきましたので、もうこれでいいのではないかと思いますけれども、朝読書というのは必要ですので、週3日ではなく、できれば毎日毎日やったほうがいいかなとも思っていますので、学校のほうにも教育長と一緒に、朝読書の10分を15分にしようというのは大変ですから、10分を毎日毎日のほうがいいと思いますので、そのようにしてできればどうかなと思うので、ちょっと聞くことがないのと、お聞きします。

○議長（関口雅敬君） 教育次長。

○教育次長（熊谷昌史君） 大島議員の再質問にお答えさせていただきます。

朝読書の回数、週3回と言わず増やせないかというご質問だと思いますけれども、朝読書のほかにも、朝の時間帯に朝学習の時間がありましたり、あるいは朝会の時間がございましたりしますので、平均して現在週3回の取組とさせていただいております。また、学校等とも協議をいたしまして、ちょっと増やせるかどうか分かりませんけれども、話し合いをさせていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） ありがとうございます。終わります。

○議長（関口雅敬君） 以上で通告のあった一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



### ◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（関口雅敬君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今回の定例会に町長から提出された議案は、議案第34号から議案第47号までの14件でございます。議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。

個々の議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



### ◎議案第34号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 日程第5、議案第34号 長瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 議案第34号 長瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

標準準拠システムへの移行に伴い、住登外者宛名番号管理機能を実装するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関口雅敬君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、議案第34号 長瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

住民票に登録されていない方、いわゆる住登外者についても、必要となる住民サービスにより町として管理する必要があり、従来その使用するシステムごとに異なる番号が付番されることがございました。そのため、同じ人物に複数の番号が存在するなどの課題がございました。

このような課題を解消するため、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき導入される標準準拠システムには、住登外者宛名番号管理機能が実装されることになりました。この機能により、住登外者を一意に識別し、統一的に管理できるようになります。この実装される機能を用いて、住登外者宛名番号を付番、管理する事務は、個人番号の独自利用事務に該当することとなります。

また、この住登外者宛名番号を付番、管理することは、当然のことながら他業務との連携も必要となることから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、町条例で情報連携についての定めが必要となるため、所要の改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第34号新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表の1ページ目を御覧ください。左側が現行で、右側が改正案となります。改正箇所は下線部分となります。

まず、第4条第4項を第5項に繰り下げ、第3項の次に第4項を新たに加えました。この規定は、法定利用事務に係る住登外者宛名情報の府内連携について包括的に定めたものでございます。

次に、新旧対照表の1ページから2ページ目にかけてになりますが、第5条を第6条に繰り下げ、第4条の次に第5条を新たに加えました。

まず、第5条第1項の規定ですが、標準準拠システムに住登外者宛名管理機能が実装されることに伴い別表第3を新たに設け、教育委員会部局へ特定個人情報の提供がなされるようになったことを規定したものでございます。

少しページが飛びますが、新旧対照表の7ページ、別表第3を御覧ください。こちらの表が、先ほどの第5条第1項の規定に基づき加えた別表の第3となります。

戻りまして、新旧対照表の1ページ目から2ページ目にかけての第5条第2項の規定を御覧ください。この規定は、条例等により特定個人情報と同一の内容を含む書面の提出が義務づけられている場合でも、第1項の規定により情報提供があったときは、書面の提出があったものとみなす規定を置いたものでございます。

次に、新旧対照表の2ページ目、別表第1の改正についてご説明いたします。個人番号の独自利用の事務として、町長部局と教育委員会部局のそれぞれに、住登外者宛名番号管理機能による住登外の情報の管理に関する事務を加えるものでございます。

次に、新旧対照表の3ページから7ページにかけてになりますが、別表第2の改正についてご説明いたします。条例改正の技法上、別表第2を全部改める改正しておりますが、実際に改正となっている箇所は下線部分となります。町が独自利用事務として規定している3つのそれぞれの事務に対し、事務を処理するため必要な限度で、住登外宛名情報を利用できるよう規定を加えたものでございます。

最後に、附則についてご説明申し上げます。議案書の最終ページ裏面、附則を御覧ください。こちらは施行期日を定めたものでございます。この条例は、住登外者宛名番号管理機能が実装される令和7年9月22日から施行するものでございます。

以上で議案第34号のご説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はござりますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号 長瀬町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 日程第6、議案第35号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 議案第35号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき情報システムを標準化することに伴い、固定資産税関係の証明書の様式が変更となることから、長瀬町手数料徴収条例を改正する必要が生じたため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関口雅敬君） 議案の内容等について、税務会計課長の説明を求めます。

税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、議案第35号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

今回の条例の一部改正の概要でございますが、土地と家屋の評価証明、公課証明について、現在は土地と家屋が別々の様式でございますが、システム標準化へ移行後は、土地と家屋がまとめた様式へ変更されます。様式の変更に伴いまして、証明手数料の1件の概念と加算分の規定について改めるものでございます。

改正の内容につきましては、お手元の参考資料、議案第35号新旧対照表を御覧ください。左側が現行、右側が改正案で、下線部分が今回の改正箇所でございます。

第2条は、証明の種類及び金額の規定でございますが、第4項は税証明の評価証明と公課証明の手数料について、土地の証明は3筆まで、家屋の証明は3棟までをもって1件とし、1筆又は1棟増すごとに20円を増収するものを、改正案は、固定資産に関する証明は、1枚をもって1件とするに改めるものでございます。

税の証明手数料につきましては、1件につき200円と定められております。

また、評価証明書と公課証明書の様式につきましては、現在の土地評価証明書と家屋評価証明書が統合され、改正後は固定資産評価証明に、同じく土地公課証明書と家屋公課証明書も統合により固定資産公課証明書へ変更となります。

それでは、議案書にお戻りください。附則でございますが、この条例の施行期日については、長瀬町のシステム標準化が行われる令和7年9月22日から施行するものでございます。

以上で議案第35号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 日程第7、議案第36号 長瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 議案第36号 長瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部が改正され、令和8年1月1日から対象者を拡大し、精神障害者保健福祉手帳2級所持者も対象となることに伴い、支給対象を明確にする必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関口雅敬君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（柄原秀樹君） それでは、議案第36号 長瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

改正内容でございますが、参考資料の長瀬町こども医療費支給に関する条例新旧対照表を御覧いただきたいと思います。左側が改正前の現行、右側が改正案となります。

第3条第2項第4号の改正は、重度心身障害者医療費支給に関する条例第2条第1項第1号の身体障害者の規定及び第2号の知的障害者の規定を追加し、除外となる支給対象者を明確にするものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則でございますが、令和8年1月1日から施行するものでございます。

以上で議案第36号 長瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって終結いたします。

これより議案第36号 長瀬町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎議案第37号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 日程第8、議案第37号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 議案第37号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の一部が改正され、令和8年1月1日から対象者を拡大し、精神障害者保健福祉手帳2級所持者も対象となることに伴い、秩父郡内も同様に対象を拡大する

ため、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提案するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関口雅敬君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） それでは、議案第37号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

まず、制度改正の概要でございますが、現行の重度心身障害者医療費支給制度の受給対象者、身体障害者手帳1級から3級を有する方、療育手帳マルA、A、Bの方、精神障害者保健福祉手帳1級を有する方が現在対象となっておりますが、精神障害者保健福祉手帳2級相当の障害を有する方を追加いたしまして対象を拡大し、精神障害者保健福祉手帳2級相当の障害を有する方の自立支援医療の精神通院に係る医療費の自己負担分を助成するものでございます。

改正内容でございますが、参考資料の長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例新旧対照表を御覧ください。第1条の改正は、規則を明確にするものでございます。

中段、第2条の改正は、第1項の重度心身障害者の定義に、第6号として精神障害者保健福祉手帳2級相当の障害を有する方の規定を追加し、第4項として精神通院医療費の定義を追加するものでございます。

裏面の2ページ目を御覧ください。第3条第1項第1号及び第2項第7号の改正は、字句等を整理するものでございます。

3ページ目を御覧ください。第4条の改正は、対象者に係る医療の一部負担金において、精神障害者保健福祉手帳2級相当の障害を有する方に係る精神通院医療費以外を除外する規定を追加するため、括弧書きから号立てに改正するものでございます。

議案書の裏面にお戻りいただきまして、附則でございますが、令和8年1月1日から施行するものでございます。

以上で議案第37号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。これ自立支援に関わるような説明も今あったのですけれども、そういうこと、これ全文を見ていないので分からぬのですが、特定疾患、例えば指定難病とか小児慢性特定疾病など、こんなふうなものもこの中にはあるのですか、それが1点。

あと、私認知症にこだわるのですけれども、認知症を発症したとし、その場合、診断されて重度心身障害者、例えばこの手帳が障害者だというふうな判定が出されて、これに該当するということもあるのではないかなどと判断したのですが、そのところについてお伺いします。

○議長（関口雅敬君） 町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） それでは、村田議員の質疑にお答えいたします。

特定疾患のほうは、重度心身障害者とはまた別の制度になります。

それと、先ほど認知症が原因で、もし仮に重度心身障害者の先ほど言った身体ですとか、知的ですとか、精神とかというふうに該当ということになれば、それは重度のほうで見ますし、もしそれが重度のほうの

支給対象にはならないということであれば、介護保険とか別の方法によるものだというふうに思っております。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今の説明だとちょっと理解をできないので、どっちでもいいのですけれどもと言つてはいけないけれども、例えば重度の認知症を発症したというと、当然自分で判断したりとかそういうこともできなくなることが、要するに医師の診断で、これはとにかく精神とかそういう形に関わってきて、障害者というふうな認定を受けて手帳が配付されるのか、そうではなくて、それはあくまでも高齢者だから介護だと、そういうふうにそっちへ。介護の場合と、これちょっと両方ダブっているようなところがあるので、もしこの制度が分かれば教えておいていただきたいと思います。

○議長（関口雅敬君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員の質疑にお答えいたします。

重度の認知症発症ということなのですけれども、そもそも精神障害者福祉手帳を取得するためには、指定された精神科医の診断が必要になりますので、そちらの医師のほうで精神障害があるということで認められるということであれば、それを基にして判断のほうをして手帳のほうが交付されます。

また、重度の認知症で手帳を取る方というのは、今まであまり聞いたことないのですけれども、認知症がよっぽど精神障害がひどくて、それを精神科の医師が診て精神症状があるということで認められるということであれば、手帳の申請をして、認定が下りれば手帳が取れるということになります。

それから、精神の通院のほうの医療費が、今回2級の方が該当になるということになったのですけれども、医療費の助成を受けるために、必ずしも精神保健福祉手帳を取るという必要もございませんので、手帳を取る方もいれば、取らないで医療のほうを受ける方もいらっしゃいます。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 質問したのは、町長にも言ったのですけれども、要するに認知症というものは、これは年寄りに付随するような病気なのだという考えが非常に強いし、今までそういう認知症に関して、それを医療機関でしっかり判定してくださいというふうなことが行われていなかったというのが現状だと思うのです。ですから、有利ということはないけれども、こんなふうな制度があって、それを活用できるのならば、そういう認知症の診断といいますか、そんなふうなものを勧めないと、こういうものが活用できないのではないかなど、これ質疑といったらいいかということで、ただ今の課長の答弁だと、必ずしも手帳を持っていなくてもというふうなお話があったのですが、また認知症に戻ってしまうのだけれども、その場合には、やはり介護とかそっちのほうへ行ってしまって、ここに現状ではやる人はいないのだろうなと思いますが、そのところは拡大するべきではないのかなと思いますので、再度お願いします。

○議長（関口雅敬君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員の再質疑にお答えいたします。

町民課のほうで支給するのは重度医療費ということですので、いろんな障害者のサービスとか介護サービスとはまた別のもので、通院に係る医療費についての自己負担分を重度医療のほうでお支払いする対象が増えるということでございます。

以上です。

〔「それは分かってんだけど、だからそれが判定されれば、当然町民課の

ほうにも該当するのではないかどうかということ」と言う人あり]

○福祉介護課長（内田千栄子君） そうです。手帳の2級、1級に該当すれば、重度医療のほうには該当になります。

以上です。

○議長（関口雅敬君） ほかに質疑はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号 長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時48分

再開 午後3時05分

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続き会議を始めます。



### ◎議案第38号～議案第41号の説明

○議長（関口雅敬君） 日程第9、議案第38号 令和6年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について及び日程第10、議案第39号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第11、議案第40号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第12、議案第41号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 議案第38号から議案第41号までの令和6年度における一般会計及び各特別会計の歳入歳出の決算認定についてご説明申し上げます。

令和6年度における一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、令和7年7月30日付で監査委員に決算審査の依頼をしたところ、令和7年8月12日付で監査委員から令和6年度決算審査に関する意見書が提出されたので、同法同条第3項の規定により議会の認定を賜りたく提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関口雅敬君） 一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の概要について、会計管理者の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、お手元に配付してございます令和6年度長瀬町一般会計・特別会計歳入歳出決算書により、各会計の決算概要につきまして順次ご説明いたします。

決算書の表紙を1枚おめくりいただきまして、目次の次の黄緑色のページを御覧ください。まず初めに、一般会計の歳入歳出決算につきましてご説明いたします。一般会計の歳入決算額は38億7,809万5,315円、歳出決算額は37億1,769万8,223円、歳入歳出差引額は1億6,039万7,092円でございました。

次に、1ページ、2ページを御覧ください。主な歳入でございますが、第1款町税の調定額は8億752万9,657円、これに対する収入済額は7億8,189万5,726円で、歳入全体の20.2%を占めております。また、不納欠損額は352万4,250円、収入未済額は2,210万9,681円でございました。

第7款地方消費税交付金の調定額は1億6,784万9,000円、これに対する収入済額は同額の1億6,784万9,000円で、歳入全体の4.3%を占めております。

第11款地方交付税の調定額は16億3,469万4,000円、これに対する収入済額は同額の16億3,469万4,000円で、歳入全体の42.2%を占めております。

3ページ、4ページを御覧ください。第15款国庫支出金の調定額は4億478万2,589円、これに対する収入済額は同額の4億478万2,589円で、歳入全体の10.4%を占めております。

第16款県支出金の調定額は2億680万9,497円、これに対する収入済額は同額の2億680万9,497円で、歳入全体の5.3%を占めております。

第19款繰越金の調定額は2億8,696万3,746円、これに対する収入済額は同額の2億8,696万3,746円で、歳入全体の7.4%を占めております。

5ページ、6ページを御覧ください。歳入合計でございますが、調定額は39億514万595円、収入済額は38億7,809万5,315円、不納欠損額は352万4,250円、収入未済額は2,352万1,030円でございました。

次に、7ページ、8ページを御覧ください。主な歳出でございますが、第2款総務費の予算現額は12億8,893万2,213円、これに対する支出済額は12億2,077万2,705円で、歳出全体の32.8%を占めております。また、翌年度繰越額は3,152万3,000円でございました。

第3款民生費の予算現額は10億4,860万7,100円、これに対する支出済額は9億5,684万4,381円で、歳出全体の25.8%を占めております。また、翌年度繰越額は2,326万1,000円でございました。

第4款衛生費の予算現額は5億7,334万5,000円、これに対する支出済額は5億3,625万3,521円で、歳出全体の14.4%を占めております。また、翌年度繰越額は1,500万円でございました。

9ページ、10ページを御覧ください。第9款消防費の予算現額は1億8,715万8,000円、これに対する支出済額は1億8,342万9,230円で、歳出全体の4.9%を占めております。

第10款教育費の予算現額は2億9,662万6,040円、これに対する支出済額は2億8,626万7,029円で、歳出

全体の7.7%を占めています。

第12款公債費の予算現額は3億1,944万2,000円、これに対する支出済額は3億1,919万9,808円で、歳出全体の8.6%を占めています。

表の一番下、歳出合計でございますが、予算現額は39億7,996万3,353円、支出済額は37億1,769万8,223円、翌年度繰越額は9,916万7,000円でございました。

次に、少し飛びまして114ページを御覧ください。一般会計の実質収支に関する調書でございます。1の歳入総額38億7,809万5,315円から2の歳出総額37億1,769万8,223円を差し引いた3の歳入歳出差引額は1億6,039万7,092円で、さらに4の翌年度へ繰り越すべき財源の(2)、繰越明許費繰越額216万1,000円を差し引き、5の実質収支額は1億5,823万6,092円となりました。

一般会計の決算概要につきましては以上でございます。

続きまして、右側の黄緑色のページを御覧ください。国民健康保険特別会計の歳入歳出決算につきましてご説明いたします。国民健康保険特別会計の歳入決算額は7億3,977万1,023円、歳出決算額は7億3,010万1,989円、歳入歳出差引額は966万9,034円でございました。

次に、115ページ、116ページを御覧ください。主な歳入でございますが、第1款国民健康保険税の調定額は1億2,276万5,662円、これに対する収入済額は1億820万1,494円で、歳入全体の14.6%を占めています。また、不納欠損額は31万1,000円、収入未済額は1,425万3,168円でございました。

第6款県支出金の調定額は5億1,312万2,764円、これに対する収入済額は同額の5億1,312万2,764円で、歳入全体の69.3%を占めています。

第8款繰入金の調定額は6,578万8,092円、これに対する収入済額は同額の6,578万8,092円で、歳入全体の8.9%を占めています。

第9款繰越金の調定額は5,031万3,463円、これに対する収入済額は同額の5,031万3,463円で、歳入全体の6.8%を占めています。

表の一番下、歳入合計でございますが、調定額は7億5,433万5,191円、収入済額は7億3,977万1,023円、不納欠損額は31万1,000円、収入未済額は1,425万3,168円でございました。

次に、117ページ、118ページを御覧ください。主な歳出でございますが、第2款保険給付費の予算現額は5億1,993万7,000円、これに対する支出済額は4億7,577万8,966円で、歳出全体の65.2%を占めています。

第3款国民健康保険事業費納付金の予算現額は1億9,674万7,000円、これに対する支出済額は1億9,674万5,820円で、歳出全体の26.9%を占めています。

表の一番下、歳出合計でございますが、予算現額は7億7,857万8,000円、支出済額は7億3,010万1,989円、翌年度繰越額はございませんでした。

次に、140ページを御覧ください。国民健康保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。1の歳入総額7億3,977万1,023円から2の歳出総額7億3,010万1,989円を差し引いた3の歳入歳出差引額は966万9,034円で、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、5の実質収支額は3と同額の966万9,034円となりました。

国民健康保険特別会計の決算概要につきましては以上でございます。

続きまして、右側の黄緑色のページを御覧ください。介護保険特別会計の歳入歳出決算につきましてご説明いたします。介護保険特別会計の歳入決算額は8億6,586万2,100円、歳出決算額は7億9,609万

1,666円、歳入歳出差引額は6,977万434円でございました。

次に、141ページ、142ページを御覧ください。主な歳入でございますが、第1款保険料の調定額は1億7,958万6,050円、これに対する収入済額は1億7,565万1,980円で、歳入全体の20.3%を占めております。また、不納欠損額は25万2,450円、収入未済額は368万1,620円でございました。

第2款国庫支出金の調定額は1億8,207万1,599円、これに対する収入済額は同額の1億8,207万1,599円で、歳入全体の21.0%を占めております。

第3款支払基金交付金の調定額は1億9,368万8,000円、これに対する収入済額は同額の1億9,368万8,000円で、歳入全体の22.4%を占めております。

第4款県支出金の調定額は1億2,605万2,083円、これに対する収入済額は同額の1億2,605万2,083円で、歳入全体の14.5%を占めております。

第6款繰入金の調定額は1億1,405万3,710円、これに対する収入済額は同額の1億1,405万3,710円で、歳入全体の13.2%を占めております。

表の一番下、歳入合計でございますが、調定額は8億6,979万6,170円、収入済額は8億6,586万2,100円、不納欠損額は25万2,450円、収入未済額は368万1,620円でございました。

次に、143ページ、144ページを御覧ください。主な歳出でございますが、第2款保険給付費の予算現額は6億9,516万4,000円、これに対する支出済額は6億5,278万515円で、歳出全体の82.0%を占めております。

表の一番下、歳出合計でございますが、予算現額は8億4,902万6,000円、支出済額は7億9,609万1,666円、翌年度繰越額はございませんでした。

次に、168ページを御覧ください。介護保険特別会計の実質収支に関する調書でございます。1の歳入総額8億6,586万2,100円から2の歳出総額7億9,609万1,666円を差し引いた3の歳入歳出差引額は6,977万434円で、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、5の実質収支額は3と同額の6,977万434円となりました。

介護保険特別会計の決算概要につきましては以上でございます。

続きまして、右側の黄緑色のページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算につきましてご説明いたします。後期高齢者医療特別会計の歳入決算額は1億3,021万5,738円、歳出決算額は1億2,890万3,187円、歳入歳出差引額は131万2,551円でございました。

次に、169ページ、170ページを御覧ください。主な歳入でございますが、第1款後期高齢者医療保険料の調定額は1億127万400円、これに対する収入済額は1億111万5,300円で、歳入全体の77.7%を占めております。また、収入未済額は15万5,100円でございました。

第3款繰入金の調定額は2,755万1,402円、これに対する収入済額は同額の2,755万1,402円で、歳入全体の21.1%を占めております。

表の一番下、歳入合計でございますが、調定額は1億3,037万838円、収入済額は1億3,021万5,738円、収入未済額は15万5,100円でございました。

次に、171ページ、172ページを御覧ください。主な歳出でございますが、第2款後期高齢者医療広域連合納付金の予算現額は1億3,285万円、これに対する支出済額は1億2,785万1,602円で、歳出全体の99.2%を占めております。

表の一番下、歳出合計でございますが、予算現額は1億3,500万円、支出済額は1億2,890万3,187円、

翌年度繰越額はございませんでした。

次に、182ページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計の実質収支に関する調書でございます。1の歳入総額1億3,021万5,738円から2の歳出総額1億2,890万3,187円を差し引いた3の歳入歳出差引額は131万2,551円で、4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんでしたので、5の実質収支額は3と同額の131万2,551円となりました。

後期高齢者医療特別会計の決算概要につきましては以上でございます。

以上で、令和6年度一般会計及び特別会計の決算概要の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） 続いて、歳入歳出決算の内容について、各所属長の説明を求めます。

初めに、総務課長、お願ひいたします。

総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、総務課の令和6年度歳出決算概要につきましてご説明いたします。

お手元の決算書の40ページ、41ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は予算現額5億2,964万3,000円で、支出済額は5億2,660万6,113円でございます。主な支出として、第1節報酬はパートタイムの会計年度任用職員への報酬で、障害者の雇用促進を図るために雇用した1名分と議会事務局に配置した1名分でございます。

第2節の給料と第3節の職員手当等、次のページ、42、43ページの第4節共済費は、町長、副町長、再任用職員1名のほか、町長部局職員64名分の給与や共済費関係のほか、会計年度任用職員2名分の社会保険料や期末手当、勤勉手当などの人件費などでございます。

なお、特別会計の国保会計職員3名、介護会計職員2名分につきましてはそれぞれの特別会計に、教育長、再任用職員1名のほか教育委員会部局職員10名分の給与や共済費関係の人件費は第10款の教育費に予算が措置されているため、総務費には含まれておりません。

第8節旅費は、令和6年能登半島地震に係る応援職員の派遣に要した普通旅費の支払いなどでございます。

第10節需用費は、日刊紙の新聞購読料や加除式図書追録代のほか、公用車17台の管理としてタイヤ購入代、公用車の燃料費、修理費などでございます。

第11節役務費は、行政文書の郵送料、職員のストレスチェック診断や公用車の車検及び12か月点検の手数料のほか、自賠責保険や任意保険代、また町が所有、管理する施設の瑕疵及び業務遂行上の過失に起因する事故について、法律上の損害賠償責任を負う場合の損害金を支払う際の総合賠償補償保険料や、非常勤職員の公務災害補償の保険料などでございます。

第12節委託料は、例規システムの運用経費としてのデータ更新委託料、職員採用試験適性検査業務委託料、作文採点業務委託料や職員健康診査業務委託料のほか、所得税の定額減税及び児童手当の制度改正に伴い給与システムを改修した際に要した業務委託料などでございます。

次に、44、45ページを御覧ください。第13節使用料及び賃借料は、例規システム、個人情報取扱業務ウェブシステム、給与・人事情報システムのソフトウェア使用料、公用車のワンセグ機能つきカーナビのNHK放送受信料、公用車の有料道路通行料などでございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、一部事務組合への負担金として特別職、一般職の退職手当負担金や、秩父広域市町村圏組合の一般管理費分の負担金のほか、埼玉県町村会主催の視察研修、加盟団体への負担金、会費や補助金を交付したものでございます。

続いて、48、49ページを御覧ください。第7目公平委員会費は、予算現額9,000円で、支出済額は8,300円でございます。主な支出としては、委員会開催に伴う委員報酬でございます。

次に、第8目交通安全対策費でございますが、予算現額82万7,000円で、交通指導員4名の災害補償保険料や委託料のほか、交通関係団体への会費、補助金などで61万4,782円を支出いたしました。

次に、第9目自治振興対策費でございますが、予算現額317万5,000円で、支出済額は279万2,160円でございます。主な支出として、第10節需用費のうち光熱水費は防犯灯935基分の電気料で、施設修繕費は倒木の影響により壊れた防犯灯の修繕費でございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、コミュニティ協議会への運営費補助金と、1行政区が行った公会堂の外壁等の改修に対して地域振興対策事業補助金を交付いたしました。

次に、第10目諸費でございますが、予算現額751万円で、支出済額は701万8,990円でございます。主な支出としましては、第10節需用費の消耗品は、人権同和団体が開催する研修会の参加資料代や人権啓発用品代などでございます。

第11節役務費は、正副区長73名への委託業務に対する災害補償保険料でございます。

次に、50ページ、51ページにかけてになりますが、第12節委託料は、円滑な行政事務を推進するため正副区長への行政事務委託料及び区長回覧に係る行政区広報紙等配布業務委託料のほか、町民を対象とした無料の法律相談の弁護士への相談委託料を支出いたしました。

第18節負担金、補助及び交付金は、防犯や人権同和対策に係る各種構成団体や協議会への負担金でございます。

次に、52、53ページを御覧ください。第2項企画費、第1目企画総務費のうち総務課関係をご説明いたします。第18節負担金、補助及び交付金の一番下段の物価高騰対策生活者支援事業商品券1,848万7,500円は、新型コロナウイルス感染症や原油価格、物価高騰等により影響を受けている町民等を支援するため、町民1人当たり3,000円の商品券を配付した事業に係る登録店舗への換金額に当たるものでございます。

次に、少しページが飛びますが、58ページ、59ページを御覧ください。第5項選挙費、第1目選挙管理委員会費でございますが、選挙管理委員会の管理経費で委員報酬や選挙関係の図書、法規追録代のほか、選挙人名簿管理のため電算処理委託料や選挙管理システムソフトウェアレンタル料などで46万6,940円を支出いたしました。

第13目衆議院議員総選挙費は、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙に要した経費で、618万9,573円を支出いたしました。なお、この選挙に要する経費につきましては、県からの委託金を全額充当して執行しております。

衆議院議員総選挙費の主な支出としては、選挙管理委員、投票管理者、投開票立会人、会計年度任用職員への報酬、事務従事者への手当、ポスター掲示場、投開票に係る事務用品や投票用紙の計数機・読み取り機の点検手数料、入場券の郵送料、ポスター掲示板の設置・撤去業務委託料のほか、備品として投票用紙自動交付機や軽量投票記載台などを購入したものでございます。

次に、またページが飛びますが、90ページ、91ページを御覧ください。第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費でございますが、秩父広域市町村圏組合の負担金と秩父消防署北分署の敷地負担金、合わせて1億6,539万3,059円を支出いたしました。

次に、第2目非常備消防費でございますが、予算現額1,297万7,000円で、消防団の円滑な運営を図るための経費として999万5,108円を支出いたしました。主な支出として、第1節報酬は消防団員68名への報酬

及び2月に起きた火災等に対する出動報酬でございます。

第7節報償費は、退職消防団員4名への退職報償金や記念品などでございます。不用額の主なものとしましては、消防団員の退職報償金でございまして、当初8名の消防団員が退職を見込んでおりましたが、継続して続けていただける団員が結果として増えまして、退職する団員が見込みより少なかったことが理由でございます。

第8節旅費は、消防団員が会議や研修に参加した際に支払った費用弁償でございます。

第10節需用費は、消防団活動に際して消耗品や燃料費のほか、消防車の修繕費、新入団員への被服費などございます。

第11節役務費は、消防車の車検及び12か月点検手数料のほか、自賠責保険料や任意保険代、また団員の福祉共済掛金でございます。

次に、92、93ページを御覧ください。第17節備品購入費は、消防車両や可搬ポンプのバッテリーを購入したものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、消防団員の公務災害補償等共済基金負担金、消防関係団体への負担金のほか、消防団へ運営費交付金を支出いたしました。

次に、第3目消防施設費は、予算現額403万4,000円で、消防団詰所及びコミュニティ消防センター、防火水槽、消火栓などの消防施設の維持管理に伴う費用として350万5,601円を支出いたしました。主な支出としては、第10節需用費は、消防団詰所の電気、水道代などの光熱水費や防火水槽修繕費などでございます。

第18節負担金、補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合が実施する配水管布設替工事に伴い消火栓を更新する費用2件分の負担金を同組合へ支払ったものでございます。

次に、第4目防災対策費は、予算現額475万3,000円で、防災行政無線の維持管理や保守委託のほか、災害時備蓄品の購入などの経費として453万5,462円を支出いたしました。主な支出としては、第10節需用費は、防災備蓄品としてアルファ化米や乳児用ミルク、飲料水などを購入したほか、防災行政無線の基地局及び放送塔27局の電気料などでございます。

第11節役務費の通信運搬費は、県防災行政無線のほか、町と秩父消防本部との放送連動設備、災害時優先電話などの通信料、また防災行政無線の放送内容が確認できるフリーアクセスの通話料でございます。

第12節委託料は、防災行政無線の保守点検業務委託料を支出したほか、屋外拡声子局27局の蓄電池が経年劣化により消耗していることから、令和4年度から3年をかけて計画的に交換を行っており、令和6年度は8局の蓄電池を交換いたしました。

第18節の負担金、補助及び交付金は、自主防災組織で安否確認訓練を実施した上長瀬区に対して補助金を交付したものでございます。

以上で総務課関係の決算概要の説明を終わらせていただきます。

○議長（関口雅敬君） 次に、企画財政課長、お願ひいたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） それでは、企画財政課の歳出決算概要につきまして、令和6年度一般会計  
・特別会計歳入歳出決算書に基づき、主なものをご説明いたします。

決算書の44、45ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目広報広聴費、予算現額545万3,050円に対しまして、「広報ながとろ」の発行に係る業務委託経費として315万9,860円を、長瀬

町公式マスコットキャラクター「とろにゃん」の着ぐるみ製作業務委託、ラインスタンプ製作業務及び管理営業業務委託、新規イラスト製作業務委託等に係る経費として、合計223万3,289円を支出いたしました。

第3目財政管理費、予算現額114万1,000円に対しまして、連結財務書類作成システム利用料として55万円、固定資産管理システム利用料で39万6,000円などを支出し、合計で109万8,865円を支出いたしました。

続きまして、46、47ページを御覧ください。第4目財政調整基金費は、財政調整基金に7,895万9,000円を積み立てました。

1つ飛びまして、第6目財産管理費についてご説明いたします。予算現額3,706万6,000円に対しまして、公有財産の管理や庁舎の維持管理、物品の管理などに係る経費として3,291万2,946円を支出いたしました。

続きまして、50、51ページを御覧ください。第11目減債基金費は、減債基金に2億8,348万3,000円を積み立てました。

第12目ふるさと長瀬応援基金費についてご説明いたします。ふるさと納税につきまして、積極的な広報活動や返礼品の種類を増やすなど、これまでの取組の結果、令和6年度には904件、2,718万2,000円の寄附金が寄せられました。寄附金と基金利子の1万5,169円を合わせた歳入の総額から返礼品の諸経費等に係る経費を除き、1,557万1,686円をふるさと長瀬応援基金に積み立てました。なお、令和6年度の残額は9月補正予算に計上し、積み立てる予定です。

第13目公共施設整備基金費は、公共施設整備基金に1,000万円を積み立てました。

次に、第2項企画費、第1目企画総務費でございますが、予算現額1億6,248万9,413円に対しまして、1億1,155万7,547円を支出いたしました。当該目で計上している予算は、総合行政ネットワーク（地方公共団体間を結ぶネットワーク）などの内部情報系システムの運用に係る経費、住民、税務、財務等の基幹系システムの運用に係る経費、定住促進住宅取得補助金、ちちぶ定住自立圏の負担金をはじめとした各種負担金などでございます。この中で、第7節報償費1,065万2,000円のうち819万619円は、ふるさと納税の返礼品の代金等として支出しております。

第11節役務費878万4,961円のうち手数料312万4,714円ですが、このうち279万3,977円をふるさと納税の手数料として、さとふるなどの中間事業者へ支出しております。

第12節委託料1,758万9,092円につきまして、主な支出内容をご説明いたします。52、53ページを御覧ください。備考欄の上から3行目、企業版ふるさと納税募集業務委託料41万8,000円は、企業版ふるさと納税による寄附を行っていただく企業の募集業務を委託するに当たり、寄附金額に対する一定割合を委託業務に対する成果報酬として支出したものでございます。

備考欄の一番下、公共施設劣化状況調査・耐力度調査委託料1,195万7,000円は、令和6年3月末をもって閉校となった旧長瀬第二小学校の活用を検討するに当たり、同校に加えて保健センターと中央公民館の劣化状況調査を、長瀬第一小学校と長瀬中学校の耐力度調査を委託するために支出したものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金5,120万5,880円につきまして、主な支出内容をご説明いたします。備考欄の上から5行目、ちちぶ定住自立圏包括支援負担金1,951万4,000円は、共生ビジョンに基づき協定を締結している医療、教育、産業振興などの10分野で政策を実施するために、中心市である秩父市へ支払う負担金でございます。なお、当該負担金については特別交付税措置の対象となっております。

備考欄の上から8行目、定住促進事業住宅取得補助金275万円は、引き続き定住人口の増加と地域の活性化を図ることを目的に、新たな住宅を取得する費用の一部を助成するものでございます。令和6年度は7世帯を対象に補助金を交付いたしました。

1つ飛ばしまして、備考欄の上から10行目、移住支援金200万円は、県と連携し、人口減少が進む地域への移住を促進するため、東京23区内から長瀬町へ移住後に就業や起業した世帯、テレワークによる勤務を実施する世帯に対して移住支援金を支給するものでございます。令和6年度は1世帯に支給いたしました。

58ページから61ページを御覧ください。第6項統計調査費ですが、項全体の予算現額184万9,000円に対しまして、131万8,471円を支出いたしました。主な内容でございますが、経済統計調査に関わる統計調査員等の報酬として111万620円を支出するなどしております。なお、これらの費用は、全額を県からの委託金で賄っております。

飛びまして、110、111ページを御覧ください。第12款公債費、予算現額3億1,944万2,000円でございますが、備考欄に記載の内訳のとおり、町債の元金及び利子を合計3億1,919万9,808円償還いたしました。

第13款予備費、当初予算額500万円のうち30万2,000円を充用いたしました。

112、113ページの備考欄を御覧ください。11万7,000円は、令和6年能登半島地震に対する支援のため、県災害対策課の要請に基づき令和6年4月1日から8日まで、石川県七尾市へ職員を派遣する決定をしたことを受け旅費が必要となりましたが、補正予算では間に合わず、緊急に予算を用意する必要が生じたことから、予備費を充用したものでございます。

また、18万5,000円は、消防団第二分団第二部が管理する消防車両のエンジンが令和6年10月に故障し、消防車両が使用できない状況となったことを受け、早急な修繕が必要となりましたが、補正予算では間に合わず、緊急に予算を用意する必要が生じたことから、予備費を充用したものでございます。

以上で企画財政課関係の決算概要の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） 次に、税務会計課長、お願いいたします。

税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） 続きまして、税務会計課関係の歳入歳出決算につきまして決算書によりご説明いたします。

決算書の12ページ、13ページを御覧ください。初めに、町税についてご説明いたします。第1款町税全体の調定額は8億752万9,657円で、前年度と比較して5,307万3,162円の減額となりました。これに対する収入済額は7億8,189万5,726円で、前年度と比較して5,090万9,137円の減額、収納率は96.83%で0.06ポイント上昇いたしました。

次に、各税目についてご説明いたします。第1款町税、第1項町民税、第1目個人、第1節現年課税分の調定額は2億7,108万7,953円で、個人住民税の定額減税の実施等により、前年度と比較して3,403万1,453円の減額となりました。これに対する収入済額は2億6,999万7,032円で、前年度と比較して3,383万6,133円の減額、収納率は99.60%で0.02ポイント上昇いたしました。

第2節滞納繰越分の調定額は411万9,704円で、前年度と比較して30万4,015円の減額となりました。これに対する収入済額は102万9,261円で、前年度と比較して30万2,548円の減額、収納率は24.98%で5.13ポイント低下いたしました。

次に、第2目法人、第1節現年課税分の調定額は2,940万5,400円で、企業収益が減少したこと等により、前年度と比較して580万8,100円の減額となりました。これに対する収入済額は2,940万5,400円で、前年度と比較して560万8,200円の減額、収納率は100%で0.57ポイント上昇いたしました。

第2節滞納繰越分の調定額は86万9,900円で、前年度と比較して4万6,600円の減額となりました。これ

に対する収入済額は16万9,900円で、前年度と比較して7万6,600円の減額、収納率は19.53%で7.37ポイント低下いたしました。

次に、第2項固定資産税、第1目固定資産税、第1節現年課税分の調定額は4億1,368万70円で、地価が引き続き下落傾向にあり、評価替えに伴う在来家屋の減価や大規模な太陽光発電施設の減価償却による影響が大きく、前年度と比較して1,085万3,899円の減額となりました。これに対する収入済額は4億1,078万2,370円で、前年度と比較して950万5,634円の減額、収納率は99.30%で0.30ポイント上昇いたしました。

第2節滞納繰越分の調定額は1,938万7,225円で、前年度と比較して143万9,530円の減額となりました。これに対する収入済額は270万6,638円で、前年度と比較して115万6,077円の減額、収納率は13.96%で4.59ポイント低下いたしました。

次に、第2目国有資産等所在市町村交付金、第1節現年課税分の調定額は、前年度と同額の158万5,000円となりました。これに対する収入済額は調定額と同額の158万5,000円で、収納率は100%でございました。

次に、第3項軽自動車税、第1目種別割、第1節現年課税分の調定額は2,925万2,600円で、重課税車両及び新税率車両の登録台数が増加したことにより、前年度と比較して55万700円の増額となりました。これに対する収入済額は2,900万9,500円で、前年度と比較して64万9,300円の増額、収納率は99.17%で0.36ポイント上昇いたしました。

第2節滞納繰越分の調定額は119万2,100円で、前年度と比較して1万1,100円の減額となりました。これに対する収入済額は26万920円で、前年度と比較して5万5,920円の増額、収納率は21.89%で4.85ポイント上昇いたしました。

次に、第2目環境性能割、第1節現年課税分の調定額は184万9,600円で、前年度と比較して40万4,900円の増額となりました。これに対する収入済額は調定額と同額の184万9,600円で、収納率は100%でございました。

次に、第4項たばこ税、第1目たばこ税、第1節現年課税分の調定額は3,510万105円で、健康志向による喫煙者の減少等の影響により、前年度と比較して153万4,065円の減額となりました。これに対する収入済額は調定額と同額の3,510万105円で、収納率は100%でございました。

続きまして、町税の不納欠損額につきましてご説明いたします。引き続き、13ページの不納欠損額の欄を御覧ください。町税の不納欠損額の総額でございますが、352万4,250円で、前年度と比較して135万352円の増額となりました。増額となった主な要因でございますが、法人の倒産等により徴収できなくなった町税について、法律に基づき欠損処分を行ったため増額となったものでございます。

次に、税目ごとの不納欠損額、人数、期別件数でございますが、まず第1項町民税、第1目個人、第1節現年課税分の不納欠損額は9万3,238円、1人で1件、第2節滞納繰越分の不納欠損額は8万7,947円、4人で11件、第2目法人、第2節滞納繰越分の不納欠損額は26万円、1人で2件、第2項固定資産税、第1目固定資産税、第1節現年課税分の不納欠損額は52万4,000円、1人で4件、第2節滞納繰越分の不納欠損額は251万1,265円、23人で89件、第3項軽自動車税、第1目種別割、第2節滞納繰越分の不納欠損額は4万7,800円で、5人で7件となっております。町税全体の調定額8億752万9,657円から収入済額7億8,189万5,726円と不納欠損額352万4,250円を差し引いた収入未済額2,210万9,681円が、翌年度、令和7年度に繰り越された町税全体の滞納額となります。前年度と比較して351万4,377円の減額でございました。

税務会計課関係の歳入の説明につきましては以上でございます。

続きまして、税務会計課関係の歳出についてご説明いたします。決算書の46ページ、47ページを御覧ください。上段の第5目会計管理費の予算現額は171万8,000円で、支出済額は136万7,480円でございました。業務内容ですが、公金の収入支出手続の審査確認業務のほか、資金運用、決算の調製などの業務を行いました。主な支出といたしましては、第11節委託料のうち手数料の120万8,408円は、口座振込手数料、EBSシステム利用サービスの取扱手数料や、役場の公共料金の支払いを口座振替で行う「公振くん」の使用手数料、POSレジ釣銭機の新紙幣対応アップデートや大型金庫の点検を行いました。

次に、52ページ、53ページをお開きください。下段の第3項徴稅費、第1目税務総務費の予算現額は110万2,000円で、支出済額は107万567円でございました。業務内容でございますが、税務事務の管理的業務のほか、固定資産評価員の報酬、各種団体の負担金等でございます。主な支出といたしましては、第10節需用費の消耗品費の27万2,273円は、加除式例規の追録代や参考図書代でございます。

下段から次の54、55ページにかけて、第18節負担金、補助及び交付金の66万1,814円は、税務関係団体への負担金や会費、秩父法人会秩北支部への補助金でございます。

次に、54、55ページ、上段になりますが、第2目賦課徴収費の予算現額は1億781万7,000円で、支出済額は1億411万9,078円でございました。主な業務内容でございますが、町税の公平かつ適正な賦課徴収を行い、安定した財源を確保するための経費でございます。主な支出といたしましては、第11節役務費のうち手数料の103万5,173円は、口座振替やコンビニ収納、軽自動車情報提供サービス、預貯金等照会電子化サービス等の手数料でございます。

次に、第12節委託料の3,523万9,606円は、税目ごとの課税データを一括管理し、適正かつ迅速に処理するための電算業務委託料をはじめ、固定資産の正確な把握と適正な評価を行うための各種業務委託料等でございます。固定資産税基礎資料作成業務委託料につきましては、繰越明許費から1,714万9,000円を支出いたしました。

第13節使用料及び賃借料の908万9,520円は、賦課徴収事務の効率化を図る上で必要不可欠な税目別システムのソフトウェア利用料や地方税電子申告サービス利用料等でございます。

第18節負担金、補助及び交付金の5,208万円は、低所得者支援及び定額減税調整給付の実施に伴い、所得税3万円、住民税1万円の定額減税がし切れない見込まれる方へ、不足分について給付金を支給いたしました。

第22節償還金、利子及び割引料の568万1,234円は、過年度に賦課徴収した町税に係る過誤納還付金及び還付加算金でございます。

税務会計課関係の説明につきましては以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 次に、町民課長、お願ひいたします。

町民課長。

○町民課長（柄原秀樹君） 続きまして、町民課関係の歳出決算概要につきまして、決算書の歳入歳出決算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

決算書の56、57ページを御覧ください。第2款総務費、第4項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費は、予算現額3,112万5,750円、支出済額2,955万2,018円で、戸籍法に基づく業務、外国人登録、印鑑登録、住民基本台帳法に基づく業務等に係る費用でございます。

第12節委託料の支出済額1,776万6,760円は、戸籍総合システム、住民基本台帳ネットワークシステムなど、各種システムの保守費用とシステム改修費用でございます。備考欄の中ほどにあります耐タンパー装

置保守委託料342万1,440円でございますが、耐タンパー装置は通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理し、外部から侵入に対して防御性に優れたサーバー内に内蔵された装置でございまして、住民基本台帳ネットワークシステム関連機器の更新の際、サーバーの保守とは別に個別で6年間分の保守料を一括して支払ったものでございます。また、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るシステム改修業務委託料378万6,750円、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記等に係るコンビニ交付システム改修業務委託料63万8,000円、備考欄の最後のほう、戸籍システム改修業務委託料308万円、戸籍の附票システム改修業務委託料220万円は、令和5年度から令和6年度に繰り越した事業で、マイナンバー法の改正に関連して住民基本台帳法及び戸籍法も改正になったことから、氏名の振り仮名を片仮名で管理し、住民票、戸籍及び戸籍の附票に記載することとなったため、それぞれのシステムを改修した費用でございます。

第13節使用料及び賃借料の支出済額982万7,763円は、戸籍総合システム、住民基本台帳ネットワークのソフトウェアの使用料やハードウェアのリース料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金の支出済額982万7,763円は、旅券事務を秩父地域パスポートセンターへ委任していることによる負担金及び各種団体への負担金でございます。

次に、64、65ページをお開きください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第3目社会保険費は、予算現額6,573万1,000円、支出済額6,472万5,123円で、国民健康保険事業の円滑な運営を図るために、国民健康保険特別会計へ繰り出しを行う国民健康保険事業、重度心身障害者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る重度心身障害者医療費支給事業、ひとり親家庭等を対象に生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るひとり親家庭等医療費支給事業に要した費用でございます。

第19節扶助費の支出済額1,660万1,900円は、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に要した費用でございます。

第27節繰出金の支出済額4,741万7,092円は、国民健康保険における保険基盤安定、未就学児均等割保険料軽減、事務費、出産育児一時金、財政安定化支援事業に係る費用を国民健康保険特別会計へ繰り出したものでございます。

第4目老人保険費は、予算現額1億2,240万7,000円、支出済額1億2,233万2,324円で、後期高齢者医療制度における一般会計分の経費を負担する後期高齢者医療事業に要した費用でございます。

66、67ページをお開きください。第18節負担金、補助及び交付金の支出済額9,420万6,510円は、後期高齢者医療制度を運営する埼玉県後期高齢者医療広域連合の事務費や療養給付費に係る負担金でございます。

第27節繰出金の支出済額2,755万1,402円は、事務費及び後期高齢者医療制度における保険基盤安定に係る費用について、後期高齢者医療特別会計へ繰り出したものでございます。

次に、68、69ページの下段を御覧ください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童扶助費は、予算現額2,163万4,000円、支出済額1,913万8,627円で、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子供の健全育成と福祉の増進を図ることも医療費支給事業に要した費用でございます。

70、71ページを御覧ください。第19節扶助費の支出済額1,840万3,977円は、ゼロ歳児から高校卒業までのこどもに係る医療費の助成に要した費用でございます。

次に、第3項国民年金費、第1目国民年金総務費は、予算現額23万5,000円、支出済額19万7,092円で、国民年金制度に係る事務のうち、厚生労働省から法定受託されている事務に要した費用でございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費は、予算現額269万円、支出済額246万269円で、一般的な衛生事業や廃棄物に関する事業のほか、クビアカツヤカミキリの防除に要した費用でございます。

第7節報償費の支出済額9万5,665円は、アルミ缶や古紙など有価物を回収した団体に対し、回収物1キロ当たり3.5円の報償金を交付したものでございます。

第12節委託料の支出済額190万円は、環境美化業務として岩畳周辺や国県道、町道、林道等のごみの散乱が激しい箇所の清掃や不法投棄パトロールを長瀬町シルバー人材センターへ委託したものでございます。

次に、第2目環境衛生費は、予算現額1,118万6,000円、支出済額1,116万5,502円で、公害対策や河川の水質検査を行う環境衛生事業、自然歩道の適正な維持管理を行う首都圏自然歩道管理事業、埼玉県自然公園条例に基づいた申請業務、現地調査、巡視パトロール等を行っている県立自然公園特別地域保護管理事業、秩父広域市町村圏組合で火葬場の共同処理を行っている広域処理事業に要した費用でございます。

72、73ページを御覧ください。第18節負担金、補助及び交付金の支出済額1,042万5,000円のうち1,041万5,000円は、秩父広域市町村圏組合で共同処理を行っている秩父斎場の負担金でございます。

次に、第2項清掃費、第1目塵芥処理費は、予算現額5,219万6,000円、支出済額も同額の5,219万6,000円で、秩父広域市町村圏組合で共同処理を行っている町内の家庭や事業所から出るごみの回収処理業務に要した費用でございます。

次に、第2目し尿処理費は、予算現額2億7,119万3,000円、支出済額も同額の2億7,119万3,000円で、特定環境保全公共下水道事業の整備を推進する事業や、公共下水道の認可区域外において合併処理浄化層の設置を進める事業における皆野・長瀬下水道組合に対する長瀬分の負担金や補助金、出資金に要した費用及びし尿処理に関する事業の秩父広域市町村圏組合への負担金でございます。

次に、74、75ページを御覧ください。第3項上水道費、第1目上水道費は、予算現額1億3,524万4,000円、支出済額1億2,024万4,000円で、平成28年4月から広域水道として秩父広域市町村圏組合が上水道に関する事務を行っており、財政基盤安定化を図るため、簡易水道債償還利息補助金、秩父広域水道高料金対策補助金、災害復旧事業債償還利息補助金、生活基盤施設耐震化事業出資金、簡易水道債償還元金出資金、災害復旧事業債償還元金出資金など、秩父広域市町村圏組合への支払いに要した費用でございます。なお、昨年度と同様に生活基盤施設耐震化事業出資金におきまして、工事の遅延等により令和7年度への繰越明許費として1,500万円を繰り越しております。

町民課関係の一般会計の決算概要の説明は以上でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計の決算概要についてご説明いたします。なお、実質収支に関する説明につきましては会計管理者の説明のとおりでございます。

初めに、歳入についてご説明いたします。120、121ページを御覧ください。第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税は、調定額1億2,276万5,662円、収入済額1億820万1,494円でございました。収入率は88.14%で、前年度と比較して1.76ポイントの上昇となりました。また、不納欠損額は31万1,000円で、前年度と比較して81万4,769円の減、収入未済額は1,425万3,168円で、前年度と比較して150万2,894円の減でございました。

次に、122、123ページを御覧ください。第5款国庫支出金、第1項国庫補助金、第2目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金は、調定額及び収入済額ともに同額の196万6,000円で、いわゆるマイナンバー法の一部改正が行われたことに伴いまして、健康保険証の発行が令和6年12月2日をもって終了し、

マイナ保険証を基本とする仕組みに移行するため、その準備経費に対する国からの補助金でございます。

次に、第6款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金、第1節普通交付金は、調定額及び収入済額ともに同額の4億8,173万1,760円で、市町村が行う保険給付費の実績に応じて交付された交付金でございます。

第2節特別交付金は、調定額及び収入済額ともに同額の3,139万1,000円で、糖尿病等の重症化予防事業や保険税収納率向上等の市町村の取組に対して、また特定健康診査等の実施費用に対する交付金でございます。なお、都道府県繰入金（2号分）は、地域の特殊な事情に応じたきめ細かい調整を行うことや、医療費適正化、将来的に保険料水準の統一化を図るための取組の促進等、県の交付要綱に定められているものでございます。

次に、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金は、調定額及び収入額ともに同額の4,741万7,092円で、安定した国保運営を図るため一般会計から繰り入れたものでございます。

124、125ページを御覧ください。第2項基金繰入金、第1目国民健康保険財政調整基金繰入金は、調定額及び収入済額ともに同額の1,837万1,000円で、赤字の見込みが生じ、安定した国保運営を図るため、国民健康保険財政調整基金から繰り入れたものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。128、129ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、予算現額2,300万1,000円、支出済額2,200万1,201円で、職員の給料、手当のほか、被保険者証の郵送料や国保連合会の電算処理に係る手数料、ソフトウェアの利用料、医療機関から請求されるレセプトの内容を点検するための業務委託料などの費用でございます。

第12節委託料の支出済額318万2,068円のうち168万1,900円は、マイナンバーカードの健康保険証利用、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴い、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修に要した費用でございます。

第2項徴税費、第1目賦課徴収費は、予算現額205万2,000円、支出済額201万2,155円で、納税通知書等の郵送料、電算処理に係る業務委託料やソフトウェアの利用料などの費用でございます。

次に、130、131ページを御覧ください。第2款保険給付費、第1項療養諸費は、予算現額4億4,791万4,000円、支出済額4億1,403万9,887円で、被保険者の疾病や負傷の治療を目的とした一連の医療サービスに対して給付する療養給付費、補装具を作成した場合や整骨院などを受診した際に給付する療養費及び審査支払手数料に要した費用でございます。

第2項高額療養費は、予算現額6,844万5,000円、支出済額6,118万9,079円で、被保険者の1か月の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合に支給した費用でございます。

次に、132、133ページを御覧ください。第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金は、予算現額250万円、支出済額ゼロ円で、被保険者が出産したときに世帯主に対して1件当たり50万円を支給するものでございますが、令和6年度の実績はゼロ件でしたので、予算現額はそのままの不用額となっております。

第5項葬祭諸費、第1目葬祭費は、予算現額100万円、支出済額55万円で、被保険者が死亡した際に葬祭を行った者に対して1件当たり5万円を支給するものでございます。

第3款国民健康保険事業費納付金、第1項医療給付費分は、予算現額1億3,095万4,000円、支出済額1億3,095万3,768円で、医療給付費の費用に充てるため、県に支払ったものでございます。

第2項後期高齢者支援金等分は、予算現額4,954万2,000円、支出済額4,954万1,203円で、後期高齢者医療制度の財源として県に支払ったものでございます。

次に、134、135ページを御覧ください。第3項介護納付金は、予算現額1,625万1,000円、支出済額1,625万849円で、介護保険制度の財源として県に支払ったものでございます。

第5款保健事業費、第1項保健事業費は、予算現額54万7,000円、支出済額51万9,515円で、医療費通知の郵送代やコバトンALKOマイレージアプリの使用料に要した費用でございます。

第2項特定健康診査等事業費は、予算現額1,457万5,000円、支出済額1,256万5,492円で、医療保険者に義務づけられている特定健康診査、特定保健指導等に要した費用でございます。

次に、138、139ページを御覧ください。第8款諸支出金、第1項償還金及び還付金、第6目保険給付費等交付金還付金は、予算現額1,845万7,000円、支出済額1,845万6,379円で、令和5年度分の普通交付金及び特定健康診査等負担金の額が確定したことに伴い、県に返還したものでございます。

次に、最後のページ、187ページを御覧ください。5の国民健康保険関係の基金の運用でございますが、(1)の国民健康保険財政調整基金の令和5年度末の現在高は1億2,459万1,000円で、令和6年度中に132万円を積み立て、赤字の見込みが生じたため、出納整理期間中に1,837万1,000円を取り崩し、国民健康保険特別会計に繰り入れた結果、現在高は1億754万円となっております。

(2)の高額療養費支払基金貸付基金の令和5年度末の現在高は100万円で、令和6年度中の増減はなく、現在高は100万円のままでございました。

国民健康保険特別会計の決算概要の説明は以上でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算概要についてご説明いたします。実質収支につきましては、国民健康保険特別会計と同様、会計管理者の説明のとおりでございます。

初めに、歳入についてご説明いたします。決算書の174、175ページを御覧ください。第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目後期高齢者医療保険料は、調定額1億127万400円、収入済額1億111万5,300円でございました。収入率は99.85%で、前年度と比較して0.12ポイント低下となりました。また、不納欠損額はなく、収入済額は15万5,100円で、前年度と比較して12万6,700円の増でございました。

次に、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金は、調定額及び収入済額は同額の2,755万1,402円で、安定した財政運営を図るため、一般会計から繰り入れたものでございます。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。178、179ページを御覧ください。第1款総務費は、予算現額80万8,000円、支出済額75万685円で、ソフトウェアの利用料、納税通知書等の郵送料や電算処理に係る業務委託料など、保険料の徴収事務に要した費用でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額1億3,285万円、支出済額1億2,785万1,602円で、徴収した保険料や一般会計から繰り入れた保険基盤の安定に要する繰入金を埼玉県後期高齢者医療広域連合に納めたものでございます。

後期高齢者医療特別会計の決算概要の説明は以上でございます。

以上で町民課関係の説明を終わらせていただきます。

---

◇

◎会議時間の延長

○議長（関口雅敬君） ここで議事の都合上、本日の会議時間を延長いたします。

---

---

○議長（関口雅敬君） 次に、福祉介護課長、お願ひいたします。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） それでは、福祉介護課関係につきまして、決算書の歳入歳出決算事項明細書により、主なものについて説明をさせていただきます。

決算書の60、61ページを御覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費でございますが、予算現額3億5,028万4,100円で、支出済額は2億9,899万9,975円でございました。翌年度繰越額のうち繰越明許費2,326万1,000円は、物価高支援給付金事業に係る予算で、令和6年度に支給事務に着手し、7年度に引き続き支給するため、支給事務に係る事務経費及び給付金を7年度に繰越しをするものでございます。不用額の2,802万3,125円の主なものとしまして、令和5年度から繰り越しした給付金の予算で、減額補正できない予算として2,238万7,321円、障害者等のサービスに関わる負担金や扶助費で、年度末までに支払額が確定しないために補正予算で減額できないものなどでございます。

第3節職員手当等の時間外勤務手当8万8,335円は、低所得世帯への給付金の支払い事務に従事した職員の時間外勤務手当でございます。

第7節報償費、報償金4万1,000円は、知的及び身体障害者相談員2名への謝礼でございます。

第10節需用費の消耗品費7万9,236円は、給付金関連の事務用品や100歳祝いの花代など、光熱水費13万1,862円は、ひのくち館の電気、水道料でございます。

第11節役務費の通信運搬費17万1,295円は、給付金関連の通知発送の郵送料やひのくち館の電話料など、手数料32万1,988円は、障害者自立支援給付に関わる主治医意見書の作成や給付金の振込手数料などでございます。

第12節委託料602万488円は、避難行動要支援者名簿システム等保守委託料、高齢者障がい者いきいきセンター指定管理委託料、聴覚障害者のために手話通訳者を派遣する意思疎通支援事業委託料、給付金等のシステム改修や電算処理などに伴う委託料などでございます。

62、63ページを御覧ください。第13節使用料及び賃借料114万3,120円は、障害者総合支援システムなどのソフトウェアの利用料、ひのくち館のAEDリース料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金2億7,496万5,051円は、介護給付費、訓練等給付費負担金1億6,378万2,882円、障害児通所給付費等負担金1,166万9,766円、自立支援医療（更生医療）費負担金1,037万2,717円など、障害者自立支援法に基づく障害者サービスに係る負担金、相談支援事業や地域活動支援センター事業、基幹相談支援センター事業など、秩父郡市1市4町で協定を締結して実施している事業の負担金や自立支援審査会負担金などです。また、補助金として、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、シルバー人材センター、元気と安心お助け隊など関係団体への補助金、障害者を対象とした各種助成事業のほか、在宅重度心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業補助金として、医療的ケアの必要な児童を受入れする事業所に対して補助金を交付し、医療的ケア児の受け入れ促進を図りました。また、物価高騰による低所得者支援として各種給付金を支給しました。支給状況の詳細につきましては、行政報告書の47ページから49ページに詳しく掲載しておりますので、後ほどご確認ください。

第19節扶助費565万3,860円でございますが、障害者の自立支援のため補装具費に対する給付や日常生活用具給付費、在宅重度心身障害者手当の支給などでございます。

64、65ページを御覧ください。第2目老人福祉費でございますが、予算現額824万9,000円で、支出済額は683万2,611円でございました。

第12節委託料250万7,687円でございますが、老人保護措置委託料や緊急通報システム管理委託料でございます。

第13節使用料及び賃借料340万2,908円でございますが、特別養護老人ホームながとろ苑敷地に係る土地借上料及び緊急通報システム機器借上料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金71万円でございますが、老人クラブ連合会及び単位老人クラブ10団体への補助金や包括支援センターの介護支援専門員の研修負担金でございます。

第19節扶助費19万2,000円でございますが、寝たきり老人及びその介護者への手当でございます。

66、67ページの中段を御覧ください。第5目介護保険費でございますが、予算現額は1億1,459万4,000円で、支出済額も同じでございます。

第27節繰出金1億1,405万3,710円は、法定負担分の繰出金や事業運営に要する事務費等の介護保険特別会計への繰出金でございます。

以上で一般会計分の説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和6年度長瀬町介護保険特別会計について説明をいたします。146、147ページを御覧ください。実質収支に関する説明につきましては、税務会計課長の説明のとおりでございます。

初めに、歳入についてご説明いたします。第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料でございますが、調定額は1億7,958万6,050円で、内訳は第1節現年賦課分1億7,623万770円、第2節滞納繰越分335万5,280円でございます。収入済額は1億7,565万1,980円で、内訳は第1節現年賦課分1億7,542万4,880円、第2節滞納繰越分22万7,100円で、収納率は97.8%でした。昨年度の収納率と比較して0.2%増となっております。不納欠損は1件25万2,450円、収入未済額は368万1,620円で、昨年度と比べまして32万6,340円の増となっております。

次に、第2款国庫支出金は、調定額、収入済額ともに1億8,207万1,599円で、保険給付費、介護予防や任意事業に係る地域支援事業、また包括支援センターの運営事業費等の事業として、それぞれの法定割合分に応じて交付されたものでございます。

第3款支払基金交付金は、調定額、収入済額ともに1億9,368万8,000円で、第2号被保険者負担分として、社会保険診療報酬支払基金から保険給付費や地域支援事業費の財源として法定割合分が交付されたものでございます。

第4款県支出金は、148、149ページにかけてになりますが、調定額、収入済額ともに1億2,605万2,083円で、保険給付費、介護予防や任意事業に係る地域支援事業の財源として、法定割合分に応じて県から交付されたものでございます。

次に、第6款繰入金は、調定額、収入済額ともに1億1,405万3,710円で、保険給付費や地域支援事業の各種介護予防事業、任意事業等の実施に係るための財源として、町の法定割合分及び事務費に係る費用を一般会計から繰り入れたほか、介護保険給付費支払基金からの繰入れでございます。

続きまして、歳出でございますが、154、155ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、予算現額103万7,000円、支出済額98万3,930円で、介護保険システムソフトウェア

利用料やウイルス対策ソフト等利用料などでございます。

第2項徴収費、第1目賦課徴収費は、予算現額35万7,000円、支出済額が35万1,242円でございますが、保険料賦課徴収のための郵送料や電算処理業務委託料などでございます。

第3項介護認定審査会費、第1目認定調査費は、予算現額809万5,000円、支出済額が676万2,523円で、会計年度任用職として雇用している認定調査員の報酬や期末勤勉手当、社会保険料などをはじめ、介護保険認定審査を受けるために必要な主治医意見書の手数料などでございます。

156、157ページを御覧ください。第2目認定審査会共同設置負担金は、予算現額、支出済額ともに533万5,000円で、秩父広域市町村圏組合に共同設置している介護認定審査会負担金でございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費は、要介護認定を受けた方が介護保険制度の基準による介護サービスを受けた場合に係る介護給付費でございます。

第1目居宅介護サービス給付費は、訪問介護や通所介護などの居宅で受けた給付費で、予算現額2億934万5,000円で、支出済額が2億218万8,331円でございます。

第2目地域密着型介護サービス給付費は、認知症高齢者などができる限り住み慣れた地域で生活が続けられるように、町が指定する事業所が地域住民に提供する給付費で、予算現額9,418万3,000円で、支出済額が8,863万2,594円でございます。

第3目施設介護サービス給付費は、特別養護老人ホームや老人保健施設等に要した給付費で、予算現額2億9,086万1,000円で、支出済額が2億7,018万647円でございます。

第6目居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護支援事業者がケアプランを立てた場合に給付する費用で、予算現額3,176万7,000円で、支出済額が3,134万4,328円でございます。

次に、第2項介護予防サービス等諸費は、要支援認定を受けた方が介護保険制度の基準による介護予防サービスを受けた場合に係る費用でございます。

158、159ページにかけて御覧ください。第1目介護予防サービス給付費は、訪問介護や通所介護などを利用した場合の費用で、予算現額1,975万1,000円、支出済額が1,842万9,875円でございます。

第5目介護予防サービス計画給付費は、地域包括支援センターや委託を受けた民間介護支援事業者がケアプランを立てた場合に係る費用で、予算現額386万8,000円、支出済額が375万1,060円でございます。

第4項高額介護サービス等費、第1目高額介護サービス等費は、要介護者や要支援者が支払った自己負担額が一定額を超えた場合、超えた分が払戻しされる費用で、予算現額1,593万9,000円、支出済額が1,333万4,275円でございます。

第5項高額医療合算介護サービス等費、第1目高額医療合算介護サービス等費は、高額医療と高額介護サービスとして支払った自己負担額が一定額を超えた場合、超えた分が払い戻される費用で、予算現額222万1,000円、支出済額が136万7,331円でございます。

次に、第6項特定入所者介護サービス等費、第1目特定入所者介護サービス等費は、低所得者の認定者が施設サービスまたは短期入所サービスを利用した際の食費、居住費について、国が定めた基準費用額から利用者の所得段階などに応じた負担限度額の差額に係る費用で、予算現額2,105万3,000円、支出済額が1,897万5,551円でございます。

160、161ページを御覧ください。第4款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援及び事業対象者として認定された方が、町が指定または委託契約をした事業所等の訪問や通所サービスを受けた場合に係る費用となっております。

第1目介護予防・生活支援サービス事業費は、サービス事業所に通いサービスを受けた場合や、局宅の訪問によりサービスを受けた場合に係る費用で、予算現額1,588万2,000円、支出済額が1,274万7,192円でございます。

第2項一般介護予防事業費、第1目一般介護予防事業費は、65歳以上の高齢者を対象に、元気モリモリ体操、足腰らくらく教室、歌の教室などの介護予防事業の実施に要した費用で、予算現額291万円、支出済額221万4,153円でございます。

第3項包括的支援事業・任意事業費でございますが、162、163ページにかけて御覧ください。地域包括支援センター、高齢者配食サービスや生活支援体制整備事業などに係る費用となっております。

第1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターに配置している職員の給料等で、予算現額1,655万9,000円、支出済額1,627万7,551円でございます。

第2目任意事業費は、紙おむつ支給事業や高齢者配食サービスに係る費用で、予算現額104万6,000円、支出済額29万5,051円でございます。

164、165ページを御覧ください。第4目生活支援体制整備事業費は、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けるために、地域で支え合い、助け合いのできる町を目指し、高齢者の生活支援ニーズの把握や生活支援サービスの創出、地域での取組支援に関わる事業を社会福祉協議会に委託し、生活支援コーディネーターの人事費や協議体の運営、高齢者の生活支援担い手養成などに充てている事業費で、予算現額472万5,000円、支出済額471万8,000円でございます。

第5目認知症総合支援事業費は、認知症カフェの開催や認知症ケア向上などに係る費用で、予算現額67万3,000円、支出済額36万5,742円でございます。

第5款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金は、介護保険事業に要する費用の不足額に充てるため設置している基金で、予算現額3,690万8,000円で、支出済額も同額、令和6年度末の基金現在高は1億4,288万円でございます。

以上で福祉介護課関係の説明を終わらせていただきます。

---

◇

#### ◎延会について

○議長（関口雅敬君） お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれで延会することに決定しました。

---

◇

#### ◎次回日程の報告

○議長（関口雅敬君） 次回の日程をご報告いたします。

明日10日は、午前9時から本会議を開きますので、定刻までに議場へご参集くださいますようお願い申

し上げます。

なお、議事日程は開議時刻までに印刷して配付しますので、ご了承願います。



### ◎延会の宣告

○議長（関口雅敬君） これをもちまして本日の会議を閉じ、延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後5時00分

## 令和 7 年第 6 回長瀬町議会定例会 第 2 日

令和 7 年 9 月 10 日（水曜日）

### 議事日程（第 2 号）

#### 1、開議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第 38 号～議案第 41 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 42 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 43 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 44 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 45 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 46 号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第 47 号の説明、質疑、討論、採決

1、議員派遣の件

1、議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済観光常任委員会の閉会中の継続調査の件

1、町長挨拶

1、閉会

午前9時開議

出席議員（8名）

1番	中	川	博	介	君	2番	村	田	武	彦	君
3番	近	藤	一	美	君	4番	野	原	隆	男	君
5番	村	田	徹	也	君	7番	関	口	雅	敬	君
8番	大	島	瑠	美子	君	9番	新	井	利	朗	君

欠席議員（1名）

6番 野 口 健 二 君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴 木 日 出 男 君	副 町 長	横 山 和 弘 君
教 育 長	井 深 道 子 君	総務課長	染 野 和 明 君
企 画 財 政 長	橋 本 明 身 君	会 務 計 算 課 理 者 兼 會 計 長	福 嶋 俊 晴 君
町 民 課 長	朽 原 秀 樹 君	福 祉 介 護 課 祉 介 護 長	内 田 千 栄 子 君
健 康 保 健 課 長	福 島 陽 子 君	産 業 観 光 課 業 観 光 長	常 木 真 人 君
建 設 課 長	村 田 和 也 君	教 育 次 長	熊 谷 昌 史 君
代 表 葉 委 員 監 察 委 員	齊 藤 英 夫 君		

事務局職員出席者

事務局長 前 沢 克 之 書 記 中 故 康 雄

## ◎開議の宣告

(午前 9 時)

○議長（関口雅敬君） 皆さん、おはようございます。

本日は、前日に引き続きご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 8 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日の会議において、野口健二君から欠席の届出が出ておりますので、ご報告をいたします。



## ◎議案等説明のため出席した者の紹介

○議長（関口雅敬君） 本日の会議において、地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。

上着の着脱はご自由にお願いいたします。

また、議場内にいらっしゃる方につきましては、議場内の水分補給を許可いたします。水分の容器は机の下に置くようにしてください。

今議会において不穏な発言があった場合は、後刻記録を調査の上、措置します。

また、議員及び参与席にご着席の方々につきましては、会議中に席を離れ、やむを得ず議場外へ退出する場合は、拳手の上、議長の許可を得てから行うようお願いいたします。



## ◎議事日程の報告

○議長（関口雅敬君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。



## ◎議案第 38 号～議案第 41 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 日程第 1 、議案第 38 号 令和 6 年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について及び日程第 2 、議案第 39 号 令和 6 年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第 3 、議案第 40 号 令和 6 年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第 4 、議案第 41 号 令和 6 年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題といたします。

歳入歳出決算の内容について、前日に引き続き各所属長の説明を求めます。

次に、健康こども課長、お願いをいたします。

健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） おはようございます。それでは、健康こども課関係につきまして説明させていただきます。

初めに、歳入でございますが、決算書の18、19ページを御覧ください。第13款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目民生費負担金、第3節児童保育費負担金でございますが、調定額610万3,650円、収入済額610万3,150円で、収入未済額は500円でした。

その下、第4節放課後児童クラブ保護者負担金でございますが、調定額246万6,700円、収入済額246万700円で、収入未済額は6,000円でございました。負担金の収入未済額は、保育料と児童クラブの利用料の未納分となります。

次に、20、21ページ、下段を御覧ください。第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、第3節児童保育費国庫負担金は、調定額、収入済額ともに1億1,131万1,220円で、町が保育所及び認定こども園への入所児童の委託料の財源となる国からの交付金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金等となります。

22、23ページに移りまして、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金、第2節児童福祉費国庫補助金は、調定額、収入済額ともに2,338万1,000円で、子育て支援事業の運営費となる子ども・子育て交付金1,780万3,000円などの国からの補助金でございます。

次に、30、31ページを御覧ください。ページの真ん中、第18款寄附金、第1項寄附金、第3目衛生費寄附金でございますが、健康増進等推進費寄附金として50万900円を採納したものでございます。

次に、32、33ページを御覧ください。第20款諸収入、第4項受託事業収入、第2目保健事業受託収入は、調定額、収入済額ともに841万3,741円で、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に関わる業務委託料でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。66、67ページ、下段を御覧ください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費でございますが、予算現額3億6,497万2,000円で、支出済額は3億2,986万8,161円でございました。主な内容についてご説明いたします。第1節報酬1,355万9,862円でございますが、放課後児童クラブ指導員、パートタイムの子育て支援員、子ども家庭支援員の報酬でございます。

第2節給料241万2,000円でございますが、多世代ふれ愛ベース長瀬運営に伴う会計年度任用職フルタイム職員の給料でございます。

第3節職員手当等355万1,248円でございますが、職員の時間外勤務手当、会計年度任用職員の期末手当や時間外手当でございます。

第7節報償費204万8,060円でございますが、子育て相談事業の臨床心理士や子育て支援事業に伴う協力員等に関わる報償金でございます。

次ページ、68、69ページに移りまして、第10節需用費222万1,964円でございますが、多世代ふれ愛ベース長瀬、放課後児童クラブ室の施設管理のための消耗品費、長瀬町子育て応援フェスタ開催の消耗品費や光熱水費、施設の修繕に関わる費用でございます。

第12節委託料2億251万5,159円でございますが、備考欄2つ目、保育所施設型給付費1億4,421万9,410円、認定こども園施設型給付費4,385万8,410円、民間の放課後児童クラブへの委託料、放課後児童健全育成事業委託料818万6,600円などでございます。備考欄下から2つ目、こども計画及び子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料284万9,000円は、令和7年度から11年度までの5年間の長瀬町こども計画の策定を行ったものでございます。

不用額2,944万1,841円ですが、主なものは子どものための教育・保育給付事業であり、保育園運営費委託料や認定こども園の給付費で、入所児童の委託料として園に支払うものですが、転入などの大きな増員

がなかったことから不用額が大きくなっています。

第18節負担金、補助及び交付金1,222万1,460円は、備考欄真ん中、保育園等で実施している延長保育事業、その下、一時預かり事業、低年齢児保育促進・障害児保育事業の補助金などでございます。

第19節扶助費7,642万5,000円で、児童手当等に関わる費用でございます。児童手当の支給については、令和6年10月に児童手当法の改正に伴い、手当の支給対象が高校生年代までになり、第3子以降の手当の額が3万円に拡充したため、昨年度決算額より900万円ほど支出済額が増えています。

次に、衛生費の歳出についてご説明いたします。72、73ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目保健費でございますが、予算現額1,878万2,000円で、支出済額は1,760万33円でございました。主な内容についてご説明いたします。第10節需用費109万1,366円でございますが、保健センターの電気、ガス、上下水道代や施設修繕費等でございます。

第12節委託料64万4,200円は、保健センターの警備業務委託料などでございます。

第13節使用料及び賃借料187万144円でございますが、保健センター敷地の借上料や健康管理システムソフトレンタル料、AEDリース料でございます。

第18節負担金補助及び交付金1,385万9,000円でございますが、秩父広域市町村圏組合への救急医療施設費や秩父医療協議会への負担金などでございます。

次に74、75ページを御覧ください。第4項公衆衛生費、第1目予防費でございますが、予算現額8,131万4,000円で、支出済額は6,065万4,717円でございます。主な内容についてご説明いたします。第1節報酬209万2,699円でございますが、後期高齢者保健事業の実施に関わる保健師と栄養士の会計年度任用職員の報酬でございます。

第7節報償費188万8,160円でございますが、乳幼児健診やがん検診に関わる医師、歯科医師、看護師などの費用でございます。

第10節需用費43万1,017円でございますが、保健事業実施に必要な消耗品購入や離乳食実習等の食材用の食糧費でございます。

第11節役務費65万8,889円でございますが、各種がん検診、後期高齢者健診に関わる郵送料、後期高齢者健診受診券作成に関わる国民健康保険団体連合会への手数料でございます。

第12節委託料3,171万1円でございますが、各種検診や予防接種の委託料が主なもので、備考欄3行目になりますが、新規事業として実施した胃がんリスク検診委託料、備考欄下から3行目、子宮頸がんワクチン予防接種委託料450万320円などでございます。子宮頸がんワクチン接種は、ワクチンの副反応等の影響により接種機会を逃していた対象者に接種を勧奨し、啓発イベントや動画作成により接種を呼びかけたところ、当初の見込数より接種者数が増加しております。

次ページ、76、77ページに移りまして、同じく委託料ですが、高齢者の新型コロナワクチン接種の医療機関への接種委託料、健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定業務委託料が主なものでございます。

不用額1,633万5,999円でございますが、主なものは高齢者新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料で、コロナワクチン接種の接種者数が見込数と比べ大幅に少なかつたことにより不用額が生じております。

第18節負担金、補助及び交付金401万7,636円でございますが、秩父広域市町村圏組合への結核予防費負担金や、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の経済的支援である出産・子育て応援給付金170万円などでございます。備考欄下から2行目の予防接種補助金50万4,400円は、新規事業と

して50歳以上の帯状疱疹ワクチンの接種をされた方への補助金等になります。

以上で健康こども課の説明を終わらせていただきます。

○議長（関口雅敬君） 次に、産業観光課長、お願ひいたします。

産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、産業観光課関係の歳出決算概要につきまして、お手元の決算書に基づきご説明申し上げます。

初めに、農林水産業費関係につきましてご説明いたします。決算書の78、79ページを御覧ください。上段の第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費の予算現額382万8,000円に対しまして、支出済額は290万2,909円でございました。主な支出といたしましては、第1節報酬の239万8,000円は、農業委員13名分と推進委員4名分の報酬でございます。

第12節委託料の農業委員会議事録作成業務委託料15万1,000円は、年12回開催した定例総会の議事録を業者に委託し作成したものでございます。市民農園除草業務委託料5万5,000円は、市民農園の除草をシルバー人材センターへ委託したものでございます。

下段の第3目農業振興費の予算現額1,406万円に対しまして、支出済額は1,341万6,607円でございました。主な支出といたしましては、第12節委託料の有害鳥獣捕獲事業委託料の40万円は、有害鳥獣から農作物を守るため北秩父獣友会長瀬支部に有害鳥獣の捕獲及び駆除を委託したものでございます。

80、81ページを御覧ください。宝登山地域周辺維持管理業務委託料の150万円は、宝登山地域周辺の環境を保全するため、除草作業等をシルバー人材センターへ委託したものでございます。

第13節使用料及び賃借料の13万8,227円は、花の里の用地として賃貸借している土地借上料でございます。

第18節負担金、補助及び交付金の1,123万470円のうち、備考欄の中段にございます農業振興支援事業補助金（新規就農）100万円は、新規就農者1人に対して助成したものでございます。産地パワーアップ事業費補助金661万7,000円は、水田、畑作、野菜、果樹等の産地が、地域の営農戦略として定めた産地パワーアップ計画に基づき、意欲ある農業者等が高収益な作物、栽培体系の転換を図るための取組を支援するものでございますが、昨年度この補助事業の対象となった秩父ぶどう組合連絡協議会に加盟する長瀬観光ブドウ組合組員3名分の補助金を町を経由して交付したものでございます。シャインと輝く果樹産地育成事業費補助金113万7,000円は、1人に対し助成したものでございます。埼玉県が目指している温暖化に適応した果樹農業の振興が図るため、温暖化に対応し収益性の高いシャインマスカットや同等の収益性を有するブドウの生産に必要な雨よけ施設の導入を県が支援したものでございます。長瀬観光ブドウ組合から事業要望書が提出された組合員1人に対し、町を経由して補助金を交付したものでございます。新規就農総合支援事業費補助金150万円は、次世代を担う農業者の育成確保に向けた取組を総合的に支援するものであり、昨年度この補助事業の対象となった1名分の補助金を町を経由して交付したものでございます。

その他、有害鳥獣関係では、有害鳥獣防護柵等設置費補助金が9人で計21万円、捕獲従事者へ狩猟者登録等に必要な経費を助成した有害鳥獣捕獲事業従事者補助金が13人で計16万6,000円でございます。花の里づくり実行委員会補助金の50万円は、住民参加型の花づくり活動を推進するため、花の里づくり実行委員会に対して助成を行ったものでございます。

次に、第2項林業費、第1目林業総務費の予算現額117万9,000円に対しまして、支出済額は114万2,200円でございました。主な支出といたしましては、第12節委託料の園地四季の丘管理業務委託料40万円は、宝

登山の山頂付近にございます園地四季の丘周辺の環境を保全するため、除草作業等を宝登興業へ委託したものでございます。

第13節使用料及び賃借料の18万1,200円は、宝登山四季の丘用地として賃貸借しております共有林土地の借上料でございます。

第15節原材料費の23万4,000円は、町内の緑化を推進するため樹木を購入し、町が管理する土地に植栽したものでございます。緑の募金緑化事業としてイロハモミジ3本を岩田地区公園へ植栽、緑の募金家庭募金緑化事業としてロウバイ10本を宝登山園地四季の丘へ植栽したものでございます。

第18節負担金、補助及び交付金の31万7,000円は、緑の少年団2団への助成をはじめ、各種林業関連団体等への会費でございます。

次に、第2目林業振興費の予算現額218万4,000円に対しまして、支出済額は217万3,242円でございました。主な支出といたしましては、第12節委託料の松くい虫予防薬剤注入業務委託料の48万4,242円は、松くい虫から松を守るため、野土山の松28本に松くい虫予防薬剤138本を注入したものでございます。

第14節工事請負費の宝登山四季の丘遊歩道改修工事66万円は、森林環境譲与税を活用し、園地内の遊歩道沿いにある腐食した木製土留めを埼玉県産の間伐材を使用し改修したものでございます。

次の82、83ページにかけて御覧ください。第18節負担金、補助及び交付金の秩父地域森林林業活性化協議会特別会計負担金86万7,000円は、秩父管内の各市町の森林集積計画の特定に必要な地権者の意向調査等を行っている秩父地域森林林業活性化協議会集約化分科会への負担金でございます。

次に、第3目林道費の予算現額273万3,000円に対しまして、支出済額は229万3,088円でございました。主な支出といたしましては、第10節需用費の施設修繕費34万9,690円は、経年劣化等により傷みがひどくなっていた林道本山根線と林道葉原線の舗装修繕を行ったものでございます。

第12節委託料の林道除草等業務委託料の19万7,000円は、林道の除草作業等をシルバー人材センターに委託し実施したものでございます。林道葉原線側溝清掃業務委託料の169万6,200円は、林道葉原線の側溝清掃を実施したものでございます。

次に、商工費関係につきましてご説明いたします。第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費の予算現額1,020万3,000円に対しまして、支出済額は952万3,827円でございました。主な支出としましては、第7節報償費の報償金14万3,000円、第10節需用費の印刷製本費3万3,200円、第11節役務費の広告料82万5,000円、第12節委託料の事業承継支援事業業務委託料99万8,800円は、町内事業者支援の一環として令和6年度移住・定住・交流推進支援事業を活用し、町内の事業承継に対するニーズ調査の実施、専門機関による事業者向け情報発信専用サイトの開設及び事業者向けセミナーを開催し、事業承継を希望する事業者に対して相談体制を整備するとともに、円滑なマッチングに向けた支援体制の構築を図ったものでございます。

第12節委託料の消費生活相談業務委託料の41万2,000円は、消費生活被害の改善、向上を図るため、消費生活相談業務を秩父市に委託し、実施したものでございます。相談件数は24件でございました。

第18節負担金、補助及び交付金の708万9,497円のうち、小規模事業指導費補助金500万円は、町内の中小企業の経営指導を行っている商工会に補助金を交付したものでございます。その下、中小企業融資制度資金借入利子補給金の178万2,497円は、町内の中小企業が日本政策金融公庫から借り入れた利子の一部を町が補給金として支援したものでございます。その下の住宅リフォーム等資金助成事業補助金の30万7,000円は、町内業者を利用して20万以上の住宅のリフォーム等を行った方の交付申請に基づき、予算の

範囲内で8件分の助成を行ったものでございます。

下段の第2目観光費の予算現額2,650万6,000円に対しまして、支出済額は2,577万9,331円でございました。主な支出としましては、第10節需用費の416万3,741円のうち、消耗品費の39万9,472円は、花いっぱい運動を推進するための資材や花の苗代の36万1,333円と、観光施設の消耗品代3万8,139円でございます。その下の光熱水費の276万9,358円は、観光施設に係る電気料の121万5,756円と上下水道料の155万3,602円でございます。その下の施設修繕費の98万8,895円は、観光トイレの設備修理代でございます。

第11節役務費の手数料の36万5,110円は、桜並木等の危険木処理手数料の28万9,410円をはじめ、公衆トイレ浄化槽の保守点検料6万2,700円や検査手数料でございます。

84、85ページを御覧ください。第12節委託料の1,290万200円のうち、観光用公衆トイレ清掃等業務委託料の216万1,000円は、観光用公衆トイレ7か所を観光協会に、長瀬アルプス観光トイレ1か所を清心会に委託したものでございます。その下の観光情報館指定管理業務委託料の390万円と桜管理業務委託料の90万円は、それぞれ観光協会に委託し実施したものでございます。その下の観光アドバイザー業務委託料の219万4,200円は、総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用いたしまして、観光に特化した外部専門家を招聘し、観光協会が実施している着地型旅行の仕組みづくりや企画実施、観光協会員向けの研修会などの事業を観光アドバイザー1名に委託したものでございます。長瀬観光QRガイドマップ保守業務委託料の22万5,000円は、スマートフォンのカメラでQRコードを読み取ることで簡単にアクセスできるウェブ版の観光ガイドマップの保守管理を委託したものでございます。周遊観光促進事業業務委託料の339万円は、観光客の誘致及び滞在時間の増加や町内周遊観光を促進して地域経済の活性化に寄与することを目的とし、周遊型のマーダーミステリーイベントに関する豊富な経験と知識を有する外部専門家に企画運営業務に関するアドバイザー業務等を委託し、企画に関する助言等を受け、マーダーミステリーを実施したものでございます。

第13節使用料及び賃借料の土地借上料49万1,520円は、長瀬駅構内にある観光情報館及びサイクルステーションの駅構内営業料31万1,520円と、大型観光誘導看板3基分の敷地借上料18万円でございます。

第18節負担金、補助及び交付金773万円のうち、テレビ埼玉「マチコミちちぶだより」放送負担金の30万円は、秩父地域の様々な魅力を配信し、よりよい番組を継続していただくための負担金でございます。その他は、観光協会や船玉まつり実行委員会をはじめ、観光関係団体への負担金や補助金等でございます。

以上で産業観光課関係の歳出決算概要の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（関口雅敬君） 次に、建設課長、お願ひいたします。

建設課長。

○建設課長（村田和也君） それでは、建設課関係につきまして一般会計歳入歳出決算事項別明細書に基づきご説明させていただきます。

決算書の52、53ページの中段を御覧ください。第2款総務費、第2項企画費、第1目企画総務費でございますが、その中の第14節工事請負費229万200円は、寄附を受けた土地において駐車場整備を行うに当たり、ダムの土砂を受け入れるために農業用ハウスの解体、ダムの土砂搬入後に整地、既存柵撤去、保安工事を実施したものでございます。

次に、飛びますが、84、85ページを御覧ください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費でございますが、予算現額637万8,000円で、支出済額が588万1,121円となっております。主な事業でございますが、測量設計積算システム等の保守業務や各種システムのリースを行う道路橋梁総務事業や、

町内各所に設置しております道路照明灯140基の維持管理を行う道路照明灯事業でございます。主な支出といたしまして、第10節需用費358万9,347円のうち光熱水費301万4,525円は、町で管理する道路照明灯140基分の電気料でございます。また、施設修繕費51万9,200円は、道路照明灯7か所の修繕を行ったものでございます。

第13節使用料及び賃借料90万9,590円のうち、埼玉県刊行物掲載単価データ使用料土木38万4,230円は、埼玉県が発行する土木工事設計単価表及びそれに基づく電子データを利用するための使用料でございます。また、土木積算システムリース料52万5,360円は、道路工事測量設計委託業務等の設計書作成に必要な積算システムの賃借料でございます。

次に、第2目道路維持費でございますが、予算現額が7,990万円、支出済額が7,258万860円で、主な事業でございますが、道路の維持管理、維持補修事業、行政区からの申請による採石等の原材料等支給事業、町道の未舗装部分の簡易舗装を行う生活関連道路整備事業、区画線の設置や道路反射鏡の設置を行う交通安全施設整備事業、道路台帳補正事業、道路愛護保全管理事業、通学路安全対策事業、橋梁修繕事業など、町道を維持していくための事業でございます。主な支出といたしまして、1枚おめくりいただきまして、86、87ページ上段の第10節需用費176万7,779円のうち、施設修繕費140万9,100円につきましては、大字風布地内阿弥陀ヶ谷の町道風布24号線ほか6か所の修繕を行ったものでございます。

次に、第12節委託料1,000万1,683円のうち、道路台帳補正業務委託料427万7,900円は、令和5年度に実施した道路改良工事箇所及び道路境界確定箇所の道路台帳補正を行い、道路改良箇所の境界点を再現し、境界標柱の設置を行いました。

第14節工事請負費5,877万8,500円のうち、町道補修工事907万1,700円は、町道幹線1号線ほか6か所の補修工事を行ったものでございます。生活関連道路整備工事471万5,700円は、町道の未舗装部分の簡易舗装を行ったもので、4行政区4路線の舗装工事を行ったものでございます。橋梁修繕工事3,864万3,000円は、道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態と判断された幹線26号線、金石橋の橋梁修繕工事を行ったものでございます。通学路安全対策推進整備工事274万2,300円は、通学路総点検において小中学校から対策を要望された箇所について、大字井戸地内の幹線26号線区画線整備工事を行ったものでございます。御成橋修繕工事322万800円は、荒川河川敷にある老朽化により通行止めとしていた御成橋の修繕工事を行ったものでございます。

第15節原材料費64万9,648円でございますが、3行政区から碎石等の支給申請が5件あり、申請に基づき支給を行ったものや、道路維持管理のための工事材料を購入したものでございます。

次に、第3目道路新設改良費でございますが、予算現額が4,808万4,000円、支出済額が1,760万5,972円で、主な事業といたしまして、町道の新設改良、測量設計等の事業を行ったものでございます。主な支出といたしまして、第12節委託料1,319万7,932円のうち、測量設計監理委託料1,232万9,900円は、長瀬50号線測量設計、長瀬49号線用地測量、幹線27号線測量設計を業務委託により行ったものでございます。

第14節工事請負費の決算額ゼロ円は、幹線1号線道路改良工事、本中117号線道路改良工事が年度内の完了が難しくなったため、全額の2,243万3,000円を令和7年度に繰り越したものでございます。

第16節公有財産購入費136万1,472円、第21節補償、補填及び賠償金304万6,568円は、道路改良工事に伴います土地購入費及び物件移転補償費でございます。なお、第21節補償、補填及び賠償金の縁越明許費695万円は、幹線1号線及び本中117号線において、電柱の移転について年度内の完了が難しくなったため、令和7年度に繰り越したものでございます。

次に、第4目まちづくり推進費でございますが、予算現額が69万8,000円、支出済額が49万7,356円となっております。主な事業でございますが、建築確認申請の受付事務、埼玉県条例に基づく接道規定による道路後退部分の用地測量、用地買収、分筆登記等整備事業、地籍調査事業等を行ったものでございます。主な支出といたしまして、1枚おめくりいただきまして、88、89ページの上段、第12節委託料36万5,460円は、道路後退部分測量2件分を業務委託により行ったものでございます。

第16節公有財産購入費9万3,262円は、道路後退用地2件分の土地購入費でございます。

続きまして、第2項河川費、第1目河川総務費でございますが、予算現額が1,041万9,000円、支出済額が722万9,265円となっております。主な事業でございますが、災害の危険性のある河川の護岸整備工事や、河川内の危険木の伐採等を行ったものでございます。主な支出といたしまして、第11節役務費の手数料29万7,000円は、大字長瀬地内、小路沢の危険木の伐採や大字岩田地内、山入沢の護岸の復旧作業を行ったものでございます。

第14節工事請負費390万6,100円は、大字井戸地内、法善寺脇にあります銅の入沢護岸補修工事、大字野上下郷地内、八寺沢護岸補修工事を行ったものでございます。

次に、第18節負担金、補助及び交付金292万7,165円のうち279万2,165円は、埼玉県が実施する急傾斜地崩壊対策事業実施に伴い、事業費の一部を負担したものでございます。

次に、第3項住宅費、第1目住宅管理費でございますが、予算現額が1,319万2,000円、支出済額が1,253万1,039円となっております。主な事業でございますが、町が管理しております町内4か所の町営住宅84戸の維持管理、運営を行ったものでございます。主な支出といたしまして、第10節需用費237万2,190円のうち、施設修繕費130万6,791円は、建築後年数が経過しております袋団地、塚越団地の給排水設備の修繕や退去後の各部屋の修繕等を行ったものでございます。

また、第14節工事請負費267万9,600円は、入居者が全て退去いたしました大字中野上地内の町営住宅蔵宮団地の解体工事を行ったものでございます。

第17節備品購入費48万9,559円は、町営住宅塚越団地の新規の入居2件について、浴槽、給湯設備を設置したものでございます。

1枚おめくりいただきて、90、91ページ、第4項公園費、第1目公園管理費でございますが、予算現額が388万円、支出済額が371万3,148円で、主な事業でございますが、町内にございます4つの地区公園と蓬莱島公園の維持管理業務を行ったものでございます。主な支出といたしましては、第12節委託料129万3,240円でございますが、各公園の除草業務やトイレの清掃業務を委託により行ったものでございます。

また、第14節工事請負費129万6,900円は、公益財団法人ライフスポーツ財団の子ども活動支援金を活用し、長瀬地区公園内に新たに4連ブランコを設置したるものでございます。

以上で建設課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（関口雅敬君） 次に、教育次長、お願ひいたします。

教育次長。

○教育次長（熊谷昌史君） それでは、教育委員会関係につきまして、決算書に基づき説明させていただきます。

詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により、主なものについて説明をさせていただきます。92、93ページの下を御覧ください。第10款教育費でございますが、全体で2億9,662万6,040円の予算現額で、支出済額は2億8,626万7,029円、前年度と比較いたしまして10.42%の減となっております。不用額

は1,035万9,011円でございました。

次に、目別に説明をいたします。第1項教育総務費、第1目教育委員会費でございますが、教育委員会を運営するために必要な経費で、予算現額は53万7,000円で、支出済額は53万4,425円でございました。主な内容についてご説明いたします。94、95ページを御覧ください。第1節報酬44万6,400円でございますが、教育委員4名の報酬でございます。

次に、第2目事務局費でございますが、教育委員会事務局の運営、学校教育の円滑な運営と推進のために必要な経費で、予算現額は1億7,268万7,040円で、支出済額は1億6,850万6,881円でございました。主な内容についてご説明いたします。第1節報酬1,299万854円でございますが、学校運営協議会や小中一貫教育検討委員会などの委員の報酬と、会計年度任用職員として雇用した学校教育指導員、中学校配置相談員、特別支援教育学校支援員、放課後子供教室指導員、また6年度から新たに配置した学習総合支援員などの報酬でございます。

第2節給料4,582万8,744円、第3節職員手当等2,616万6,425円、第4節共済費1,628万6,592円は、教育長のほか教育委員会部局職員の給料、職員手当及び共済組合負担金と、会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当と社会保険料及び共済組合負担金でございます。

第7節報償費45万5,068円でございますが、中学生学力アップ教室事業講師謝金や、秩北建設業組合で行う学校施設の補修作業の謝金などでございます。

第8節旅費45万1,402円は、会計年度任用職員の通勤手当などでございます。

第10節需用費348万8,275円でございますが、放課後子供教室用の物品、中学生学力アップ教室のテキストなどのほか、物価高騰対策として学校指定体操服の支給を行ったものでございます。

96、97ページを御覧ください。第11節役務費76万6,904円でございますが、小中一貫教育についてのアンケート郵送料、旧第二小学校にあった廃水銀の処分手数料、放課後子供教室、中学生学力アップ教室参加者の保険料などでございます。

第12節委託料3,198万2,440円でございますが、小学校スクールバスの運行業務委託料、小中一貫教育基本構想策定支援業務委託料、小中学校への英語指導助手派遣業務委託料、学校職員の健康診査委託料などでございます。

第13節使用料及び賃借料656万4,134円でございますが、小中学校のコピー機借上料、小中学校のコンピューターや校務支援ソフトウェアのリース料、小中学校のコンピューターウイルス対策ソフト使用料、AEDリース料などでございます。

第14節工事請負費1,454万2,000円でございますが、第一小学校校舎屋上防水改修工事、第一小学校教室電源改修工事2期工事、旧第二小学校農園原状回復工事などでございます。

第18節負担金、補助及び交付金695万4,513円でございますが、秩父広域市町村圏組合への循環器検診費や加盟団体への負担金、小中学校修学旅行補助金、小中学生対象の英検、数検、漢検受験料の補助金、中学生電車通学費補助金、98、99ページとなりまして、はつらつ！こども応援金、はつらつ！就学・通学応援金などでございます。

第19節扶助費197万7,598円でございますが、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者への要保護・準要保護児童生徒援助費及び特別支援学級に就学している児童生徒の保護者への就学奨励費でございます。

次に、第3目育英費でございますが、大学等への入学準備金と育英奨学資金の貸与などに必要な経費で、

予算現額は211万円で、支出済額は115万8,000円でございました。主な内容についてご説明いたします。第18節負担金、補助及び交付金1万8,000円でございますが、奨学金返済に係る利子について助成する大学等奨学金利子支援給付金でございます。

第20節貸付金114万円でございますが、育英奨学資金3名分及び入学準備金1名分でございます。

次に、第2項第一小学校費、第1目学校管理費でございますが、学校を運営するために必要な経費で、予算現額は1,361万2,000円で、支出済額は1,317万9,598円でございました。主な内容についてご説明いたします。第1節報酬48万8,650円でございますが、校医の報酬でございます。

第10節需用費610万3,621円でございますが、学校運営に必要な物品の購入や電気、ガス、上下水道代、施設修繕費などでございます。

第12節委託料525万631円でございますが、学校水泳指導業務委託を新たに行ったほか、第一小学校の設備の保守点検、警備委託料、校務員の派遣委託料などでございます。

第13節使用料及び賃借料41万8,134円でございますが、第一小学校の校門前の駐車場の土地借上料や、学校と保護者との連絡用アプリの利用料などでございます。

100、101ページを御覧ください。第2目教育振興費でございますが、教育課程実施のために必要となる教材備品を購入するために必要な経費で、予算現額は589万7,000円で、支出済額は589万5,362円でございました。主な内容についてご説明いたします。第17節備品購入費575万690円でございますが、小学校で教科用図書が改訂されたことに伴い、教師用の指導書やデジタル教科書を購入したほか、令和5年度にいただいた寄附金を活用いたしまして、楽器や体育用器具などを購入したものでございます。

第3項中学校費、第1目学校管理費でございますが、学校を運営するために必要な経費で、予算現額は1,174万8,000円で、支出済額は1,084万1,757円でございました。主な内容についてご説明いたします。第1節報酬29万1,490円でございますが、校医の報酬でございます。

第10節需用費580万6,029円でございますが、学校運営に必要な物品の購入や、電気、ガス、上下水道代、施設修繕費などでございます。

第12節委託料239万1,622円でございますが、中学校の設備の保守点検、警備委託料及び校務員の派遣委託料などでございます。

第13節使用料及び賃借料70万7,465円でございますが、中学校のテニスコート部分の土地借上料や、学校と保護者との連絡用アプリの利用料などでございます。

第2目教育振興費でございますが、教育課程実施のため必要となる教材備品等を購入するために必要な経費で、予算現額は97万5,000円で、支出済額は95万8,931円でございました。主な内容についてご説明いたします。102、103ページを御覧ください。第17節備品購入費81万1,487円でございますが、令和5年度にいただいた寄附金を活用し、体育用器具や実験器具などを購入したほか、生徒用図書を購入したものでございます。

第5項社会教育費、第1目社会教育総務費でございますが、社会教育活動や人権教育推進に必要な経費で、予算現額は107万7,000円で、支出済額は89万3,208円でございました。主な内容についてご説明いたします。第1節報酬2万4,900円でございますが、社会教育委員の報酬でございます。

第7節報償費16万6,530円でございますが、二十歳の集いの写真代、家庭教育学級講師謝金などでございます。

第10節需用費30万902円でございますが、二十歳の集いなどの実施に伴う消耗品費や人権作文冊子の印

刷代でございます。

第18節負担金、補助及び交付金34万2,000円でございますが、人権教育研修会負担金や文化団体連合会への補助金などでございます。

第2目公民館費でございますが、中央公民館、勤労青少年ホーム及びコミュニティセンターの運営や施設の維持管理に必要な経費で、予算現額は1,638万9,000円で、支出済額は1,564万417円でございました。主な内容についてご説明いたします。第1節報酬157万7,623円、第3節職員手当等58万9,862円、第4節共済費54万2,495円及び第8節旅費2万4,000円は、中央公民館勤務の会計年度任用職員の雇用に関するものでございます。

第10節需用費333万472円でございますが、電気、ガス、水道代、施設及び物品修繕費等でございます。

104、105ページを御覧ください。第12節委託料427万3,516円でございますが、施設の設備保守点検、警備委託料、施設管理業務委託料でございます。

第13節使用料及び賃借料295万6,048円でございますが、中央公民館敷地の土地借上料やコピー機の借上料などでございます。

第14節工事請負費128万9,750円でございますが、自動火災報知設備受信機交換工事及び浄化槽破碎ドラムキャスティング交換工事でございます。

第17節備品購入費38万5,928円でございますが、図書を購入したほか、2階視聴覚室のカーテンを交換したものなどでございます。

第3目文化財費でございますが、文化財の保全管理、旧新井家住宅及び郷土資料館の運営や施設の維持管理に必要な経費で、予算現額は794万7,000円で、支出済額は779万4,852円でございました。主な内容についてご説明いたします。第1節報酬6万900円でございますが、文化財保護審議会委員の報酬でございます。

第10節需用費94万5,715円でございますが、郷土資料館の光熱水費や施設修繕費などでございます。

第12節委託料228万5,397円でございますが、施設の消防用設備保守点検、警備委託料及び施設管理業務委託料でございます。

106、107ページを御覧ください。第13節使用料及び賃借料116万1,233円でございますが、旧新井家住宅及び郷土資料館用地土地借上料などでございます。

第18節負担金、補助及び交付金313万9,000円でございますが、名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念事業実行委員会補助金などでございます。

第4目青少年健全育成費でございますが、青少年健全育成に係る経費で、予算現額は39万4,000円で、支出済額は38万1,000円でございました。主な内容についてご説明いたします。第7節報償費1万2,000円でございますが、青少年育成推進員4名の謝金でございます。

第18節負担金、補助及び交付金36万9,000円でございますが、青少年健全育成長瀬町民会議及び青少年育成会連絡協議会への補助金でございます。

次に、第6項保健体育費、第1目保健体育総務費でございますが、スポーツ推進に関わる事業に必要な経費で、予算現額は226万5,000円で、支出済額は205万8,346円でございました。主な内容についてご説明いたします。第1節報酬31万9,700円でございますが、スポーツ推進審議会委員及びスポーツ推進委員の報酬でございます。

第7節報償費19万956円でございますが、スポーツ表彰の記念品及びスポーツ教室の講師謝金でござい

ます。

第18節負担金、補助及び交付金146万1,100円でございますが、スポーツ協会及びスポーツ少年団への補助金などでございます。

第2目体育施設費でございますが、スポーツ施設の整備、維持管理に必要な経費で、予算現額は63万9,000円で、支出済額は57万2,753円でございました。主な内容についてご説明いたします。第10節需用費29万2,153円でございますが、施設の水道代や施設修繕費などでございます。

第12節委託料25万2,000円でございますが、総合グラウンドの除草などの業務委託料などでございます。

108、109ページを御覧ください。第3目学校給食費でございますが、学校給食の提供のための食材費、人件費や施設維持管理に必要な経費で、予算現額は6,009万6,000円で、支出済額は5,775万3,799円でございました。主な内容についてご説明いたします。第2節給料1,386万5,053円と、第3節職員手当等533万3,514円及び第4節共済費300万8,248円は、会計年度任用技能労務職の雇用に関するものでございます。

第10節需用費3,220万9,012円でございますが、学校給食センターの光熱水費、施設及び物品修繕費、また学校給食の食材購入費として、児童生徒及び教職員464人に対して、年間8万7,106食を提供いたしました。

第11節役務費109万2,158円でございますが、食品検査、保菌検査や浄化槽水質検査及び公用車点検費用などでございます。

第12節委託料74万260円でございますが、施設設備の保守点検、調理室内の害虫駆除消毒や警備委託料などでございます。

第13節使用料及び賃借料60万5,454円でございますが、献立作成に必要な給食情報システムの使用料、コピー機の借上料などでございます。

第18節負担金、補助及び交付金84万8,200円でございますが、会計年度任用技能労務職退職手当負担金や学校給食費無償化に伴い、町外の学校に通う児童生徒の保護者への補助金などでございます。

第4目町民プール管理費でございますが、予算現額は9万8,000円で、支出済額は9万7,700円でございました。主な内容についてご説明いたします。110ページ、111ページを御覧ください。第13節使用料及び賃借料9万7,700円でございますが、保健センター隣接の町民プールの土地借上料でございます。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

○議長（関口雅敬君） 以上で、各所属長の説明が終わりました。

ここで、決算審査に関する報告について、代表監査委員の齊藤英夫君にお願いいたします。

監査委員、齊藤君。

○代表監査委員（齊藤英夫君） 代表監査委員をお世話になっております齊藤でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、令和6年度における長瀬町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の審査結果、審査意見につきまして、監査委員を代表いたしまして報告させていただきます。なお、審査結果、審査意見につきましては、長瀬町監査委員に関する条例第7条の規定に基づき、審査意見書として令和7年8月12日付で町長に提出しておりますので、この審査意見書に沿って報告をさせていただきます。

それでは、審査意見書1ページを御覧ください。1の審査対象につきましては、記載してあるとおりでございます。

2の審査期間につきましては、令和7年8月6日及び8月7日の2日間でございます。村田監査委員と

ともに審査を行いました。

3の審査方法ですが、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書における事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書につきまして、関係書類により決算計数の正確性を確認するとともに、関係職員に説明を求める方法で審査を実施いたしました。

4の審査結果でございますが、いずれも関係法令に準拠して作成されており、決算における計数も正確でございました。また、財政運営、財産管理及び予算の執行状況につきましても適切でありました。

5の審査意見につきましてご説明いたします。1の決算総括でございますが、一般会計と特別会計を合わせた決算の総括につきましては、歳入総額は56億1,394万4,176円に対し、歳出総額は53億7,279万5,065円で、歳入歳出差引額は2億4,111万9,111円でございました。この歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源であります216万1,000円を差し引いた実質収支額は2億3,898万8,111円の黒字となっており、おおむね健全的に堅持されたものと認められます。

次に、一般会計における歳入歳出決算でございますが、7ページを御覧ください。(3)、歳入比較、ア、歳入決算状況の表を御覧ください。3段目の決算額は38億7,809万5,315円で、対前年度比7,235万7,452円減少となっております。

次に、8ページ、エ、款別歳入決算状況ですが、昨年度に比べ増加しました主な項目は、表の中ほど、地方交付税が、右の欄になりますが、7,485万1,000円、1段上になりますが、地方特例交付金が2,625万6,000円、下から2段目、繰越金が1億240万4,243円、その下の諸収入が919万9,363円、前年度に比較して増加しております。また、減少しました主な項目は、一番上の町税が5,090万9,137円、中ほど下の国庫支出金が1億7,229万4,726円、その下の寄附金が6,779万3,100円、次のページを御覧ください。繰入金が1,241万2,581円、前年度に比較しまして減少したものでございます。

次に、歳出でございますが、9ページの(4)、歳出の比較、ア、歳出決算状況の表、2段目の決算額は37億1,769万8,223円で、対前年度比5,240万9,202円増加となっております。

10ページのイ、款別歳出決算状況でございますが、増加しました主なものは、総務費が1億4,834万5,645円、衛生費が815万9,343円、下から2段目の公債費が543万552円となっております。また、減少しました主なものは、民生費が694万3,940円、農林水産費が1,008万9,326円、商工費が1,991万1,394円、土木費が3,793万4,381円、教育費が3,330万184円となっております。

続きまして、国民健康保険特別会計による決算でございますが、11ページを御覧ください。(3)、歳入の比較、ア、歳入決算状況表を御覧ください。3段目の決算額は7億3,977万1,023円で、対前年度比7,203万3,777円の減少となっております。

次に、12ページ、エ、款別歳入決算状況でございますが、減少しました主な項目は、県支出金が7,154万5,215円、繰入金が1,064万602円となっております。

次に、13ページを御覧ください。(4)、歳出の比較、ア、歳出決算状況の表を御覧ください。2段目、歳出決算額は7億3,010万1,989円で、対前年度比3,138万9,348円の減少となっております。

14ページ、イの款別歳出決算状況でございますが、主なものは、下から2段目の諸支出金が1,239万2,323円増加したものの、上から2段目、保険給付費が4,746万3,515円減少したものでございます。

次に、15ページを御覧ください。介護保険特別会計における決算でございますが、(3)、歳入の比較、ア、歳入決算状況の表、3段目、歳入決算額は8億6,586万2,100円で、対前年度比4,389万3,414円の増加となっております。

次に、16ページ下段、工、款別歳入決算状況でございますが、主な増減項目は、保険料が2,413万1,190円、繰越金が3,144万4,513円増加し、国庫支出金が261万6,038円、支払基金交付金が758万5,000円、繰入金が231万2,290円減少したものでございます。

次に、歳出でございますが、17ページ、(4)、歳出の比較、ア、歳出決算状況の表、2段目の決算額は7億9,609万1,666円で、対前年度比4,767万1,361円の増加となっております。

イの款別歳出決算状況でございますが、主な増減項目は、一番下の基金積立金が3,106万6,000円、次のページの1段目、諸支出金が3,735万1,029円増加し、前のページにお戻りいただきますが、総務費が153万548円、保険給付費が1,966万2,403円減少したものでございます。

次に、19ページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計における決算でございますが、(3)歳入の比較、ア、歳入決算状況の表、3段目、決算額は1億3,021万5,738円で、対前年度比894万3,902円の増加となっております。

次に、20ページ下段、工の款別歳入決算状況でございますが、主なものといたしまして、保険料が752万8,900円、繰入金が126万4,633円増加したことによるものでございます。

次に、歳出でございますが、21ページ、(4)、歳出の比較、ア、歳出決算状況の表、2段目、決算額は1億2,890万3,187円で、対前年度比887万9,487円の増加となっております。

下段、イ、款別歳出決算状況でございますが、主なものは、2段目、後期高齢者医療広域連合納付金が878万9,232円増加したことによるものでございます。

最後に、審査意見のまとめといたしまして、4ページにお戻りいただきまして、4のまとめを御覧ください。中ほどやや上ですけれども、8行目辺りからになりますけれども、歳入の柱である町税収入は、令和6年度は住民税の定額減税等の影響で前年度を下回っています。令和7年には、2002年以降最大の最低賃金の引上げがあり、好材料はあるものの、国内に目を向けてみると、少子高齢化による人口減少から、今後労働人口の減少も顕著になると考えられていること。町内には、依然として地価の下落、償却資産の減却等の不安要素は大きく、楽観視できる状況ではございません。

歳出に当たっては、老朽化した公共施設の更新や統合を検討するアセットマネジメント、少子化による小中一貫教育の推進や、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化、さらには予期せぬ災害への備えなど、今後ますます拡大する行政需要のため、極めて厳しい財政運営が見込まれております。

これらの課題解決や社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応するために、スピード感のある行財政運営を進めるとともに、企業版ふるさと納税を含む様々な公民連携を積極的に活用して町税以外の自主財源の確保に努め、国、県の動向を注視しつつ、交付金等を有効に活用し、持続可能な財政運営に取り組んでいくことが必要であると考えます。

新町長による指揮の下、スクラップ・アンド・ビルトの考えに基づき、歳出の抑制にも努めていただき、限りある財源を効率よく運用することで、第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画を着実に遂行され、町民の安全安心な暮らしや豊かな地域社会の実現に、より一層尽力されることを望むものでございます。

以上で、令和6年度における長瀬町一般会計及び特別会計歳入歳出決算における審査結果、審査意見に関する報告とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） これより各議案に対する一括質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、まず全体的なことで土地の借上料、これ決算書から私は計算したのです

けれども、1,427万1,982円。これ間違いがあるかもしれません、私が計算機で計算したところだから。要するに、1,400万円以上土地の借上料があると。この土地の借上料について、賃借料と借地という2つに分かれているのですが、この項目を見てみたらば、県営アパートなんかも町でお金出しているのです。この使い分けが、項目別に見てちょっとよく分からない。建物も含めて、法律上では物件全般を借りるのが賃借料だというふうなことで書いてあるのだけれども、借上料との違いがよく分からないのだけれども、いずれにしても多過ぎると。土地の公示価格というのがありますよね、これに関して長瀬町は、埼玉県が72区市町村に分かれているようです、調べるのに当たって。結構土地の公示価格が下位にあるのです。ということで考えると、借上料とかこういうものについてどういうふうに、要するに相手方と契約しているかと。単年度契約なのか、それとも10年契約なのかとかということで、これ土地の公示価格から見ると、単年度でやるのだとすればもっと抑えられるのではないかなど。また、借り上げではなくて買い上げと、これ公共施設とかそういうものについては、大変厳しい財政状況ってよく分かります。でも、これをいつまで続けていくのだと。例えば町民プールがありました。町民プールは9万7,700円、これ20年借りると195万4,000円です。もう20年くらい借りてますよね、明らかに買い上げた方が安いと。ただ、プールがあると、あれを壊さないと返せないと、そういう問題。土地の借り上げにお金がかかりすぎていると、これどういうことかということ。

それから、決算書でいけば19ページのところに書いてあるのですけれども、行政財産使用料というのが5件あるのです。金額は見てもらえば分かると思います。それから、公共物使用料というのがあります。それから、道路占用料というのがあるのです。行政財産使用料というのは、多分土地なんかを貸したりとかそういうことかなと。5件あるというのだけれども、実際問題は我々はどこがあつて幾らで貸しているのだから分からぬと。例えば長瀬の旧交番跡地、あそこにカフェがありますよね。あのカフェについては、土地を幾らで貸しているのだろうと、どこまで貸しているのだろうと。先日も私見に行きましたが、あそこにはやはり自動車が突っ込んでいたと、そうするとあそこの自動車の後部が、もう道路にはみ出しているのです。以前産業観光課長に言いましたけれども、これおかしいのではないかと、あそこ車が入り切れないのだから、あそこは入れないようにしてもらうと。それから、どこまで貸しているのかはっきり境界を打ってくれと。そうでないと、あの一角は全てあそこの業者さんが借り切っているような状況になると。あそこちょっと書いてあるのもありますけれども、普通に考えるとちょっと幾らで貸しているのかとか、納得できない面があるので、この5件について行政財産どこを貸しているか。

それから、道路占用料というのが結構100万を超えてるのですが、どういう内容なのかちょっと分からぬと。

あと、全体的なところなので、委託料全体、これも一生懸命計算してみたのですが、2億2,895万4,315円になっているのです、委託料。これも計算間違いあるかもしれません。大分委託料が多いと、これ見直しを行っているのかどうかと。

それから、これはページは35ページになっているのですけれども、雑入の職員の駐車場利用受入金という7万6,500円、昨年度は11万200円だったのです。大分額が少なくなっているのですけれども、多分これ保健センターのところかなと思うのですけれども、これについて役場駐車場、町長、教育長、これも前町長はお金払っていると言いましたが、これと職員と見合ったお金払っているのかどうかと。

あと新町長に、これは提言ですが、あの駐車スペースは、私が思うには思いやり駐車場が最適ではないですか、高齢化に伴ってと私は思いますが、その判断を仰ぎたいと思います。

それから、69ページですか、これは先ほど説明ありましたが、保育所とか認定こども園とか放課後児童クラブ等の転入者が見込みより少なかったため減額となったという説明があったのです。というのは大分、2,900万ですよ、減額になったのが。ということは、町で行っている移住とか定住とか、そんなふうなことの施策がうまくいっていないということにつながるのですか、それともこの見込みが甘かったのですか。どのくらいの転入を見込んでいたのか、大分この3つの事業で2,900万少なくなったということになります。

81ページ、産業観光課になると思いますが、行政報告書でダブると65ページになります。農業振興支援事業補助金で新規就農が100万円と、それから新規就農総合支援事業補助金150万円、これは明らかに違う人に補助金を出したのかどうかと。

それから、これについては新規というのがあるのだから、継続年では受けられないのであろうということについて。これに関連して、町全体の農業振興に関わる経費が、この決算で見ると少な過ぎるのではないかと、そのことについて。

あと83ページ、これたくさんあるのですが、周遊観光促進事業云々とかあります。観光アドバイザーについては、令和4年が130万円、令和5年が180万円、令和6年が219万4,200円と大分上がっていくと、この理由。

それから、339万円合わせて周遊型のマーダーミステリーイベントの企画に対する助言って、これどこに委託して、どういう事業をやったのかと。このマーダーミステリーイベントって私も調べたのですけれども、これは昨年あたりからはやったことだというふうに書いてありました。これは殺人事件をテーマにして、謎を解きながら体験していく推理ゲームだというふうなことなのですが、えっ、長瀬でそんな殺人事件を題材にして自分で推理しながら、ちょっとこれ長瀬にそぐわないのではないのではなく、どうにやったのか、効果はあったのかどうか。ちょっと聞いたことないゲームなので、去年から日本的にはやり出したって書いてあるのだけれども、随分早くやったなと思ってちょっとびっくりして、まずはこのことについて。

あと、87ページに金石の水管橋の修理がありましたよね、あれもう修理が完全にできているのですか。というのは、私下の道をよく歩いて金石まで行くのですが、行く途中のところが前はそんなことなかったのですが、いつも道路がじめじめ、じめじめしているのです。だから、漏水直したはずなのにどうしてだろうって、ちょっとそれ確認できているのかどうか。

あと、地区公園の除草作業についてなのですが、例えば蓬莱島について、これは蓬莱島設置条例をつくったのですが、年間3万人来客を見込んでいるというふうなことなのですが、これは明らかにP D C Aということで考えると、3万人来ていないでしょう。多分調べていないと思います。あれはもう条例廃止して、そのお金を例えば北桜通り、南桜通り、あそこ年2回除草をやっていますけれども、大分観光客が来町してくれるところが、今でも草がすごいです。そちらにお金をかけたほうがいいのではないかなど。蓬莱島いつまであれ続けているのだと、人がどれだけ来ているのだと。私が見る限り、ほとんど散歩の人ぐらいしか行っていないので、もう廃止してもいいのではないかなどと、無理、無駄を省くという点で。

それから、今度は95ページ、学校運営協議会の委員報酬13万1,000円の予算だったのですが、実際には7万9,800円の支払いになっていると。これ委員数と会議の回数、何回やったのだろう、どうしてこんなに、5万1,200円減っているのです。

それから、いじめ問題対策連絡協議会委員報酬、これも4万9,000円が3万5,500円、大分減額になっています。これ委員何名で、会議開催が何回かと。

それから、いじめ問題専門委員会1万1,000円がゼロ。これいじめ問題は、重大事件が起きたときといふうことになっていますが、調べたところ重大事件が起きなくても開催できると、重大問題が起きないような対策というふうなことで。これゼロということは、会議がなかったのかどうかと。

いじめ問題専門委員については、臨床心理士や医師、弁護士、福祉の専門家等で人選をすると書いてありますが、人選はできているのかどうか。

それから、いじめについてだから決算とちょっとあれなのですが、保護者アンケートを学校でやると、いじめについて。このことについて、全部ではないですよ、記名式なので本音が書けないというふうな保護者の声があります。なぜ記名式で行う必要があるのかどうかということ。

97ページ、小中一貫教育、これ説明の中で、多くが人件費等というふうな企財課長の説明がありました。それにしては委員報酬が、予算が17万4,000円だったのが11万9,600円になったと。これ何か業者委託と比較すると明らかに委員報酬が少ないと思われるのですが、これは要するに町の報酬規程か何かで、何回出れば幾らとかいうことだと思うのですけれども、これに比べて多過ぎると、業者委託の人件費だとすれば。

それからさらに、ちょっと戻って81ページ、農業振興費で、宝登山地域周辺の維持管理で150万円、これいいのですよ、いいのだけれども、これは農業振興費ですか、どう見ても農業振興費ではない。私は観光費に入れるべきではないのかなと。何で宝登山周辺の維持管理、これが農業振興費になるのかどうか、花の里とかあれが農地だからか、それにしても農業振興費ではちょっと考えられない。

もう少しいいですか。議長、続けます。

○議長（関口雅敬君）　　はい。

○5番（村田徹也君）　行政報告書9ページ、目的別決算の総務費に占める割合が32.9%、昨年度は29.35%、この高くなった理由。昨年も質問しましたが、委員会が増えたとか、選挙があったからと、そんなふうな説明だったのですけれども、ちょっと増えていると。

それから、性質別人件費18.2%、これ令和3年が15.9%、令和4年が16.6%、令和6年が18.2%、ずっと人件費が上昇し続けている理由について。

それから、23ページ、移住プロモーション事業、これ移住相談窓口による支援を何件やったのか。それから、出張または出前移住相談会、何回やったのか。

あと、多世代ふれ愛ベース、ページは33ページです。この設置条例、設置目的をちょっと読ませてもらうと、要約します。子育て世代や移住してきた方々の情報交換の場所、こういう形でどうに使っておられるか。それから、世代間交流や子育て支援を通じて子供たちやシニア世代のふれあいの場、これシニア世代のふれあいの場、どうにやっているか。健康増進事業やサロン事業に参加するきっかけづくり、これは大変よくできていると思うのですが、先ほどの最初言った2つについて。

あと、今年ふれ愛ベースでは、クーリングシェルターやったのですか。去年までは、多分役場とか公民館とかそういうのがあったのだけれども、そういう案内が全くなかった。ちょっとこれ昨年度の決算なのですけれども、失礼。それは今年ではないので抜きます。

38ページ、心身障害者等補助事業で、これ身体障害者手帳及び療育手帳の申請等の指導って書いてあるのです。令和5年度は啓蒙を行ったとなっているのです。その啓蒙という言葉が、ここに指導ってなったと。それから、次の（7）の自立支援医療費及び精神障害者保健福祉手帳の申請等の指導という、これは5年度も指導という言葉でした。これ何で指導という言葉なのかなと。これについて。

あと、行政のほうの53ページ、愛育会について。この愛育会というのは、昭和23年頃にできた制度です。

出産婦人が亡くなったりするので、それを援助するために見舞ったりすると。大分時代が変わってきて、内容が変わっているのではないかなど、愛育会もう要らないのではないかなど。そのことについて。

あと56ページ、ポピュレーションアプローチというのとハイリスクアプローチというのがあります。これが括弧書きで後ろに書いてあるのです。これ誠に申し訳ないのだけれども、書き方として、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチがあって、これはどういう事業ですよって書いてあるのなら分かるけれども、事業が漢字で書いて、その後に英語でポピュレーションアプローチとか書いてあるのですが、これ前後が逆ではないのかなと、どうして英語を後ろに注釈でつけたのかどうか。

それから、70ページ、花木の維持管理で、観光協会に委託している桜管理業務委託料90万円、カミキリムシの駆除とかこういうのは町民課等で大分行っているようなのですが、これ90万円何をやっているのだから。実際問題として、領収書があると思うのですが、カミキリムシとかそういうの今までずっとやっていたのだけれども、全くやっていなかったのか、ちょっと使い道について。

最後になります。行政報告書の90ページ、図書の貸出しと図書室利用数、これは長瀬町、県下でも一番低いので、今度は最下位ではなくなりましたかな、去年は。図書館がないので仕方がないのだけれども、貸出数も5年度より減っているのです。利用者も減っているのです。CDも減っているのです。これ大変なかなか厳しいと思うのですが、この理由についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 村田議員に対しましてご答弁を申し上げます。

最初は、町長、教育長の今置いてある駐車スペース、あそこは思いやりの駐車スペースではないかということで、以前議員も質問で、あそこは身障者用のスペースにしたほうがよいのではないかということを私も聞いております。私も就任以来、あそこに町長は置いてくださいということでありました。私は別にどこでも構いません。これら車の移動を含めて検討いたします。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、村田議員からの総務課関係のご質疑についてお答えさせていただきます。

行政報告書10ページの人物費が上昇し続けているのではないかというご指摘でございましたが、この人物費につきましては、職員給与のほか町長等の三役、議會議員の議員報酬、教育委員、農業委員、選舉管理委員会の各種特別委員の特別職非常勤の報酬等が含まれているものでございます。前年度から3,191万2,000円の増額となっておりますが、主な要因は、人事院勧告に基づき初任給を含めた若年層を中心とした給与が大幅に増額改定となったこと、また特別職や議員も含め、期末勤勉手当の支給率が0.1月分増加

したこと、また最低賃金が上昇したことに伴い、会計年度任用職員の賃金が増加したことなどが大きく要因していることかと思います。

また、構成比も上がっているということでございますが、こちら歳出全体を分母として構成比を出しているものでございます。他の区分の歳出の増減も影響するものでございますので、そちらのほうもご了解いただければと思います。

職員数につきましては、計画的に採用を進めておりまして、令和6年度に職員数が急激に増加したということではございませんので、ご了解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） それでは、村田議員のご質疑についてお答えを申し上げます。6点ほどあつたかと思いますが、答弁漏れがあつたらご指摘いただければと思います。

まず、土地借上料についてのご質問でございますけれども、ここについては全般的な件について企画財政課のほうからお答えをさせていただきます。まず、相手方との契約期間というご質問あつたかと思いますけれども、こちらについては企画財政課のほうで次年度の予算査定の際に、その契約方法ですとか金額が適切なものであるかどうかということは、それぞれの契約を結んでいる課に対して見直しを求めるようしております。

また、契約をいつまで続けていくのか、買い上げるのかというご質問についてでございますけれども、こちらについては買い上げとなりますと、また買い上げるための予算が必要になりますし、買い上げの場合の予算と現在の借りている状態、その金額とのバランスを見ながらの検討となりますので、ご容赦いただければと思います。

続いて、行政財産使用料はどこに貸しているのかということでございますけれども、企画財政課関連でいきますと、決算書の19ページの第14款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目総務使用料の行政財産使用料33万2,772円についてが企画財政課のほうの該当になりますけれども、こちらは主な相手方と内容につきましては、銀行に対して、駐車場のところにATMあると思いますけれども、あの設置のためですか、あとは庁舎内に自動販売機幾つか設置してあると思うのですけれども、飲料水メーカー等に対して自販機設置のためですか、あるいは通信事業者に対して電話基地局ですか、あとは電柱設置のために行政財産の使用許可を出しているところでございます。

続きまして、雑入の部分、35ページの職員等駐車場利用受入金7万6,500円についてでございますけれども、こちらは職員の親睦会のほうでお金を取りまとめて町に納入していただくという形になっておりますが、令和6年度の下半期の分が、ちょっと手違いで納入が遅れているというものでございます。こちらについては、7年度にその分まとめて納入いただくという手はずになっておりますので、ご理解いただければと思います。

続いて、行政報告書9ページのところ、総務費が増えた要因ということでございますけれども、こちらは先ほど総務課長からも答弁がありましたとおり、職員の給料の上昇等の要因もございます。加えて、あとは世間的な人件費の高騰というあたりを受けまして、既存事業の委託料に係る人件費も、これは上がっているところがございますので、そういう要因で総務費のほうが全体的に上がっているという形になります。

最後で、行政報告書23ページの移住プロモーション事業の相談件数と出張相談回数ということだったか

と思いますけれども、相談件数につきましては、9件の相談を受け付けております。また、出張相談の回数は1回というふうになっております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員の質疑にお答えいたします。

行政報告書P38、その言葉が、5年度の行政報告書では啓蒙だったものが指導に変わっているという、なぜかということなのですけれども、5年度につきましては、啓蒙という言葉を使っているのですけれども、そうすると啓蒙という意味が、知識のない人に教えを導くという意味で、指導よりも少し重い感じになってまいりますので、そこの2つを指導という言葉に合わせようということで変えたものでございます。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 村田議員のご質疑について、健康こども課関連の内容をお答えさせていただきます。

まず、土地の借上料に関してですが、保健センターは借上料として上げています。現在は3名の方から借りておりますし、3年ごとに料金の見直しを行っています。それは固定資産税の評価額であったり、課税標準額から計算をして、あとは借りている方との交渉というか、ご相談をさせていただいて、額を決定してお支払いをしているというような状況でございます。

その次に、児童福祉費の委託料に関して、不用額が2,900万円ほどということで、主には子供のための教育・保育給付事業が2,887万180円ということで不用額になっています。説明では、転入者が見込みより少なかったということであるのですけれども、実際予算を見込んだときには、転入の方は15人で見込みを行っています。金額としては、ゼロ、1、2歳の子の金額になるので、途中入所の場合には、保育料が1人20万円ほど見込む形になります。それで、15人で20万で12か月、途中になるので、全員が12か月ではないのですけれども、見込み的にはその金額を見込んでおりましたが、そこまでの転入というか、園児の出入りがなかったということになります。確かに金額は大きい不用額になっていまして、年度の最後のほうでは大体見込みも分かってきますので、もう少しきちんと調整というか、金額は補正等でもできたのかなというのは現段階ではあるのですけれども、ちょっと昨年度は減額補正のほうはせず、そのまま不用額ということにしたというのが現状でございます。

その次に、行政報告書のほうでご質問がありました、33ページのふれ愛ベースの事業内容についてでございますが、ふれ愛ベースは子育て支援事業の拠点ということもありますし、多い事業内容としては子育て支援事業を行っておりますけれども、多世代という名称もありますので、子育て支援事業ももちろんではございますが、介護予防事業を実施したり、あとは空いている時間にはヨガの方ですとか手芸をしたいという方が、グループの方が申請をしていただいて、貸出しをしているような状況です。そういうことが、生涯にわたり元気に活躍するための拠点ということで、それぞれ皆さんのが趣味の活動であったり社会参加をされるということが、認知症の予防であったり、はつらつと過ごしていただくためということになるかと思いますので、そういう事業も行っていますし、そういう団体やグループの方が活用していただいているということが、ふれ愛ベースでの全体の事業内容になっているかと思います。

そして、次の行政報告書の53ページの愛育会についてでございますが、長瀬町愛育会は昭和35年に発足をしています。そのときは長瀬町母子愛育会ということで、確かに村田議員がおっしゃっていたよ

うに乳幼児の死亡率が高かったり、例えば出産のお母さんも出産後に亡くなってしまうとか、そういった母子の保健を保っていくための組織ということで、全国的にできたものでございます。それから時代も変わりまして、これは全国組織なので本部のほうからも、母子だけでなく様々な方たちの健康づくりも対象にした団体にしていきましょうということで、その都度都度見直しをして、以前はウォーキング教室を行ったりとか、班長会議のときは皆さんで集まって勉強会を行ったりとか、そういう事業も行っては来ておりますけれども、やはりコロナの影響もありまして、その後からなかなか事業が縮小になっているという現状がございます。

現在は、母子に関しては子育て支援事業も年に何回かは行っています、畠を行っている方とご相談させていただいて、収穫祭ということで野菜の収穫をさせていただいたり、そういった子育て支援事業等も行っています。時代の流れとともに、ボランティアが回り番で回るというそもそもの方針が、やはり現代ではないということで、そういったボランティアではなく、きちんと任命された方というか、そういった方を任命しながら組織をやっていったほうがいいのではないかなんてご意見もいただいているところであります。昨年度あたりからは、愛育会についての見直しを役員さんとともに現在行っているところであります。まだ、今後どのようにしていくかというのは相談段階でありますので、何とも言えないのですけれども、組織のやっている内容としては必要な内容かと思うのですけれども、組織の在り方というか、回り番とかそういった実施の方法が、ちょっと今の方法には合っていないのかなというのは出ている意見でありますので、今後そういった組織の在り方については見直しをしていくところでございます。

あともう一点は、57ページから58ページにかけての後期高齢者の保健事業に関するご質疑だったと思いますけれども、高齢者に対する個別支援（ハイリスクアプローチ）とあるのと、次の58ページに通いの場等への積極的関与（ポピュレーションアプローチ）とあるのですけれども、後期高齢者の保健事業の事業名としてハイリスクアプローチ事業というとポピュレーションアプローチ事業という2つが上げられています。行政報告書には、括弧書きではしたのですけれども、この事業を先に出しますと、かえって事業内容が分かりにくいのではないかということで、高齢者に対する支援はハイリスクアプローチの事業ですよという意味で、括弧書きにさせていただいております。なので、ハイリスクアプローチは名前のとおり、疾病の発症のリスクが高い人に支援を行う内容の事業であります、ポピュレーションは一般の方への支援を行う事業ですので、元気モリモリ体操や足腰らくらく教室などの教室がそういった一般的の事業ということで、括弧書きでポピュレーションアプローチ、事業名としては通いの場等への積極的関与ということで明記をさせていただいております。

健康こども課からは以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、村田議員の質疑についてお答えいたします。

まず、1つ目の行政財産使用料になるのですが、決算書の18、19ページにございます農林水産業使用料の30万……。

〔「もう一回ページを言ってもらえる」と言う人あり〕

○産業観光課長（常木真人君） 18、19ページです。

〔「18、19」と言う人あり〕

○産業観光課長（常木真人君） 18、19、決算です。産業観光課では、14款の使用料及び手数料の第3目の農林水産業使用料の行政財産使用料については、社会福祉協議会の事務所として貸し出している保健セン

ターの2階にございます就業改善センターの使用料、これが30万円となっています。

その下の第4目商工使用料といたしまして、観光情報館や観光トイレ敷地内に設置の自動販売機6台分の敷地使用料等の12万8,520円と、先ほど議員からもおっしゃられました旧長瀬駐在跡地で営業しておりますコーヒースタンドの敷地使用料の17万8,780円になります。コーヒースタンドには、駐在所跡地全て貸しているわけではなくて、一部の貸出しとなっております。

あとは、敷地の境界を示すということなのですけれども、これについてはまた現場など見させていただいて考えたいと思うのですが、なかなかくいを打つのも難しいかなとは思っているところであります。ただ、車のお尻が出ているということも、町道に出てる可能性は高いので、これはまたスタンドの経営者の方に、そういったことをしないように話をしていきたいと思います。

続いて、81ページにありました農業関係、農業振興支援事業補助金（新規就農）100万円と、その下にある新規就農総合支援事業費補助金なのですけれども、これは同一人物に補助をしております。これは、一つ新規就農総合支援事業費補助金というのが国の補助になりますし、若い方が長瀬町で就農していただいている間、この方は他県の農業大学校を卒業している20代の方で、長瀬町に移住しております。中間管理機構を通じて農地を借りて農業を始めている方になります。その方が新規就農総合支援事業費補助金の対象になりましたので、そちらへの補助を150万、これは経営開始直後の新規就農者に対して経営開始資金を交付するものでありますし、営農当初の不安定な時期を支えるものとなっております。もう一つ、100万円の農業振興支援事業費補助金なのですが、これは町単独事業補助となっておりまして、主に農業で使う管理機やハウス等の資材への補助となっています。そういったすみ分けで、お一人の方に補助をしている状況であります。

続いて、観光アドバイザーの金額がだんだん年々上がっているということについてなのですが、まず令和4年の130万円から令和5年が180万円になった理由なのですけれども、令和4年度は準備期間でありますし、令和5年度は具体的に動き出したため金額のアップがあったという形になります。さらに、令和5年から令和6年でまた金額が上がっているのですが、これにつきましては研修の回数や着地型旅行の内容のバージョンアップをしたため、金額が上がっているものとなっております。

続いて、3点目の周遊型、85ページの周遊観光促進事業業務委託料についてなのですけれども、この内容については、委託先は地域力創造アドバイザーの細川氏という方がいますので、その方に委託をしております。この方に長瀬の歴史、地形、文化をモチーフとした宿泊型マーダーミステリー「彼誰時の忘れ人」という物語の開発と古民家宿泊と連携した周遊体験型の物語設計をしていただいております。

殺人を題材にしているということなのですけれども、やっぱり長瀬町にはそういったことがそぐわないという意見が役場内部でも出ましたので、そういった殺人事件を元にするというストーリーではない内容に配慮して、物語の設計をしていただいている。なので、内容についてはネタバレ厳禁ということで、詳しいことはここでお伝えすることができないのでありますけれども、導入については、あらすじは、「その古民家でしかできないマーダーミステリーがあるといううわさを聞きつけ、あなたたちは集まつた。ただそのマーダーミステリーにはある秘密があった。どうやらその物語は過去に起きた事件を元にして作られているというのだ。もし、これが本当に過去に起きたのであれば……それはあなただけに届けられた忘れ人からのメッセージ。忘れられた事件がゆっくりと動き出す」というあらすじになっています。ですから、殺人をメインにしたものではないということはご理解いただければと思います。はやり出したのは、2018年から2019年に中国ではやり出して、2019年頃から国内にも入ってきたということになっております。

続いて、宝登山地域です。81ページの宝登山地域周辺維持管理業務委託料150万が、農業振興費ではなくて観光費ということなのですけれども、多分これは農林水産業費の部分でみどりの村の管理をやっていた名残が残ってしまっていると思います。議員ご指摘のとおり観光の部分の要素が強いので、今後科目の事業費については、観光のほうに持っていくことも考えたいと思います。

最後、行政報告の70ページの桜管理の90万円についてなのですが、これにつきましては町から観光協会に対して委託している内容については、桜並木や野土山、通り抜けの桜、町道井戸25号線の桜の管理を委託しております。委託の内容は4か所の除草、消毒や枝切りの手入れ等になっております。あとは、台風等の暴風通過後の枝折れ等の除去や処分やパトロールなども行っていただいております。クビアカツヤカミキリについては、この90万円ではない部分、町民課などの事業費で行っている状況になります。

以上になります。

○議長（関口雅敬君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 村田議員の建設課関連のご質疑に対してお答えさせていただきます。

まず、建設課関連の行政財産使用料になるのですが、決算書の19ページの土木使用料の公園使用料4万8,360円になります。こちらにつきましては、はつらつパークと蓬莱島公園の駐車場に設置しております自動販売機、こちらの使用料になっております。

すみません。あと借上料について、県営白鳥団地の敷地の賃借料を町で払っているということでございますが、こちらにつきましては、まず町が地権者の方から一旦土地を借り上げさせていただきまして、その土地を県のほうに貸し付けているような状況でございます。したがいまして、賃借料につきましても県のほうから賃借料をいただきまして、町のほうが地権者の方に賃借料同額をお支払いするような形を取っております。なので、町のほうといたしましては、県からいただいて、その金額を地権者のほうにお支払いしていますので、町の支出としては実質は発生しないような状況でございます。

続きまして、道路占用料の内容についてもご質疑があつたかと思いますが、こちら道路占用につきましては、道路上に工作物などを設けて使用する場合には、道路管理者の道路占用の許可が必要となります。主な占用物につきましては、東京電力ですとかNTTの電柱ですとか電線となっております。また、占用料は発生しませんが、地下に埋設しております水道の管ですとか下水道管につきましても、道路占用の許可のほうはしているような状況でございます。

続きまして、金石橋の修繕は終わっているのかというようなご質疑もあったかと思いますが、金石橋の修繕につきましては、こちらは健全度が低いと判断された橋梁につきまして、健全度を回復するための修繕工事となっておりまして、今回の工事内容につきましては、ひび割れの補修ですとか断面の修復、あとは塗装工、あと橋梁部分の補修工事などを実施させていただきまして、令和6年度で完了となっております。

続きまして、蓬莱島公園につきましていつまで続けるのか、北、南桜通りのほうにお金をかけたほうがよろしいのではないかというようなご質疑につきましては、蓬莱島公園につきましては、利用者数のほうは確認は取っていない状況でございますが、多くの方に散歩、散策等で利用していただいているような状況がございますので、現在のところ廃止のほうは考えておりません。除草につきましては、実施時期等を検討させていただきまして、費用をかけずに効果的に除草が実施できるように、時期等の検討をさせていただければと思います。

幹線1号線、幹線5号線、北、南桜通りにつきましても、除草業務等は行っているところでございます

が、予算等もございますので、回数等を増やす状況には至っておりませんので、こちらにつきましても実施時期等を適切に見極めまして、効果的に除草のほうをしていくように努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 教育次長。

○教育次長（熊谷昌史君） それでは、村田議員の教育委員会関係の質疑についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず初めに、決算書のほうでいいますと95ページかと思います。学校運営協議会の委員会の回数と委員数ということでございました。学校運営協議会の委員数は、昨年度16名でございます。開催の回数につきましては3回、全体会議を2回行いまして、そのほか各学校1回ずつ実施をさせていただいているところでございます。

金額が大分減ったのではないかというご指摘だったかと思いますけれども、まず小学校の統合がございましたので、委員の数が若干減ったということと、会議に所用があって出席されないという方もいらっしゃいますので、その分報酬が支払われないというようなこともあったかと思います。

続いて、いじめ問題対策連絡協議会の委員報酬ということでございました。こちらも人数と回数ということでございました。委員は12名でございまして、開催回数は2回、昨年度は2回開催をさせていただきました。

内容についてということもご質問あったかと思います。第1回目は、いじめ問題に係る各小中学校の取組ですとか、あと町のいじめ防止の基本方針の説明をさせていただきましたほか、秩父警察署の生活安全課長を講師に招きまして、講話をいただいたということでございます。第2回につきましては、各学校の児童生徒の様子についての情報交換をさせていただいたほか、北部教育事務所の秩父支所の指導主事による講話をさせていただいたということでございます。

それから、専門委員会の委員が人選できているかということでございました。こちらについては、任期ごとに4名委員を指定させていただいているところでございます。こちらにつきましては、昨年度重大事態が発生していませんでしたので、専門委員会のほうは開催をせずにいたということでございます。

また、いじめに関する保護者アンケートを記名式でやっているというご指摘があったかと思います。学校のほうに確認をいたしまして、いじめのアンケートにつきましては児童生徒に毎月実施をさせていただいているということでございました。こちらも記名式でやっているところなのですけれども、これは直ちに対応すべき事案があった場合には、直ちに対応するという必要があるため、記名式でやらせていただいているというものですございます。

続きまして、決算書の97ページ、小中一貫教育基本構想策定支援業務委託料のほうでご質問いただいたかと思います。こちらにつきましては、昨年度、将来児童生徒の推計ですか学校施設の現状把握、それからアンケート調査、ワークショップの開催支援、学校施設整備における様々な検討報告書の取りまとめ、それから検討委員会の開催支援などを委託をさせていただいたものでございます。こちらにつきましても、委託先の企業の研究員ですか、あるいは技術職の職員ですか、そういう方の人工費が非常に大きな割合となっているかなというふうに思います。

それから、行政報告書のほうで90ページ、中央公民館の図書の貸出数減っているということでございました。議員ご指摘のとおりでございまして、ちょっと減っている状況でございます。昨日も一般質問のほうでご答弁をさせていただいたところでございます。公民館の図書室につきましては、利用率高めるため

に芥川賞ですか直木賞ですか、そういう賞を受賞した本を中心に購入するとか、あと新刊書を設けて展示の工夫を行うといったことはやってはいるのですけれども、なかなか貸出人数、貸出数、ともに伸びないような状況でございます。

引き続き、この辺り力を入れて取り組んで、公民館だよりに案内を掲載するということもやっておりますけれども、こういったところを工夫するということで、引き続き貸出数、利用者数が伸びるように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） では、町民課長。

○町民課長（柄原秀樹君） それでは、村田議員の土地の借上料に関して、町民課のほうが1件該当がございますので、ご説明させていただきます。

決算書でいうと73ページの上段のほうを御覧いただきたいと思います。土地の借上料ということで4,000円支出してますが、こちらのほうは自然公園の関係で、休憩所の施設を敷地として使用しているものでございます。宝登山の遊歩道の上がっていったところにあずまやがあると思うのですけれども、そこの土地になります。

契約書には、土地の地価の変動があったときには、協議して変更できるというふうな文言が規定されておりますが、地目が山林でございますので、ここ数年来評価のほうも変わっていないので、ずっとこの金額ということになっております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、概略は分かりましたので、幾つかだけ。

土地の借上料については、例えば第一小学校の駐車場とか中学校のテニスコートとか、ああいう建物が建っていないというふうなところについては早めに予算化して、これを10年も20年も30年も借りていくのと買ってしまったのでは、どちらが町にとっていいのかというのをやはり試算しなければならないと思います。そのことについて、そういう方向性を持っていかないと、無理、無駄は省けないと。さっきも言いましたが、町民プール、あれ壊すだけで相当何千万というお金がかかるということだと思うのです。そもそも造ったのが悪いのだということにあるから言えないので、そういうものについては公共施設の当然管理計画の中でやっていかなければいけないことだろうと。ただ、先を見た場合には、中央公民館も老朽化して、保健センターも老朽化したとか、そんなふうなこともあるので、計画的に先を見つめて、幾らかかるのだろうということで、例えば第二小学校は使えるのだとか、そういう検討事項に入れてやっていけるのかどうかということについて、町長でもいいです、質問します。お願いします。

それから、もう一回言いますけれども、土地の公示価格とか、ちょっと私が調べた中で言います。長瀬町の2024年の住宅地の地価等については坪平均5.3万円で、前年度よりマイナス0.9%下がっていると。ところが、前の年、2023年に実際売買されたのは、前年比62.6%減で2万5,140円というふうなことが、資料を調べていただければ県のほうで出しています。そんなふうなことで、市区町村内の70のうち69位、地価が低いということになっているようです。これやはり単年度で借りていた場合とかに、ある程度しっかり調べてやっていただきたいと。

それから、保育園、決算書の67ページですか、不用額が多く出たというのは15名見込んだというふうなことで先ほど説明がありましたので、15名だけだとそのお金にはならないのだけれども、やはりこれしっ

かり次年度以降やっていただきたいと。

あと、多世代ふれ愛ベース、決算書69ページになりますが、やっていることは分かりますが、これ夜間の貸し出しというのはやっていないのですよね。ただ、あそこはエアコンがあるというふうなことで、やっぱり昼間とか、高齢者なんかにしても非常に使う人にとって猛暑のときなんか使いやすいというふうなことで、もう少し団体に夜間に貸し出すということはなかなか難しいですよね。中央公民館がなかなか、我慢してあそこでやっているというところもありますので、そういう検討ができるのかどうかというふうなことについて。

決算書のほうの65ページの農業振興のほうは昨年度、一昨年だったかな、これ予算で出たとき私も質問したのですが、100万円と150万円、これ農業の関連の大学を出た人が、ほかのところから来てというふうなお話は聞きました。これ100万円と150万円、長瀬町に住んでいる人が、ではこういう補助金があるのだというふうなことについて知りようはあるのかどうか。どうしてその人はこのことを知ったのかどうか。これはいろいろあるかと思うのですが、ではどこで実際問題として農業をしているのかということで、これ農業を専業でやっているのですよね。だから、それだと本当にこれで生活していくのが厳しい状況ではないのかなと思うのですが、後でどこだか見ますので、どこでやられているのか、それについて教えてください。

あと、マーダーミステリーについては、概略は分かりましたが、上長瀬の古民家を利用してとかいうふうなことでやっているらしいのですが、多分これ観光客は、観光で来た人は分かっていて、町民が全く分かっていないというのは、これ行政としていいのですか。いいというか、いいの。全く分からぬ状況なので、そういうのをもう少し何か広報してもらわないと、予算使っているわけですから。これは県の補助金か何かでやられているのですか、そのことについて。

あと、建設課長から蓬萊島のお話がありましたが、蓬萊島公園、私がさっき言ったのは、これ条例廃止してやつたらいいのではないかというふうなことで言いましたけれども、その予定はない。そうなると、幹線1号線と5号線等の草刈りというのですか、除草等について1年間に2回やっているけれども、1回増やすことなかなか難しくなりますよね。やはりどこの観光地へ行ってもそうですが、観光地で観光客が歩くところが、立地条件もありますよ、観光地もいろいろありますから。だけれども、草が茂っているところを歩いたりとか、車で幹線5号線通ったら回りに草がぼうぼうしていて、サツキの植え込みが見えないような状況だと、それから横に生えている木は何かみんな朽ちて、いつ倒れてくるのかというような状況、これが観光地として果たして正常な姿なのだろうかと。これは十分検討していただきたいと思います。

蓬萊島については、造ってしまったのだからではなくて、以前も公園になる前も十分ああいう形でいたわけです。ただ、駐車場ができてトイレができたと、それ以外は、ほとんど草が生えていても散歩行く人もいたし。では、1回調査したらどうですか、連休中だと。経費はかかったとしても、町内の人人が幾人来るのか、町外の人が幾人来るのか、そんなようなこと、どれだけ利用されているかってやはり実態をつかまないといけないと思います。

では、教育委員会のほうについては、いじめ問題の専門委員会について4名というふうな回答がありました、では私がさっき言った医師とかカウンセラーとか臨床心理士とか、そういう専門的な人がこの中に入っているのですか。

それから、保護者アンケート、これ子供が家へ持ち帰って書いたりするという場面があるそうです。毎月やっているらしいですけれども、保護者の方が、毎回記名ではなくてもいいのではないのかなど、やは

り記名だと書きにくいと言っているのだから、誰って分かってしまうから。確かに記名式がいい場合と両方あると思います。それを記名ではなくてやつたらば、かなり出てきたということも想定できるわけではないですか。記名式だとすぐ対応できるからと。そうではなくて、記名ではなかったら、今まで書いていなかったのが、こんなことが出てきたよと、やはりそういう工夫というのか必要だと思います。

時間も迫っているので、38ページの心身障害者等の補助事業について、先ほど啓蒙は指導よりも重くなるからというふうな回答だったのですが、これ指導というのはやはり上から目線ですよね、はっきり言って。啓蒙を図るというのと指導、言葉をどうこう言ってもしようがないのですが、これ検討の余地があるのではないかと、再度お願ひします。

ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチは、また検討してください。

では、これだけについてお願ひします。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） では、村田議員の再質疑の土地の借上料について、いろいろ精査をし買い取ったほうが将来的にはいいのではないか、その質問でございますが、町内には様々な箇所に借地が点在しております。私も、本当に今どこにどのような借地があり、年間どの程度のお金を払っているかというのを正直まだ全部把握しておりませんので、今後そのような借地、また借地料について調べていきたい、そして財政的なこともありますので、その点についてはよく検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） それでは、村田議員の再質疑にお答えを申し上げます。

土地借上料についてでございますが、先ほど町長からも答弁ございましたけれども、議員ご指摘のとおり試算する必要があるのではないか、また公共施設の見直し等にも関わるのではないかというご指摘ありましたけれども、議員ご指摘のとおり、施設の見直し等も関わってくるところでございます。例えばですけれども、施設の長寿命化ですか建て替えの際には、購入が妥当なのかどうかというところも含めて検討する必要があると思います。ただ、公共施設といつても、長瀬町、中央公民館をはじめ、幾つもございます。そうしたものを一括として考える必要が出てくると思いますが、令和5年度に公共施設のあり方検討委員会の案を上程させていただいて、ちょっとお認めいただけなかったという経緯もございますけれども、ただ公共施設を全体を考えた上で集約化とか、そういうものもあると思いますけれども、一つ一つではなく全体をまた見直すという点で、そういう観点での見直しが必要かなというふうには考えております。また、それと併せて土地借上料について購入が妥当なのか、それとも借り上げを継続することが妥当なのか、こういったところも併せて検討していく必要があるかと思いますので、進めていきたいと思っております。

また、借上料の契約金額についてなのですけれども、先ほどお答えさせていただきましたが、こちらは各課でそれぞれ事業内容に応じて契約を結んでいる状況です。財政サイドとしましては、その内容ですとか金額が適切なものになっているのかということについては、次年度の予算を査定する際に確認をしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員の再質疑にお答えいたします。

指導という言葉が上から目線だということなのですけれども、そういうつもりで変えたつもりは一切ございません。指導という中に、手帳を取った後のサービスの利用とか、あとは事業所につないだりということもございますので、担当者のほうから適切なアドバイスをするという意味も含めて、指導という言葉にしております。アドバイスと言ってしまいますが、行政のほうでこういった手帳の取り方とか、かなり細かい内容まで踏み込んで打合せをしたり、アドバイスをしたりすることもございますので、指導という言葉が適切かなと思って使っておりますので、ご了解いただければと思います。

○議長（関口雅敬君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 村田議員の再々質疑についてお答えいたします。

ふれ愛ベースの夜間の開放についてということでございますが、夜間もし貸出しをしたとなりますと、どういう世代の方がご利用されるのかなというふうに考えますと、子育て世代の方は夜間の利用というのあまり考えられないかなということと、シニア世代の方でも、年齢が大きい方はあまり夜間そういう活動はされないのでないかなというふうに考えます。そういう頻度と内容、あとは夜間となりますと人件費ということでなりますので、頻度、内容、人件費等を考えますと、現在のところそこまでのご利用はないのではないかというふうに考えますと、夜間の開放は現在は難しいかなということで、考えるのは難しいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、村田議員の再質疑についてお答えいたします。

まず、1つ目の行政報告書65ページの農業振興支援事業補助金について、これは町単独事業となっておりますので、区長会やホームページのほうで周知はしております。

もう一つ、次の新規就農総合支援事業費補助金なのですけれども、これについて町では広報ができておりますでした。農水省のホームページなどには掲載されている事業になっていまして、意欲ある方は、そういうところを自分で動いて情報収集をしております。この方も、自分で県などの支援を受ける中で情報を取っているという形になっていますので、自分で動かれている意欲のある方は、そういう方もいらっしゃいますので、町で今後広報するかについては、また検討したいと思います。

続いて、周遊観光促進事業のマーダーミステリーについてなのですけれども、町民が分かっていないがよいのかということなのですけれども、町としてはエックスで周知や記者発表もさせていただきました。そういうことをやっております。ですが、なかなかそれが広まっていないということであれば、こういった事業をやる場合には、またホームページなどの掲載は考えられるのかなと思います。これは県の補助かということなのですけれども、町単独の事業となっております。

以上であります。

○議長（関口雅敬君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 村田議員の再質疑にお答えさせていただきます。

町道幹線1号、5号線の除草についてなのですが、令和7年度予算では公園の除草業務を減額して、道路の除草業務料を増額させていただいているような状況ではございます。ただ、現状でも幹線5号線の除草には対応し切れていないというような状況は、こちらでも把握はしているところなのですが、なかなか回数は増やせないような状況ではございます。

そうは言いましても、来年度以降はそちらの全体の予算として必要なところに予算をつけて、不必要と

ということはないのですが、利用状況等を考えながら除草の回数等を見直すとか、全体として見て適切に対応できるように今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（関口雅敬君） 教育次長。

○教育次長（熊谷昌史君） それでは、村田議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

まず初めに、いじめ問題専門委員会の委嘱の状況でございますけれども、教育、法律、医療、心理、各分野から1名ずつ、計4名の委員の方を委嘱させていただいております。

また、アンケートの実施方法につきましては、また改めて学校長とも協議をさせていただきまして、実施方法を検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） すみません、先ほどの農業の関係の補助で1つ抜けがありましたので、回答させていただきます。

2つの補助をもらっている人が専業農家かということなのですけれども、兼業農家で。

〔「兼業」と言う人あり〕

○産業観光課長（常木真人君） 兼業でやっております。

以上でございます。

〔「場所は分かります」と言う人あり〕

○産業観光課長（常木真人君） 場所は中野上地区でやっております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、時間になったので、2点だけ。

1点については、しつこいようですが、指導という言葉は上から目線。仲介とかアドバイスとか、私はそういう言葉を考えていたのですけれども、アドバイスは確かに町がするあれではない。ただ、内容が内容だけに、障害者というふうなものに対して町が指導をするという文言の使い方、これ私はちょっと理解できないので、もう少しいい言葉を使っていただきたいなと思いますので、すぐ回答なくともいいですけれども、その点が1点。

あと、今の産業観光課の中野上でというふうなことですが、土地は自分で持っているのですか、当然持っていない、借りているとかそういうことですか。では、もっと周知のほう、町内の人でもできるような。これ付け加えますが、ホームページの書換えが遅い。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 村田議員の再々質疑にお答えいたします。

指導という言葉、もう言葉のこだわりというところになってくると思いますので、こちらとしても特にそこにこだわっているつもりはございません。ただ、アドバイスをするという言い方もあると思うのですが、そうした関わりよりももっと深く、サービスから何からいろいろな面を含めていろんなことを支援しておりますので、そこにまた適切な言葉があれば変える考えもございますし、ほかになければ同じように使っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、村田議員の再々質疑についてお答えいたします。

周知に関しては、またホームページ等などでさせていただきたいと思いますが、補助の内容によっては結構ハードルが高いというか、条件が厳しいものもありますので、そういうものの掲載については、また内部で調整して考えたいと思います。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後零時02分

再開 午後1時00分

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案に対する質問ありますか。

3番、近藤一美君。

○3番（近藤一美君） 決算書2ページ、不納欠損額、収入未済額の発生についてお聞きします。

これは、農業者の農地の雑種地化の一筆課税……

〔「6ページ」と言う人あり〕

○3番（近藤一美君） 決算書の2ページ。

○議長（関口雅敬君） 3番、近藤君はそのまま質問してください。

○3番（近藤一美君） 一筆課税によるものの未済額ではないのかなと思うのですが、いかがなものでしょうか。

農業者は、深刻な後継者不足と苛酷な労働により、新規就農者は皆無の状況です。担い手不足は食料難とつながります。危機的状況になっているのは、昨今のニュースのとおりです。私の会社では農業も扱っていますが、遊休農地の解消のため、農地を借用すると農地中間管理機構、いわゆる農地バンクにより行政指導がなされ、農地解消ができておりません。農地バンクは、農協と同じく農業のがんではないかと個人的には思っているところでございます。

続きまして、決算書46ページ、47ページ、財産管理費126万3,000円の減額について、需用費、工事費から48万4,000円も流用しております。なのに、不用額189万2,840円も出ております。これはどのようなことなのでしょうか。ちょっと会計原則に不具合なのではないかなと個人的に思っているのですが。

続きまして、決算書107ページ、負担金及び補助金のうちの記念事業実行委員会300万円でつくったガイドブックなのですが、長瀬何だっけな、このガイドブックなのですけれども、これにポットホール、甌穴が載っているのですが、この緑色のコースの下流コースですか、これに日本一のポットホールが載っていないのが残念なのですが。それに加えて、これは長瀬探索なので、横臥褶曲の菊水岩が載っていないのも残念なのですが、これはどういうことなのでしょうか。

それと、先日久しぶりに井戸に行ったので、オートキャンプ場というか、水管橋の下からポットホールをのぞこうかと思ったら、ゲートがありまして中に入れない状況なのですが、ここの町道は払い下げたのでしょうか。それとも、公有財産だから払い下げるには告示が必要なので、町民の方は誰でも知らないで

はいけないことなのではないのかなと思いますけれども。あと、岩田のキャンプ場も同じように、やはり河原に行けないのですけれども、これはどのような状況でこのようになっているのか、ちょっと知りたいので教えていただきたいのですけれども。

それと、これは名勝・天然記念物100年記念でできたのですけれども、今年は長瀬が日本百景に選ばれて100年なのですけれども、記念行事はやらないのでしょうか。

続きまして……

○議長（関口雅敬君） 近藤君に申し上げます。今は令和6年度の決算認定なので、今年の行事は質問は抜きにしてください。

○3番（近藤一美君） では、今のは取り下げます。

続きまして、決算書113ページなのですけれども、不用額1億6,309万8,130円、不用額は作為的に行われているのではないかなと思うのですけれども、どのようなものでしょうか、確かに次年度の予算に反映するには格好の財源だと思うのですけれども。

続きまして、高額不用額が多く、特別会計は見るに見かねないような感じを受けています。これはどういうことなのでしょうか。

続きまして、平成6年度行政報告書9ページなのですけれども、労働費について、農林水産業費ですか、見るに見かねないほど棒グラフが地面に低下しているのではないかというほど少ない状況になっております。農業というか、農は国の基であるのだから、このような予算であってはいけないのでないかと思います。苛酷な労働に見合うだけの予算を取ってもらいたいと。二、三十年前に直接支払いという制度があって、農家は幾らか潤った時期があったので、町でもそのようなことを検討していただきたいと思います。

また、財政力指数でいくと、教育費は全体予算の20%が健全だということを昔から聞いておりますが、13%では学校教育に、社会教育に支障を来すのではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

決算書101ページ、中学校費、学校管理費、需用費のうちの医薬材料費2,277円、こんな少ないお金では風邪薬ぐらいしか買えないで、中学校の活発な運動をする盛りの生徒たちが擦り傷や切り傷するのは当たり前なのに、赤チンすら買えないのではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

健全な予算がなされていないから、このような割り付け予算でいくから必要なところに必要な金が行かないのではないかと思うのでしょうか。

続きまして、決算書116ページ、不納欠損額31万1,000円、収入未済額1,425万3,168円、誰がどのように滞納しているのか、どのような状況を知りたいのですが、個人情報もあるので、何人ぐらいでどのくらいの平均で納めていないのか。また、収納というか、滞納整理の専用職員が長瀬町にはいないのではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。扶助費というのがあって、生活に困っている人があれば、このようなものは減額できるのではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

行政報告書7ページ見てください。町予算の約60%が交付税、交付金、支出金となっております。いわゆるもう限界の町ではないのでしょうか、町長。

観光客が300万人も来るということですので、村田議員が法定外目的税でも設ければどうかということだったのですが、目的税として名勝・天然記念物「長瀬」、または埼玉県立長瀬自然公園の入場料として100円取ったとしても、3億円の税収が上がるという単純計算となっております。目的外税についてはちょっと入っていないので、この辺にしておきます。

それと、付け加えますが、行政報告書には延べ数が入っているのですが、実体の実数というか、個体数

が入っていないので、入れていただきたいと思います。

あと、個人的なのですが、ちょっとそれてしまうのですけれども、第二小学校の140号側の看板はいつ外すのでしょうか。それと、北桜通りのツツジはいつ咲くのですか、一度も見たことがないのですが。

子育て対策はいいのですが、今危機的状況の人口減は、生まれてくる子供です。続いて、少ない人口は若者たちです。若者たちの住める環境にある長瀬町にしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（関口雅敬君）では、町長。

○町長（鈴木日出男君）では、近藤議員の質疑についてお答えします。

1つ、昨日もちょっと一般質問でも出ました法定外目的税について、どのような対応をしているかということあります。昨日は5番議員のほうへ答弁をしましたが、今後も、いろいろな税があるということが分かりました。今後前向きに検討していきたい、そのように思います。

○議長（関口雅敬君）では、税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君）近藤議員の質疑にお答えいたします。

決算書2ページの町税関係ということでございますが、農地ということでございましたので、固定資産税関係についてご説明したのでよろしいですか。令和6年度の固定資産税の収納状況につきましては、現年課税分の調定に対する収入済額の収納率は99.30%でございました。固定資産税につきましては、1月1日時点の土地や家屋、償却資産の所有者に課税がされ、納期限が定められております。滞納の要因といったしましては、コロナ禍以降収入が減った方ですとか、法人の収益が上がらずに納税が困難な場合など、農業者に限らず個々の事情から滞納になる場合がございます。

町といたしましては、期限までに納税が困難な方につきましては、早期の滞納解消に向けて納税相談を受けていただきますように催告書等にも記載をしております。納税相談を受けずに滞納が続く場合は、財産等の調査を行いまして、差押えが可能な財産を発見した場合は、差押え等も行っております。

なお、畠の税額につきましては、適正管理を行って畠として管理していただくことで固定資産税が低くなっています。適正管理がなされていない場合につきましては、畠として認められない場合がございますので、ご理解を賜りたいと存じます。町としましては、引き続き適正な課税と公平な徴収に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（関口雅敬君）企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君）それでは、近藤議員のご質疑にお答え申し上げます。

決算書46、47ページの第6目財産管理費の補正予算額126万3,000円の減額、こちらについては需用費に計上しておりました光熱水費及び使用料及び賃借料に計上しております複合機のリース料が、当初予算に対して不用額が発生すると見込まれましたので、その分を減額補正させていただいたものになります。

続いて、財産管理費の第10節需用費に生じている不用額についてでございますけれども、こちら先ほど光熱水費を補正予算額で減額したというふうに申し上げましたけれども、これについては年度末の支払い分を見込んだ上での減額補正しております。その減額補正の後、年度末の支払いを完了させた結果、余った分ということで、不用額が65万5,709円という形で光熱水費、この一部不用額ということに入っておりますので、ご理解いただければと思います。

そして、113ページの不用額に関するご質疑でございますけれども、こちらは各事業における歳入歳出

を見込んだ結果、不用となっている額でございます。意図的に残しているものではないというふうに考えております。また、決算額及び不用額につきましては、その次の年度の予算の査定の参考とさせていただいているので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） では、教育次長。

○教育次長（熊谷昌史君） それでは、近藤議員の教育委員会関係の決算の質疑についてお答えをいたします。

まず1点目、長瀬探索ガイドのマップのところにポットホールがないというお話だったかと思います。こちら、昨年度100周年記念ということで発行させていただいた長瀬探索ガイドの長瀬周遊時の見どころマップのことをおっしゃっているかと思います。こちらに、ポットホールと菊水岩が掲載されていないというご指摘だったかと思います。こちらにつきましては、まずポットホールのほうなのですけれども、こちら歩いていけるところをマップに落とすということを目的としておったわけですけれども、ポットホールについてはちょっとアクセスに問題があるということで、掲載を見送ったというものであるとお聞きしております。

また、菊水岩なのですけれども、これ今回こちらの探索ガイドのほうには名勝・天然記念物の指定100周年ということで作成をさせていただいた関係で、菊水岩は名勝・天然記念物の指定区域から外れるということでございまして、こちらも掲載を見送ったというふうに伺っているところでございます。

続いて、決算書の101ページだったでしょうか。中学校のほうの医薬材料費が2,277円しかないというような、少な過ぎるのではないかというようなご指摘だったかと思います。こちらは、例として風邪薬ぐらいしか買えないのではというお話をいただいたかと思うのですけれども、そういう風邪薬とかの購入とかではなくて、例えだけがしたときの消毒薬ですとか、ばんそうこうですとか包帯とか、そういうものの購入させていただく費用となっておりまして、特に学校のほうからも不足しているというお話はお伺いしていないので、問題ないかなというふうに考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、近藤議員の質疑についてお答えさせていただきたいと思います。

行政報告書9ページの農林水産業費が少ないということでございますが、現在の長瀬町の農業の状況を見ますと、農業者が少ない現況であり、この状態で予算を上げることは難しい現状ではないかと思います。ただし、意欲がある方がいらっしゃれば、対象となる補助等があるかもしれませんので、ご相談をいただければ県などへついでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 近藤議員の質疑にお答えさせていただきます。

町道を払い下げているのかという質疑があったかと思いますが、令和6年度は町道の廃止等は行っておりません。

また、北桜通りのツツジはいつ咲くのかということでございますが、北桜通りにつきましては、除草業務の中で植樹帯の剪定等も行っております。すみません、私のほうも花が咲いているかどうかというのは確認できておりませんので、その点についてはちょっとお答えできないのですが、よろしくお願ひいたし

ます。

○議長（関口雅敬君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 先ほど答弁の中で答弁漏れがございましたので、お答えをさせていただきます。

決算書46、47ページ、第6目財産管理費、第10節需用費の工事請負費からの流用48万4,000円のご質問に答弁漏れておりましたので、お答えをさせていただきます。こちらですけれども、予算の内容が庁舎の非常用バッテリー交換業務ということで、最初こちら業務内容から工事請負費に計上しておったのですけれども、今年度実際に執行するに当たり、業務内容の詳細を確認したところ、需用費における施設修繕費が適切と判断しましたので、事業予算全額を流用させていただいたものになります。適切な細節から予算を執行するという点で、予算執行前に判明した事象でございますので、こちら流用対応は問題がなかったというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 稅務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） 近藤議員の質疑にお答えさせていただきます。

私のほうでも、先ほど国保税の関係でお尋ねがありました件につきまして漏らしてしまいましたので、お答えさせていただきたいと思います。決算書の115、116ページの国保税に関してでございます。こちらにつきましては、令和6年度の決算におきまして不納欠損額31万1,000円ほど出ております。国保税につきましても、他の税目と同様に納税折衝や財産調査等を行っております。

今回の不納欠損につきましては、生活困窮等認められる方や財産がない方等につきまして、法に基づく欠損処分を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） ほかに質疑はありますか。近藤君はもういいですか。

では、ほかに質疑がある方。

1番、中川博介君。

○1番（中川博介君） まず、全体的な話でなのですけれども、こっちとこっちですごい、初めて、私もこの間議員になったばかりで、見方が悪いのだから分からないですけれども、非常に分かりづらいです、これ。収入と支出がばらばらになるのはしようがないのですけれども、これをどうにか何かひもづけてもらえないのかなというところと、こっちの行政報告書も、これに幾ら使いましたって書いてあるのだったら、これは決算書の何ページですか、予算書のときの何ページですか書いてもらえると非常に分かりやすいのかなと思うので、それを誰に聞いたらいいのか分からぬのですけれども、やっていただきたいので、対応いただけるのか質問します。

あと、行政報告書の23ページなのですけれども、移住プロモーション事業ということなのですけれども、前から結構長瀬に移住してくださいなんてホームページなんかでも結構あるのですけれども、では果たして移住したいという人が住むところあるのですかという話を伺いたいのです。地域おこしの協力隊のみんなも、結局アパートに住んでいるわけなのですけれども、長瀬に移住したいという人は田舎を求めて、田舎で庭があって犬飼ってとかということを考えて大体移住したいなと思うと思うのですけれども、みんなアパートに住んでしまって、犬も猫も飼えるような状況ではないと思うのですけれども。私自身も次男坊なので、家出でいかなくてはずっと探していたのですけれども、何年も何年も探して、すごい親切な不

動産屋さんが、あの家、あの家、あの家って俺が言うと全部持ち主に当たってくれて、売ってくれませんかって聞いてくれたのです。それでも、皆さんどうしても売ってくれない人が多くて、大体六、七年は探しして、やっと商工会の関係のつながりの先輩から、あの家売るみたいよって教えてもらって、7年も8年もかかるてやっと家が、中古の家なのですけれども、手に入った状態なのです。土地自体も、そういう売買ってなかなか行われていないと思うし、ホームページとかいろいろ見ても、土地売っていてもめちゃくちゃ高かったりして、移住してくださいと言っている割には、移住できるような環境ではないと思うので、その辺どう考えてこういうプロモーションしているのかを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（関口雅敬君） では、答弁お願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） それでは、中川議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、行政報告書につきましては企画財政課のほうで作成をしているのですけれども、分かりにくいというご意見いただきましたので、ちょっと作成については今後工夫について検討してまいりたいと思います。

続いて、決算書23ページ、移住プロモーション事業に関連しまして、住むところが紹介できるような場所がないのではないかというようなご質疑だったかと思いますけれども、こちら町のほうでも、全てのアパートですか、あとは空いている遊休地ですか、あるいは空き地とかを全て把握するというのはなかなか難しいところではあると思います。ですが、個別に相談いただいた際には、役場職員のほうで把握しているようなアパートですか、そういうところをなるべくご紹介できるように努力をしているところでございます。

また、空き家につきましては、なるべく持ち主の方に空き家バンクに登録していただけるよう、固定資産税の納税通知書ですか、そういうものにちびく空き家バンクへの登録をお願いさせていただく通知を同封してお送りしておりますので、そういう工夫を続けているところでございます。

○議長（関口雅敬君） 1番、中川博介君。

○1番（中川博介君） 空き家バンクに登録してくださいと言うだけでは、空き家バンクもめったに、私もちょくちょく見ていましたのですけれども、まずたまに1件出てきたら即売れてという状態なのです。とてもないのに、移住してください、移住してくださいと言っても、住むところないじゃんというところなので、それだけではまだまだ全然足りないと思うので、それでこうに移住プロモーションやりましたと言われても、住むところないのに何をやったのですかって話になってしまいますので、もっと幅を広げてやっていただければと思います。

以上です。

〔「質問は」と言う人あり〕

○1番（中川博介君） では、ほかにはどのようなやり方があるのか。ただの空き家バンク紹介します。今もおっしゃっていましたけれども、アパートを求めてくる人なかなかいないと思いますので、ほかにどういうやり方があるのか質問いたします。

○議長（関口雅敬君） 企財課長、大丈夫。もしあれだったら、決算に關係なければ整理するけれども、何か答えある。

では、企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） それでは、中川議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

移住プロモーションを推進しても、確かに住む場所をなかなか紹介できないというのは、町のほうでも認識している課題ではございます。今年度の新規事業として、長瀬で「そだてる・くらす・はたらく」魅力発信プロジェクトということで、長瀬町の子育て支援ですとか、教育施策ですとかそういった、あとは企業誘致、あとは移住定住に関する情報をまとめた資料を作成し、今後企業の業界団体ですとか、あるいは移住定住を行う、このプロモーションを行うような場での広報というものを開始していきたいと思っているところでございますけれども、そこもなかなか紹介している内容としましては、町営住宅のご紹介ですか、あとは定住取得奨励補助金の内容というふうにとどまっているところが現状ではございます。

ご指摘いただきました、アパートをはじめとした住む場所をどうやって探して紹介していくのかということについては、町のほうでも認識している課題でございますので、今後こちら検討を進めてまいりたいと存じます。

○議長（関口雅敬君） ほかに質疑はありますか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、二、三ちょっと質問したいと思います。

まず、71ページ、環境美化推進協議会の委託料の190万なのですけれども、昔ほら缶だとか何かってやっていましたけれども、今はこれは所属が委託料って書いてあるので、どこの観光協会にやっているのか、シルバーにやっているのだが、そのところの委託先を聞きたいと思います。

それから、次に学習総合支援員報酬と141万あるのですけれども、それについては1人なのか2人なのか、そのところを聞きたいと思います。

それから、97ページの小学校スクールバス運行業務委託料1,386万円取ってあるのですけれども、ちょっと上長瀬とか、それからあと矢那瀬のほうからということもあるのですけれども、この金額が少し多いから、これを1か月にすると随分多いから、そのところは運営が上手にいっていればそれでいいのですけれども、朝だとか帰りという時間帯とか何かについては検討したことがあるのですか、そのところをお聞きしたいと思います。

それから、107ページの一番上の使用料及び賃借料で、遺跡試掘調査用重機借上料で13万2,000円で、すごく金額少ないのですけれども、私はこれは、これから多分するとは思うのですけれども、その場所が上がっていて、どこの場所だとか何かってあるので、その場所が聞きたい。これから実施したいと思う場所を聞きたいと思います。

それから、また学校給食、すみません、教育委員会ばかりで。学校給食費の109ページです。会計年度任用職員というので、いろいろ職員手当とか給料なんかもあるのですけれども、学校給食は栄養士さんで、あとは働いている方が全部臨時とか何かというのでなっていますので、ずっと月曜から金曜日までやっているのではなくて、ローテーションを組んでやっているということも聞いてあるのですけれども、そうしますとローテーションで組んである方の延べ人数が聞きたいと思います。

それから、27ページです。26ページ、スマート手続き（書かない窓口）推進事業というので書いてあるのですけれども、これが173万8,000円なのですけれども、この書かない窓口、今やっているかどうか分からぬのですけれども、これからやるのかもあれだけれども、何人利用があったか、それを聞きたいと思います。

それから、今いつでも考えているのです。65ページの農業振興事業の実施状況ですけれども、これにつ

いてはすごく、この前のときも聞いたけれども、どこの農業の方に渡してありますかとかと聞いても、それは機密だから言いませんということなので、そのところ後でいいのですけれども、誰がどこでって中野上だとか袋区だとかって、そういうことで誰に補助金出しているのかということを聞きたいと思います。

それから、71ページの観光アドバイザー業務委託で219万4,200円ですけれども、これは1人なのでしょうか、何人なのでしょうか、そこをお聞きしたいと思います。

それから、90ページです。公民館のCDの貸出しと利用者数が、利用者数が年間4人なのです。スマホでやるから利用がないかとも思うのですけれども、CDの貸出枚数が11枚ってことになっているのですけれども、そうなってくると新しいのは今買いませんよね。買わなくって、それでやっているかと思うのですけれども、そのところ利用実数が4人なのですけれども、このCDの貸出枚数とかというのと、あとだからCDの貸出しの枚数の、何冊ではないけれども、貸出し枚数が幾らぐらい、今200枚ぐらいあるのかな、どうかなって、そこをお聞きしたいと思います。

以上です。すみません、お願いします。

○議長（関口雅敬君）　たくさんありがとうございました。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君）　それでは、大島議員の質疑について、企画財政課関連の質疑についてお答えをさせていただきます。

企画財政課関連ですと、書かない窓口の利用状況についてご質問いただいたかと思いますけれども、書かない窓口は令和7年1月より設置して運用を開始しております。令和7年設置から3月末時点では利用件数が102件の利用となっております。対象となる業務総数が1,491件に対しての102件の利用となっております。

こちら事業費の半分をデジタル田園都市国家構想推進交付金という国の交付金を充当しております。そういうた国の交付金を充てている関係もございますので、これから利用件数をもっともっと高めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（関口雅敬君）　産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君）　それでは、大島議員の質疑についてお答えいたします。

行政報告書65ページの農業振興事業関係の補助について、誰がどこでやっているかということなのですけれども、これ産地パワーアップ事業やシャインと輝く果樹産地育成事業など、いろいろメニューがありまして、これについて秩父郡の長瀬町以外でもらっている市町に状況を聞いたのですけれども、やはり個人情報の関係がありますので、議場では答えていないという形でありますので、それはご理解いただければと思います。

続いて、71ページの観光アドバイザーの人数なのですけれども、これは1名に委託して行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　教育次長。

○教育次長（熊谷昌史君）　それでは、大島議員の教育委員会の決算の関係の質疑にお答えをさせていただきます。

まず初めに、学習総合支援員何人かというご質疑だったかと思います。こちらは、令和6年度は1名でございました。

続きまして、スクールバスの関係のお話だったかと思います。スクールバスにつきましては、一月当たり105万円の消費税で12か月という委託をしておりまして、長期継続契約60か月を締結させていただいて運行をいただいているとあります。現在は、運転手を除き28名の車両2台と、あとドライバーさんお二人という形で委託をさせていただいているところでございます。

続きまして、遺跡の試掘調査の借上料ということでございました。こちら昨年度は試掘件数3件ということで、この金額ということで借り上げをさせていただいた実施していただいたという形になります。

続きまして、給食センターの職員、調理員の数でございますけれども、昨年度は10名でローテーションを組んで、10名で対応させていただいたところでございます。

続いて、公民館のCDの枚数、ちょっとおおむねで大変申し訳ないのですけれども、おおむね2,000枚ということで把握しております。

[「今までの捨てないであるの」と言う人あり]

○教育次長（熊谷昌史君）　はい、取ってあります。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君）　それでは、大島議員の町民課関係のご質疑にお答えさせていただきます。

まず、決算書の71ページの環境美化の業務委託料190万円の件なのですけれども、併せて行政報告書の51ページの上段を御覧いただきたいと思います。一番上の（2）の散乱ごみ・不法投棄対策ということで、岩畳周辺及び町道、林道沿いでごみの散乱が激しい場所の清掃ですとか撤去を行うとともに、不法投棄のパトロールを行ったものを長瀬町シルバーパークセンターのほうに業務委託しているところでございます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　ほかに。

では、9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君）　昨年ですか、名勝・天然記念物「長瀬」の100周年事業が盛大に行われて、大変すばらしいものだったのでありますけれども、この報告書を見ますと、300万円渡しきりの状態になっているのですけれども、これの内訳についてもう少し詳しく聞かせていただきたいと思います。

それから、町有財産の使用といいますか、土地の利用等につきまして、先ほどからちょっと話題になっていますけれども、長瀬宝登山道の大体上ったところに有隣倶楽部が左側にあり、その右側に民家があつたりしているのですけれども、あそこに最近といいますか、2年ぐらい前からラーメン屋ができまして、あそこの前の町道部分だと思うのですけれども、駐車場になっていて、お尻が、いわゆる側溝より少しはみ出して、差し支えはないのですけれども、一応駐車場として利用されている状況であります。ですから、ああいうものについてもやはり指導して、その地域の近くの駐車場を利用してもらうとか何かで、あれは何のためのバス停であるのか分かりませんけれども、取りあえず駐車スペースが、道が広くなっていますけれども、ここをうまくラーメンを食べるお客様が利用していると。そこもやっぱり財産管理で少し……

○議長（関口雅敬君）　新井君に申し上げます。何ページですか、決算ですよ。何ページの。

○9番（新井利朗君） 何ページというか、今町道に関して利用されているけれども、そのところから収入を得ていないというふうに見えるので、そのことについて聞いています。だから、道路管理の中での駐車代といいますか、そういうふうなものが幾らかもらえるのではないかということと、あと5番議員が質問しましたが、町民プールのところにも、あれは借りて9万7,000円ですか、払っているところありますけれども、あそここのところには當時的に、日中車が1台ないし2台止まっているのを見受けます。ですから、多分あそこに置いて電車を使って出勤しているのかどうかという部分もあって、町民に便利を来しているという開放部分な感じもしなくはないのですけれども、ああいうものにつきましても一つの管理として、少しここは町でも借りているところだから遠慮してもらいたいとか、また幾らか払ってもらいたいとかという指導もできるのではないかということで、それは決算111ページの町民プールの項目のところでしたけれども、そういうふうなこともできるのではないかと。とにかく無断駐車だと思うのですけれども、それがずっと恒久的に、もう半年ぐらいは続いているのを見受けています。そういうので、対処、町民財産を管理するというか、そういう点で行動してもらえた大事かなと思いました。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 新井議員の質疑にお答えさせていただきます。

宝登山山道の町道の部分が駐車場となっているというようなご意見をいただきましたので、ちょっと現状、状況を把握できておりませんので、状況のほうを調査させていただいて、対応等考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 教育次長。

○教育次長（熊谷昌史君） それでは、新井議員の教育委員会関係の決算の質疑についてお答えをさせていただきます。

内容は、決算書の107ページの名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念事業実行委員会補助金の300万の使い道という形だったかと思います。300万円のうち200万円につきましては、12月7日に開催いたしました記念式典と記念冊子「長瀬探索ガイド」の作成費に充ててございます。こちら200万以上に実行委員会のほうで使われたということで、町から出す補助金としては200万を上限という形でございましたので、その財源として支出をしてございます。なお、町が交付した補助金の200万全額を一般財団法人自治総合センターの令和6年度コミュニティ助成金を活用させていただいているところでございます。

また、300万のうち100万円につきましては、9月15日に開催したながとろ水まつりの費用として交付をされたということで確認が取れてございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（関口雅敬君） ほかに質疑はありますか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 先ほど町民プールのところの駐車状態のものについての管理といいますか、町が借り上げているところに車が止められているということについての対応はどちらで。

○議長（関口雅敬君） 教育次長。

○教育次長（熊谷昌史君） 新井議員の再質疑にお答えさせていただきたいと思います。

町民プールのところの駐車場に車が止まっているというお話をしました。私のほうでも改めて状態を確認さ

せていただきまして、対応させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（関口雅敬君） では、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第38号 令和6年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 決算書、それから行政報告書、自分なりに見させていただきました。答弁の中でもいただきましたけれども、総務費比率が高くなっている。また性質別支出、これは人件費高騰、それから職員の給与の改定という現状があろうかと思いますが、ここ4年間人件費比率が上昇していると。なお、教育の構成比が7.7%と低過ぎる。今後増え続けると思われる社会保障費など、事業費の拠出額を圧迫した決算ではないかと思います。さらに、不用額が3,700万円増加して4.1%上昇、予算見積りが甘かったのではないかということが感じられます。

事業内容については、各課での見直しや効果の検証による無理、無駄を省く予算執行が抑制されていたのかどうか疑問に思われるところがあります。例年どおりの既得権的事業が見られ、この決算状況では、町民の共有認識を得られないのではないかと判断し、反対の立場を表明しますので、議員各位におかれましては、熟慮して判断していただけたらと思います。

以上です。

○議長（関口雅敬君） ほかに討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（関口雅敬君） 賛成討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号 令和6年度長瀬町一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（関口雅敬君） 起立多数。

よって、議案第38号は原案のとおり認定いたしました。

これより議案第39号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号 令和6年度長瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり認定されました。

これより議案第40号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号 令和6年度長瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり認定されました。

これより議案第41号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号 令和6年度長瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時15分

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



#### ◎議案第42号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 日程第5、議案第42号 令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を議題とい

いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 議案第42号 令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,501万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を42億3,367万1,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（関口雅敬君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 議案第42号 令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回1億1,501万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を42億3,367万1,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の10、11ページを御覧ください。まず、歳入の補正の主なものについてご説明いたします。第10款地方特例交付金、第1項地方特例交付金、第1目地方特例交付金、補正額1,896万7,000円の減及び第11款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税、補正額3億2,799万3,000円の増は、それぞれ交付額が確定したことに伴い補正するものでございます。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、補正額241万5,000円は、障害者自立支援医療制度の対象である更生医療受給者の医療費が増加したことに伴い、確定額が増加したものでございます。

第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金、補正額1,063万3,000円のうち986万4,000円は、物価高騰に伴う低所得者支援及び定額減税補足給付（不足額給付）事業に伴う経費について、物価高対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するため、増額するものでございます。

第3項国庫委託金、第1目総務費国庫委託金、補正額1,000万円は、総務省が実施するふるさとミライカレッジモデル実証事業へ応募した結果、不採択となったことから国庫補助の見込みがなくなったため、第1号補正予算で計上した1,000万円全額を減額するものでございます。

10ページから13ページを御覧ください。第16款県支出金、第2項県補助金、第3目衛生費県補助金、補正額123万7,000円は、県のネイチャー・ポジティブ推進事業を活用して、クビアカツヤカミキリ駆除事業を実施することに伴い、増額するものでございます。

第6目教育費県補助金、補正額47万9,000円は、県のわがまち防犯対策推進事業を活用して、長瀬第一小学校及び長瀬中学校に防犯カメラを設置することに伴い、増額するものでございます。

第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額2億5,388万1,000円の減額及び第2目減債基金繰入金7,000万円の減額は、今回の補正において地方交付税の増額等により歳入が歳出を上回ったことに伴い、各基金に繰り戻すものでございます。

続きまして、歳出の補正の主なものにつきましてご説明いたします。14、15ページを御覧ください。第

2款総務費、第1項総務管理費、第11目減債基金費、補正額7,911万9,000円は、令和6年度決算が確定したことによる繰越金や地方交付税等の増額に伴い、積立金を増額するものでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費、補正額1,000万円は、ふるさとミライカレッジモデル実証事業不採択の結果を受け、国庫補助の見込みがなくなり全額一般財源による事業実施が困難となったことから、第1号補正予算で計上した1,000万円全額を減額するものでございます。

第3項徴稅費、第2目賦課徴収費、補正額986万4,000円のうち968万5,000円は、令和6年分の確定申告等により実際の所得額及び定額減税の実績額等が確定したことで調整給付金の支給対象者が確定し、既に支給した調整給付金に対して不足する分を追加支給するため、増額するものでございます。

第4項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費、補正額76万9,000円のうち68万2,000円は、新たに戸籍の氏名に振り仮名が記載されるに当たり、長瀬町に本籍があり、通知した振り仮名に対して届出がなかった方の振り仮名を職権で一括登録するため、戸籍情報システムを改修することに伴い、増額するものでございます。

14ページから17ページを御覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額617万8,000円のうち344万5,000円は、自治体と医療機関・薬局をつなぐ情報連携基盤、通称PMHと連携し、更生医療費助成等の受給資格情報を医療機関や薬局からマイナンバーカードで確認可能な情報連携システムを整備するため、国庫補助金を活用しシステム改修費として増額するものでございます。

第3目社会保険費、第12節委託料159万5,000円のうち137万5,000円は、先ほどの社会福祉総務費の補正と同様PMHと連携し、こども医療費助成等の受給資格者情報を医療機関や薬局からマイナンバーカードで確認可能な情報連携システムを整備するため、国庫補助金を活用し、システム改修費として増額するものでございます。

14ページから19ページを御覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費及び第2項児童福祉費並びに第4款衛生費、第4項公衆衛生費の各目の説明欄に返還金と記載させていただいているものは、令和6年度決算が確定いたしましたので、各事業における国及び県への補助金や負担金等を返還するものでございます。また、繰出金と記載させていただいているものは、特別会計の令和6年度決算が確定いたしましたので、一般会計からの繰出金を増額または減額するものでございます。

16ページから19ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費、補正額247万6,000円は、クビアカツヤカミキリによる被害樹木に対して必要な薬剤等を購入して駆除するとともに、被害拡大を防止するために被害樹木の伐倒処分を行うため、増額するものでございます。

第8款土木費、第1項道路橋梁費、第2目道路維持費、補正額48万6,000円は、行政区の町道における自発的な除雪作業の推進を目的として、行政区に対する除雪費用等の補助を新たに開始するため、増額するものでございます。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費の補正額128万円のうち95万9,000円は、近年増加する学校校舎への侵入事案等の増加を受け、学校が児童生徒にとって安全な場所となるよう、防犯カメラを長瀬第一小学校及び長瀬中学校に設置するため、増額するものでございます。

20、21ページを御覧ください。第5項社会教育費、第2目公民館費、補正額54万2,000円は、中央公民館の身体障害者用トイレの自動ドアに不具合が発生し、トイレ内部からドアを開くことができなくなる事が生じていることから、自動ドアを更新するため、増額するものでございます。

以上で議案第42号 令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、15ページ、まず減債基金積立金7,911万9,000円ですか、これ減債基金のほうに積み立てるというふうなことなのですけれども、減債基金今10億ぐらいだったと思うのです、現在高が。これ積み立てるよりも、返済してしまったほうがいいのではないかなどと思うのですけれども、利子がついていくわけだから、これだけ積み立てないで、そっくり償還に充ててしまうほうがいいのではないかなどと思うので、まずその点が1点。

次、ふるさとミライカレッジ実証事業委託料、これ認められなかった理由。残念なことなのですけれども、新たな事業として6月ですか、補正で出てきたのですけれども、何で認められなかったのかなど。例えば総務省のほうで、いや、長瀬町さんはこういうことで駄目だったというようなことがあるのなら、その理由についてお願ひします。

あと、19ページ、町道除雪作業補助金、これは多分町民とか各区に対して補助金を出すのだと思うのです。では、具体的なことで1つ、野上駅から線路沿いに第一小学校まで通学路があります。そこは、除雪車が入る対象になっていないのです。私なんかあの近くには住んでいないのだけれども、場合によってはもう高齢者ばかりなので、向こうに雪かきに行くことあるのです。このところ、あまり雪かきするほど降っていないので助かるのですけれども、以前見直しをするというので、区長さんが役場のほうに要望を出したのだけれども、そこは雪の捨て場がないと、要するに入っても捨てられないと、だから該当しないのだということで駄目だというようなことになっているのです。だから、そうなると例えばそれを人力でやると、そういうことに対してこの補助金が出るのかなと。そうなると、うちのところだけではないですよね、いっぱいそういうところが出てくると思うのです。だから、それどういう形でやるのかなということ。それに、除雪機が以前各行政区に配付されました。2回やったと思うのですけれども、その雪かき機、除雪機というのかな、うちの区なんかでは、区長さんが回り持ちでそれを維持するということで回っていたのですけれども、もうこのところ使わないので、区長さんではないのだけれども、ある1軒の家に物置があるので、そこに置いていると、置き放しだと。以前かかるのかどうかというので、幾人かでそれやったのですけれども、なかなかからなかったのだけれども、ガソリン抜いてやったと、それで何とか動いたと。動いて、そこに持っていたのだけれども、それ以来誰も触っていないと。では、そういうのはもう区にやったのだから、区で管理してくださいねという話だったのですけれども、そういうための補助金なのかな、ちょっと48万円だと額が多いか少ないかは別として、各行政区に行ったらどうに分配するのかなというのが非常に分かりにくいので、今のところの計画についてお伺いします。

○議長（関口雅敬君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） それでは、村田議員のご質疑にお答えを申し上げます。

まず、減債基金積立金に関するご質疑でございますけれども、こちらは積立金の内容としましては、地方財政法に基づき決算剰余金の2分の1を下らない金額を財政調整基金に積み立てることという法に基づいて積み立てる金額でございまして、こちらは県の市町村課にも確認しておりますので、減債基金のほうに積み立ててもよいというふうになっておりますので、この金額を減債基金のほうに積み立てているものでございます。

続いて、ふるさとミライカレッジモデル実証事業が採択に至らなかった理由ということでございますけれども、こちら不採択の理由については、総務省のほうから理由が提示されておりませんので、ちょっと

その詳細な理由については町では把握はできておりませんが、採択事業との差というのを分析してみたところ、強いて挙げるとするならば、今回は大学生と協働しての活動というのがプロジェクトの趣旨でございましたけれども、大学生の活動となる拠点ですとか、あとは学生と地域が交流できる拠点を整備するという点が、申請書の文面によるところもありますけれども、少し弱かったのではないかなどと考えるところではあります。

なお、関東地方の1都6県の自治体は、どうやら採択されていないようでございます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 村田議員の質疑に対しましてお答えのほうをさせていただきたいと思います。

今回補正予算のほうに計上させていただきました町道等除雪作業補助金の内容についてでございますが、現状の町道の除雪につきましては、町内業者6者と委託契約のほうをさせていただきまして、10センチ以上の積雪が見込まれた際には、各担当ルートの除雪を行っていただいているります。

現状の除雪ルートにつきましては、議員おっしゃるように全てできるような状態ではございませんでし、通行車両や歩行者の交通量等を加味しまして、主に幹線道路ですとか通学路指定されている除雪機を入れるような道路を優先的に除雪をしてございます。その他の生活道路全てを除雪路線に加え追加することは、現状困難な状態であります。地域住民の方からの除雪のルートの追加要望にも応え切れていないような状況がございます。

除雪ルートになっていない道路の除雪につきましては、地域によっては地元の除雪ができる重機を持っている方に依頼をしていただいたり、行政区で所有しています除雪機により除雪を行っていただいたり、場所によっては除雪を行わないなど、様々な対応となっている現状であるかと思います。

そこで、建設課のほうといたしましても、秩父郡市内の市町の状況ですとかを聞き取りのほうさせていただきまして、町内全行政区を対象とした自発的な除雪作業に対する補助金を支給したいということで、今回計上させていただいております。具体的な補助金の内容についてでございますが、補正予算のほうをお認めいただいた後に要綱等を定めさせていただく予定ではございますが、現状建設課のほうで考えている内容につきましては、支給対象といたしまして3つの要件を満たす除雪作業が対象とさせていただきたいと考えております。

まず、3つのうちの1点目が公道、町道ですとか認定外道路ですとか、そういった公道の除雪であること、2点目が行政区が自ら、または事業者に要請して実施する手作業の除雪、もしくは建設機械等による除雪であること、3点目が積雪量がおおむね10センチ以上の降雪に伴う除雪であるとともに、除雪をしていただく延長がおおむね50メートル以上であることを支給の対象と考えております。補助金額につきましては、1降雪時につき1万8,000円を予定しております。交付回数につきましては、1降雪時につき1回とさせていただいているります。

補正予算額につきましては、1降雪で27行政区の金額を見込ませていただきまして、48万6,000円を要求させていただいている状況でございます。

簡単ですが、以上で補助金の概要の説明になります。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは再度、ふるさとミライカレッジは、残念ながら駄目だったというふうなことで、とにかく若い人が入ってくるというような事業だったと思うので、またぜひそういう機会があった

らうまい企画を出して、総務省に認められるようなことでやっていただけたらと思います。

除雪については、内容は分かったのですけれども、こうなると1行政区に1万8,000円やりますよというような形になるのかなと思うのですが、そうなると、例えばどの行政区も多分そんなことで、人力でやったりしていると思うのです。うちのほうは、とにかく野上駅から松竹庵というお店さんがあったのだけれども、あそこの間はかなりあるのです。あそこのところを、場合によっては建設業者さんがこれ持っているので、ボランティアでやってくれたり、年寄り連中が出てやっとこさつとやっているのですが、もうとにかく通学路であるというふうなことで、そういうのを優先していいのかどうか分からぬけれども、そんなことがあるのか、それだと不平等になるので、やはり1行政区これだけという形が基本になつているのか、一応もう一回そこをお願いします。

さっき言い忘れたのですけれども、クビアカツヤカミキリについては、これ委託となつてるので、伐倒処分の業務委託だから、例えば個人の家でもこのカミキリが発生して、それが増えていくという可能性もあるわけですけれども、そういうのを例えれば消毒したいとか、切りたいとかいうのは、これ全く該当しないわけですよね、当然個人の家は無理だと思うので。では、そのところについてお願いします。

○議長（関口雅敬君） 町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） それでは、村田議員の再質疑にお答えさせていただきます。

今回の補正に上げましたクビアカツヤカミキリのほうの委託なのですけれども、個人の方のところは含まれておりません。個人の方につきましては、別に薬剤配付等の要綱がありますので、そちらのほうで対応させていただくという形になります。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 村田議員の再質疑にお答えいたします。

補助金の金額につきましては、作業量の違いなどによりまして、1降雪1万8,000円というのが安いのか高いのかというはあるかとは思うのですが、現在も行政区に行っていただいている除雪作業につきまして、少しでも町のほうでもご支援できればと考えているものでございますので、1行政区につき1降雪1万8,000円ということで今回は予算のほう計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号 令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案42号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君）　日程第6、議案第43号　令和7年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君）　議案第43号　令和7年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ870万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を7億8,351万円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関口雅敬君）　議案の内容について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君）　それでは、議案第43号　令和7年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算それぞれ870万8,000円を増額し、予算の総額を7億8,351万円とするものでございます。

次に、6ページ、7ページを御覧ください。歳入でございますが、令和6年度の決算に伴い、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金を62万4,000円を減額し、第2項基金繰入金66万3,000円、第9款繰越金866万9,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、8ページ、9ページを御覧ください。歳出でございますが、第1款総務費、第2項徴税費、第1目賦課徴収費の委託料84万2,000円の増額は、令和8年度から国民健康保険税や後期高齢者保険医療などの医療保険料に上乗せされる子ども・子育て支援金に対応するためのシステム改修に要する費用でございます。

第2款保険給付費及び第3款国民健康保険事業納付金は、令和6年度の決算に伴い、財源の組替えを行うものでございます。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付金の774万5,000円の増額は、令和6年度の決算に伴い、普通交付金及び特定健康診査等負担金を県に返還するものでございます。

以上で議案第43号　令和7年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君）　これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（関口雅敬君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号 令和7年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 日程第7、議案第44号 令和7年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 議案第44号 令和7年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,451万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を7億9,249万1,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関口雅敬君） 議案の内容について、福祉介護課長の説明を求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） それでは、議案第44号 令和7年度介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,451万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億9,249万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、説明書によりご説明いたします。歳入につきまして、6、7ページを御覧ください。第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金、第2目地域支援事業繰入金（総合事業）、第3目地域支援事業繰入金（総合事業以外）、第5目その他一般会計繰入金の合計額マイナス1,425万6,000円は、令和6年度決算に伴い減額をするものでございます。

第7款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金6,877万円は、令和6年度決算に伴う繰越金で、当初予算との差額を増額するものでございます。

次に、歳出につきまして、8、9ページを御覧ください。第1款総務費から第4款地域支援事業費の補正額の財源内訳、特定財源、その他につきましては、歳入の繰入金の減額に伴い、財源内訳の組替えを行うものでございます。

第5款基金積立金、第1項基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金マイナス488万1,000円に

については、令和6年度決算に伴い、保険給付費等に要する財源の不足額に充てるため、基金に積み立てる額を当初予算から減額するものでございます。

10、11ページを御覧ください。第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金5,939万5,000円ですが、国庫等の支出金で令和6年度の精算により超過交付となつたため、返還する必要が生じたものでございます。

以上で議案第44号の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号 令和7年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

◆

#### ◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 日程第8、議案第45号 令和7年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 議案第45号 令和7年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正是、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を1億4,369万円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関口雅敬君） 議案の内容について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） それでは、議案第45号 令和7年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算それぞれ208万5,000円を増額し、予算の総額を1億4,369万円とするものでございます。

次に、6ページ、7ページ上段を御覧ください。歳入でございますが、令和6年度の決算に伴い、第3款繰入金177万1,000円、第9款繰越金31万4,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、下段を御覧ください。歳出でございますが、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の委託料205万7,000円の増額は、令和8年度から国民健康保険税や後期高齢者医療保険料などの医療保険料に上乗せされる子ども・子育て支援金に対応するためのシステム改修に要する費用でございます。

第2項徴収費、第1目徴収費は、令和6年度の決算に伴い財源の組替えを行うものでございます。

以上で議案第45号 令和7年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号 令和7年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第46号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 日程第9、議案第46号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 議案第46号 財産の取得についての提案理由を申し上げます。

学習者用情報機器等を購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関口雅敬君） 議案の内容等について、教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（熊谷昌史君） それでは、議案第46号 財産の取得につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

国が進めるG I G Aスクール構想第2期の実現に向け、令和2年度に整備した児童生徒等の学習者用端末を更新するものでございます。

議案書を御覧ください。1、購入物品及び数量についてですが、学習者用端末としてタブレット型端末、こちらは運搬及び設置、端末を一元的に管理するためのMDM、使用開始に必要な初期設定費、ラベル作成、貼付を含んでおり、これを430台、その他としてタッチペンを430本購入するものでございます。

2の納入場所につきましては、長瀬第一小学校及び長瀬中学校です。

3の納入期限は、契約の日から令和8年3月31日までとしております。

4、契約金額は1,688万4,208円で、この金額は消費税等を含んでおります。

5、契約の相手方は、東京都千代田区外神田6-15-12、富士電機ITソリューション株式会社、代表取締役、及川弘でございます。

業者の決定方法でございますが、GIGAスクール構想第2期の実現に向けて、文部科学省が示す共同調達会議体である埼玉県共同調達会議において業者を決定いたしました。埼玉県共同調達会議につきましては、埼玉県教育局及び県内全市町村により構成され、タブレット端末の整備に関わる共同調達の事務を執り行うものでございます。共同調達会議におきまして、昨年度から複数回にわたり協議を重ね、学習者用端末を整備、更新する際の共通仕様書の検討及び作成、調達台数の取りまとめ、入札事務等を行いました。共同調達会議におきまして、令和7年4月4日に入札公告、5月2日に開札しましたところ、7者の応札があり、富士電機ITソリューション株式会社が落札いたしました。その後、富士電機ITソリューション株式会社と町で協議し、仮契約を締結いたしました。現在は仮契約の状態ですので、本会議でご承認をいただきましたら、本契約を締結する予定でございます。

以上が財産の取得についての議案の内容でございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは1点だけ。担当が替わったので、分からぬ場合があるかもしれません、前回この端末を導入したときに、ちょっと私も資料を探したのだけれども、見つからなかつたのです。1台当たりに計算すると3万9,265.6円ということになります。前回多分5万円前後だったという記憶で探したのだけれども、分からなくて、あれっ、安くなったのかなというふうな気がするのですが、こういう端末自体が幾らか安価になってきたのかどうかで、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（関口雅敬君） 教育次長。

○教育次長（熊谷昌史君） それでは、村田議員のご質疑にお答えをいたします。

前回の第1期の購入費用と比較して、安いのではないかというご指摘だと思います。あと、今回の契約で買わせていただいたものは、端末本体とそれに伴う初期設定費ですとか、あるいはタッチペンということになっておりますが、第1期で購入したもので契約議案として出させていただいたものには、そのほかにソフトウェアの費用ですか、あと保守費用、そういうものを含んだ上での契約金額だったかと思いますので、額が大分違うのかなというふうに考えております。今回は、端末とタッチペンだけなのですが、前回はそれにプラスしてソフトウェアですか、保守費用ですか、そういう購入する内容が違っていたかなというふうに思います。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） ということは、ソフトとかそんなふうなものについてはもう内蔵されているから、これから新たにまたその費用をということはないということですか。それとも、いや、ソフトウェアとか

そういうのがないと、ちょっと多分駄目なのではないかなと思いますので、当然それは小出しにしてくるわけですね。

あと1点、業者はソリューションというのを覚えているので、多分同じ業者かなって気がするのですが、その点について分かればでいいです。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 教育次長。

○教育次長（熊谷昌史君） それでは、村田議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

当然タブレット端末だけでは使えませんので、ソフトウェアにつきましては、また別途改めて町のほうで入札を行いまして、業者を決定させていただきたいと思います。

また第1期、前回と今回、業者は同じなのかというお話をございますが、違う業者になってございます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） ほかに質疑はございますか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 納入期限が令和8年3月31日までというふうになっているということは、令和8年4月1日以降使用する機器かと思うのですけれども、令和8年度の小中学生の数はどのくらいでしょうか。

○議長（関口雅敬君） 教育次長。

○教育次長（熊谷昌史君） それでは、新井議員のご質疑にお答えしたいと思います。

契約期限は令和8年3月31日という形になってございますが、機器自体の納入期限は2月末日を今想定しております、早ければ今年度中から使用を開始したいというふうに考えております。

そうなりますと、今年度の児童生徒数が必要かなということになってございまして、今年度の児童生徒数を合わせますと363名でございます。これに教職員と予備機を加えまして、合わせて今回430台の購入とさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号 財産の取得について採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。



## ◎議案第47号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君）　日程第10、議案第47号　長瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。  
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君）　議案第47号　長瀬町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。  
長瀬町教育委員会委員である工藤ちはる氏の任期が令和7年9月30日で満了となるため、引き続き委員として任命することについて議会の同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関口雅敬君）　これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。  
8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君）　工藤ちはる委員なのですけれども、この人の名前もう何回も見たり、更新の。ですでの、何期目なのでしょう。それだけをお聞きしたいと思います。

○議長（関口雅敬君）　教育次長。

○教育次長（熊谷昌史君）　それでは、大島議員のご質疑にお答えさせていただきます。

現在、令和7年9月30日までの任期で2期目になります。今回ご同意賜りますと、次は3期目という形になるかと思います。

〔「8年やっている……」と言う人あり〕

○教育次長（熊谷昌史君）　1期目が、任期を4年間丸々ではなかったので、7年ぐらいになるかなと思います。

○議長（関口雅敬君）　ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号　長瀬町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

## ◎議員派遣の件

○議長（関口雅敬君）　日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付したとおりで派遣することに決定しました。



### ◎議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済観光常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（関口雅敬君）　日程第12、議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済観光常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、議規第74条の規定により、議会運営委員会委員長、総務教育常任委員会委員長、経済観光常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決まりました。



### ◎字句の整理

○議長（関口雅敬君）　ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

議規第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不穏当あるいは不備な点がございましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は議長に委任することに決まりました。



### ◎閉会について

○議長（関口雅敬君）　お諮りいたします。

定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会期はまだ残っておりますが、議規第7条の規定により、本日で閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

---

◇

---

### ◎町長挨拶

○議長（関口雅敬君） 本定例会の閉会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例の改正案4件、令和6年度決算認定4件、令和7年度補正予算案4件、契約の議決案1件、人事案件1件の合わせて14議案の重要な議案につきまして慎重な審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。誠にありがとうございます。これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

最後になりますが、9月に入り、暦の上では立秋を過ぎております。本来であれば、秋の気配を感じられる時候ではありますが、まだまだ厳しい暑さが続いております。皆様方には、くれぐれもご自愛いただきますよう、心からお願ひ申し上げます。また、皆様方のますますのご活躍をご祈念申し上げまして、9月定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

◇

---

### ◎閉会の宣告

○議長（関口雅敬君） これをもちまして本日の会議を閉じ、令和7年第6回長瀬町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後3時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年12月3日

議長 関口雅敬

副議長 大島瑠美子

署名議員 野原隆男

署名議員 村田徹也